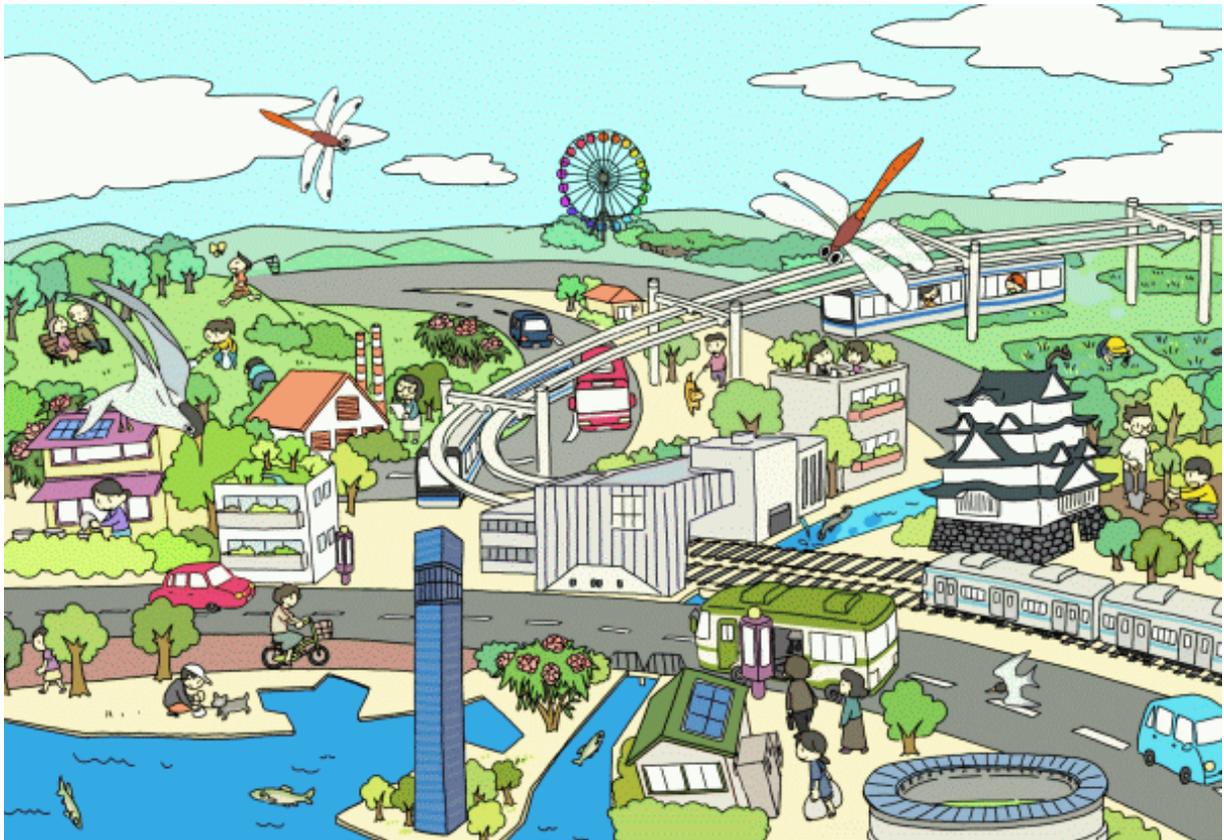


千葉市環境基本計画



平成 23 年 3 月

千葉市

目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項について	1
1. 千葉市の概況	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画策定の基本的な考え方	2
4. 計画の性格及び位置付け	3
5. 計画の目標年次	4
6. 計画の対象	4
第2章 千葉市の目指す環境像と基本目標	5
1. 望ましい環境都市の姿	5
2. 目指す環境像	5
(1)5つの目指す環境像	
(2)目指す環境像の内容	
(3)目指す環境像が実現された千葉市のまちの姿や市民の暮らし	
3. 基本目標	8
(1)基本目標の体系	
(2)基本目標の内容	
第3章 基本目標達成に向けた取組み	11
1. エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	12
2. 資源を効率的・循環的に利用したまち	21
3. 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	29
4. 健康で安心して暮らせるまち	42
5. だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち	55
第4章 定量目標	66
1. 定量目標一覧	66
2. 定量目標の内容	67
第5章 事業別・行政区別環境配慮指針	74
1. 事業別環境配慮指針	74
2. 行政区別環境配慮指針	77
第6章 環境基本計画の推進について	87
1. 推進体制	87
2. 環境基本計画の点検・評価	87
資 料	
1. 環境基本計画の全体基本構成図	90
2. 千葉市環境基本条例	91
3. 環境基本計画策定の経緯	99
4. 委員名簿	103
5. 用語解説	106

第1章 環境基本計画の基本的事項について

1. 千葉市の概況

本市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、標高 20～100m の洪積台地と、これを樹枝状に刻む谷津及び海岸の沖積平野、さらに東京湾の干潟部分を埋め立てた地域から成っています。谷津の奥には必ずと言ってよいほど湧水が存在し、これに端を発する小河川は谷津低地と海岸の沖積平野を潤しており、市では大きな河川である都川と花見川は東京湾に注ぎ、若葉区及び緑区には、印旛沼に流れる鹿島川水系の源流部が広がっています。

昭和 20 年の空襲により市街地の大半は焼失しましたが戦後の経済復興はめざましく、大規模開発や東京湾の埋め立てなどにより、急速な都市化と工場誘致が進み、大規模住宅団地の建設によって首都圏のベッドタウンとして発展してきました。

こうした急速な工業化等の進展に伴い、工場等から排出される汚染物質等による産業型公害が引き起こされ、大気汚染に係る健康被害が生ずるなど、深刻な社会問題となりましたが、種々の公害対策を推進することにより、その状況は改善されてきました。

昭和 50 年代後半に入ると、急激な都市化の進展や生活様式の変化等により、廃棄物問題、自動車交通公害問題、生活排水による水質汚濁問題等の都市・生活型環境問題が顕在化するとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊などいわゆる地球環境問題も新たに大きく浮上してきました。

2. 計画策定の背景

千葉市では、「千葉市環境基本条例」（平成 6 年 12 月）に掲げられた目的・基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「千葉市環境基本計画」を平成 7 年 3 月に策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。この計画は平成 22 年度を目標年度とする計画で、平成 14 年 6 月には、地球温暖化をはじめとする地球環境問題や、循環型社会の構築、化学物質対策などの新たな課題に対応するため改定し、状況に応じた各種施策・事業等の推進を図ることにより、環境の保全及び創造に努めました。

この結果、大気環境中の二酸化窒素濃度が大幅に改善したほか、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量やごみの再生利用率が着実に改善するなど成果をあげることができました。しかし一方では、市域の温室効果ガス排出量や地下水の汚染等はあまり改善傾向が見られず、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、都市生活型公害等への対応、生物多様性の保全など、引き続き対応しなければならない課題も数多く残されているところです。

国においては、平成 19 年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」において、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの社会の総合的な実現により持続可能な社会を目指すという新たな概念が提示されました。それ以降も、日本版グリーンニューディールである「緑の経済と社会の変革」（平成 21 年 4 月）の公表や、生物多様性基本法に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」（平成 22 年 3 月）の閣議決定など、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けた様々な取組みがなされています。

このような状況の中、本市の環境の現況や国内外の動向等を踏まえ、引き続き中期的な計画を策定し、各種施策・事業等を推進し環境の保全及び創造を図る必要性から、新たな「千葉市環境基本計画」を策定しました。

3. 計画策定の基本的な考え方

新たな「千葉市環境基本計画」の策定にあたっては、前計画の点検評価結果や環境の現況等を踏まえ、市民、事業者、市の担うべき役割を再認識し、それぞれの取組みの促進を図るとともに、実効性のある環境の保全及び創造に関する施策の見直しを行う必要がありました。また、環境問題を取り巻く状況の変化や社会情勢の変化に適切に対応するとともに、環境の保全等に寄与する新たな技術開発等の成果を積極的に組み込む必要がありました。

これらを踏まえ、新たな「千葉市環境基本計画」策定の基本的な考え方を以下のように設定しました。

◆ 上位の目標の具体化、市民・事業者・市の役割の明確化等により共有できる計画づくりを目指す

環境基本計画は、その目標の実現に向け市民・事業者・市が連携して取り組むべき計画であるため、平成 20 年 4 月に施行された「千葉市市民参加及び協働に関する条例」に示された参加の手続き等により、市民、事業者の意見等を反映させました。

また、目指す環境像として、参加・連携に関する環境像を新たに設定するとともに、望ましい環境都市が実現された千葉市のまちの姿や、そこでの市民生活等を文章やイラストで表現しました。

◆ 国内外の動向、社会情勢の変化に適切に対応するとともに、上位計画や関連計画との効率的・効果的な連携を図る

前計画の点検評価結果や本市の環境の現況等だけでなく、地球温暖化対策や生物多様性に関する国際的な動向、「21 世紀環境立国戦略」や日本版グリーンニューディールである「緑と経済と社会の変革」などを踏まえ、新たな目標等を設定しました。

前計画改定以降に「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」（平成 17 年 3 月）が策定され、また現在、平成 33 年度までを計画期間とする「千葉市新基本計画」、「千葉市水環境保全計画」、「千葉市自動車公害防止計画」、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が策定中であることから、それぞれの計画の担うべき役割を明確にするとともに、環境分野の関連計画にととまらず、千葉市新基本計画との効率的・効果的な連携を図ります。

◆ 定量目標及び点検・評価指標を設定し、実効性のある計画進行管理を実現する

前計画では、22 の基本目標のうち 8 つの基本目標に 11 の定量目標を設定していました。

新たな「千葉市環境基本計画」においては、定量目標とあわせて、その設定が難しい基本目標についても、具体的な目標数値を持たない点検・評価指標を設定し、施策・事業等の実施状況等とあわせ、数値を毎年度把握し評価する、進行管理の仕組みを構築しました。

4. 計画の性格及び位置付け

本計画は、「千葉市環境基本条例」に基づき策定されるもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的目標及び施策の方向性を定めた計画です。

(環境基本計画)

第 10 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千葉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、千葉市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

また、本計画は、本市の都市づくりの基本的方向を示す「千葉市新基本計画」の環境分野の個別計画であり、「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」「千葉市自動車公害防止計画」等の環境分野の保全・創造に向けた部門別計画に施策の方向性を与えるものです。

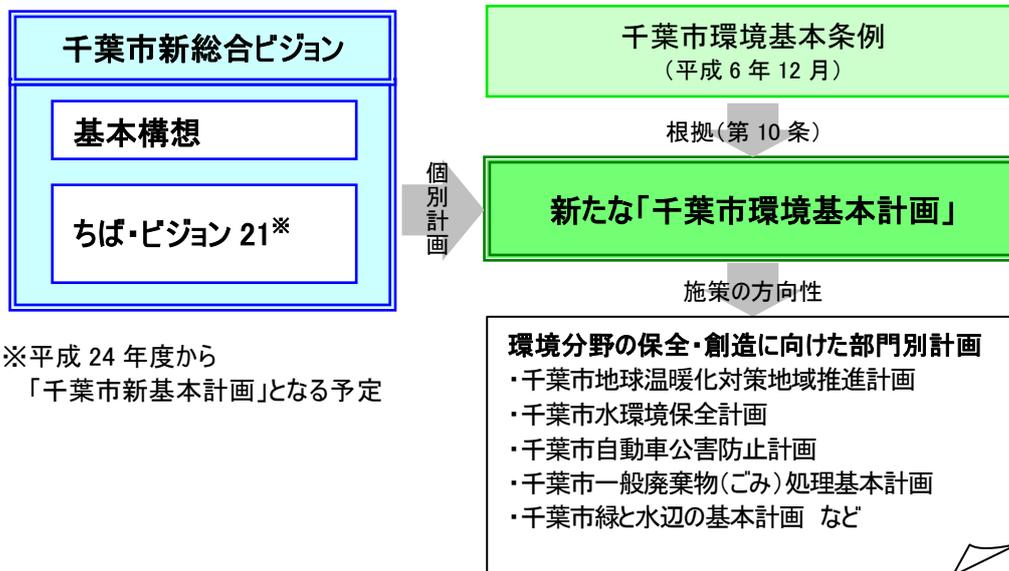


図 1-1 本計画の位置付け

さらに、地球的規模の環境問題への市民、事業者、市の取組みの方向性を明らかにし、地球環境保全への貢献、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの確立等を目的とした「ローカルアジェンダ 21」を包含します。

5. 計画の目標年次

本計画の計画期間は「千葉市新基本計画」と整合を図り、目標年度は平成 33 年度とします。

計画の内容については、今後、環境や社会情勢の変化、科学技術の進展等を踏まえ、見直しが必要な場合は、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の対象

(1) 対象とする地域

本計画の対象区域は、千葉市域全体とします。

ただし、市域の範囲を超えて広域的に取り組むべき課題については、国、県、近隣市町村と連携・協議して取り組みます。

(2) 対象とする分野

本計画の対象分野は、地球環境の保全、廃棄物の適正処理、良好な自然生態系や生物多様性の保全、大気汚染、水質汚濁等の未然防止、都市景観や歴史的遺産の保全等です。

第2章 千葉市の目指す環境像と基本目標

1. 望ましい環境都市の姿

環境基本条例における基本理念及び施策の基本方針を受け、21世紀にふさわしい千葉市の望ましい環境都市の姿を以下のように表すことにします。

豊かな自然と生活環境を守り、育み、
うるおいのある環境とともに生きるまちへ

2. 目指す環境像

(1) 5つの目指す環境像

『豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちへ』の実現に向け、5つの環境像を設定します。

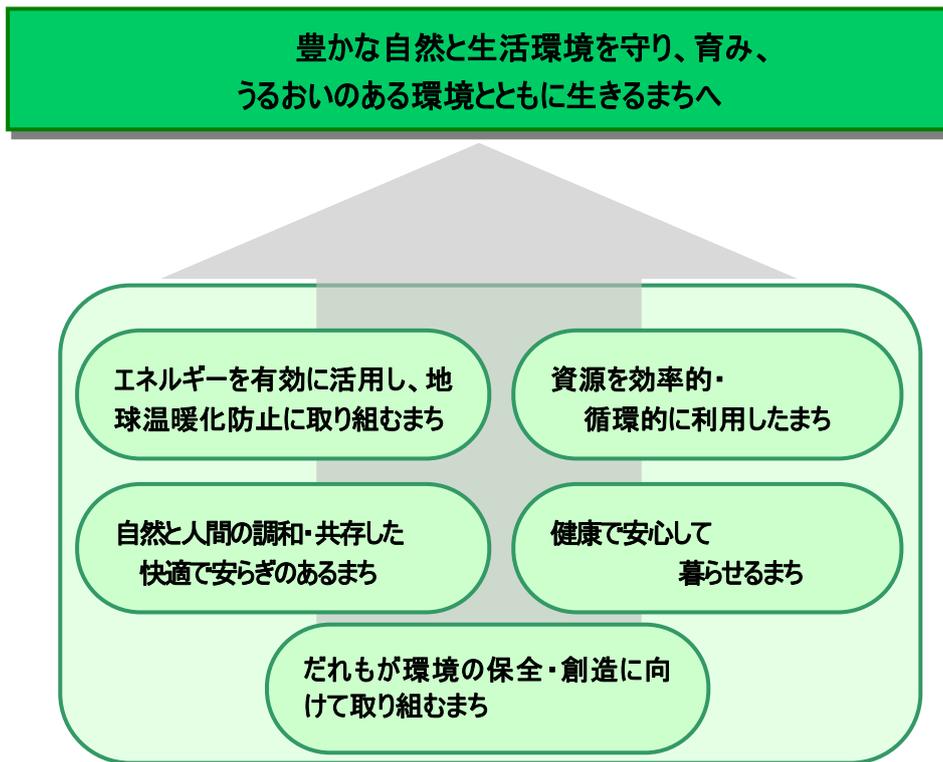


図 2-1 望ましい環境都市の姿と5つの目指す環境像

「だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち」は、他の4つの環境像を実現するために市民が力を合わせて取り組むことが有効な仕組みと考え、環境像の一つに位置付けたものです。

これら5つの環境像は、それぞれが重要であり、どれ一つ欠くことのできない役割を果たしています。各々の達成に向けて取り組むとともに、相互に連携しあって一体となって、望ましい環境都市の姿の実現を目指していこうとするものです。

(2) 目指す環境像の内容

それぞれの目指す環境像の内容は以下のとおりです。

① エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち

私たちの便利で快適な生活は、多くのエネルギーによって支えられており、石油や石炭等の化石燃料を多量に消費した結果、地球温暖化やヒートアイランド現象など私たちの生存基盤に係わる環境問題が生じています。

本市は、産業活動が旺盛でまた全国平均を上回る人口の集中が進んでいます。こうした都市化が進展する中で、より良い環境を将来の市民に引き継いでいくためには、全ての市民、事業者がこの問題を共通の課題として認識し、あらゆる場面において温室効果ガスの排出などの環境への負荷を低減するための取組みが求められています。

このため、私たちのライフスタイルを見直し、エネルギーを有効に活用し、温暖化防止に取り組むまちづくりを目指します。

② 資源を効率的・循環的に利用したまち

物質的な豊かさは、限りある資源やエネルギーを大量に消費しつつ廃棄物問題等さまざまな環境問題を引き起こします。そこで、資源が効率的・循環的に利用され、かつ環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指します。

市民・事業者・市がそれぞれの立場から、生産、流通、消費、廃棄等のすべての段階を通じて、廃棄物を出さない努力をし、廃棄物の再使用、再生利用などに取り組み、循環のシステムを構築します。

③ 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち

身近に海や多くの緑が存在する千葉市の自然環境は、私たちの生活に豊かな恵みを与え、私たちを支えています。千葉市に住む私たちは、便利な都市機能と豊かな自然とを享受し、快適な生活を営むことができます。しかし近年、都市化の進展等により、自然との調和が損なわれることが危ぶまれています。そこで、このバランスを崩さず、未来に多種多様ないのちを継承するまちの実現を目指します。

千葉市の特筆すべき環境に谷津田があります。若葉区の谷津田には昔、コウノトリが生息していたそうです。ホタルが舞い、メダカが群れる谷津田、コウノトリがふたたび舞い戻って来られるような環境の創造を推進します。

④健康で安心して暮らせるまち

私たちが健康で安心して暮らすには、私たちを取り巻く大気や、手に触れ口に入れる水が、清浄で安全なものでなくてはなりません。また、目に見えない化学物質への対策も重要です。

様々な人間の活動が環境に負荷を与えることにより、大気汚染や水質汚濁をひきおこすことがないように、また、騒音、振動、悪臭等により日常生活に支障を及ぼすことのないよう、お互いを思いやる気持ちを持って、健康で安心して暮らせるまちを市民・事業者・市が一体となって目指します。

⑤だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち

県内随一の人口規模と産業集積を有する大都市である千葉市の発展は、活発な事業活動を抜きに語ることはできません。経済活動を発展させつつ、身近な自然を守り、次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが、人間と環境の関わりを正しく理解するとともに、環境に対する人間の責任と役割を自覚し、環境保全活動に取り組んでいく意識を高めることが大切です。

市民・事業者・市がそれぞれの立場から、環境の保全・創造に向けて取り組むまちの実現を目指します。

(3) 目指す環境像が実現された千葉市のまちの姿や市民の暮らし

目指す環境像が実現された千葉市のまちの姿や、そこでの市民生活等は下図のようなイメージになります。

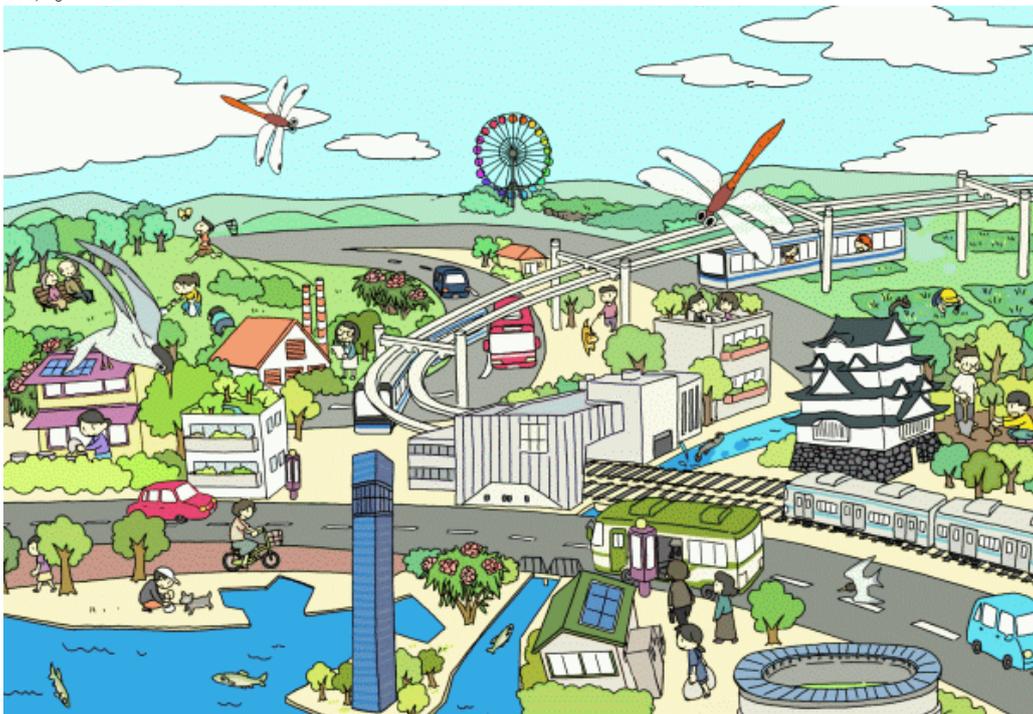


図 2-2 目指す環境像が実現された千葉市のまちの姿や市民の暮らしのイメージ

3. 基本目標

(1) 基本目標の体系

目指す環境像を実現するための基本目標を以下のように設定します。

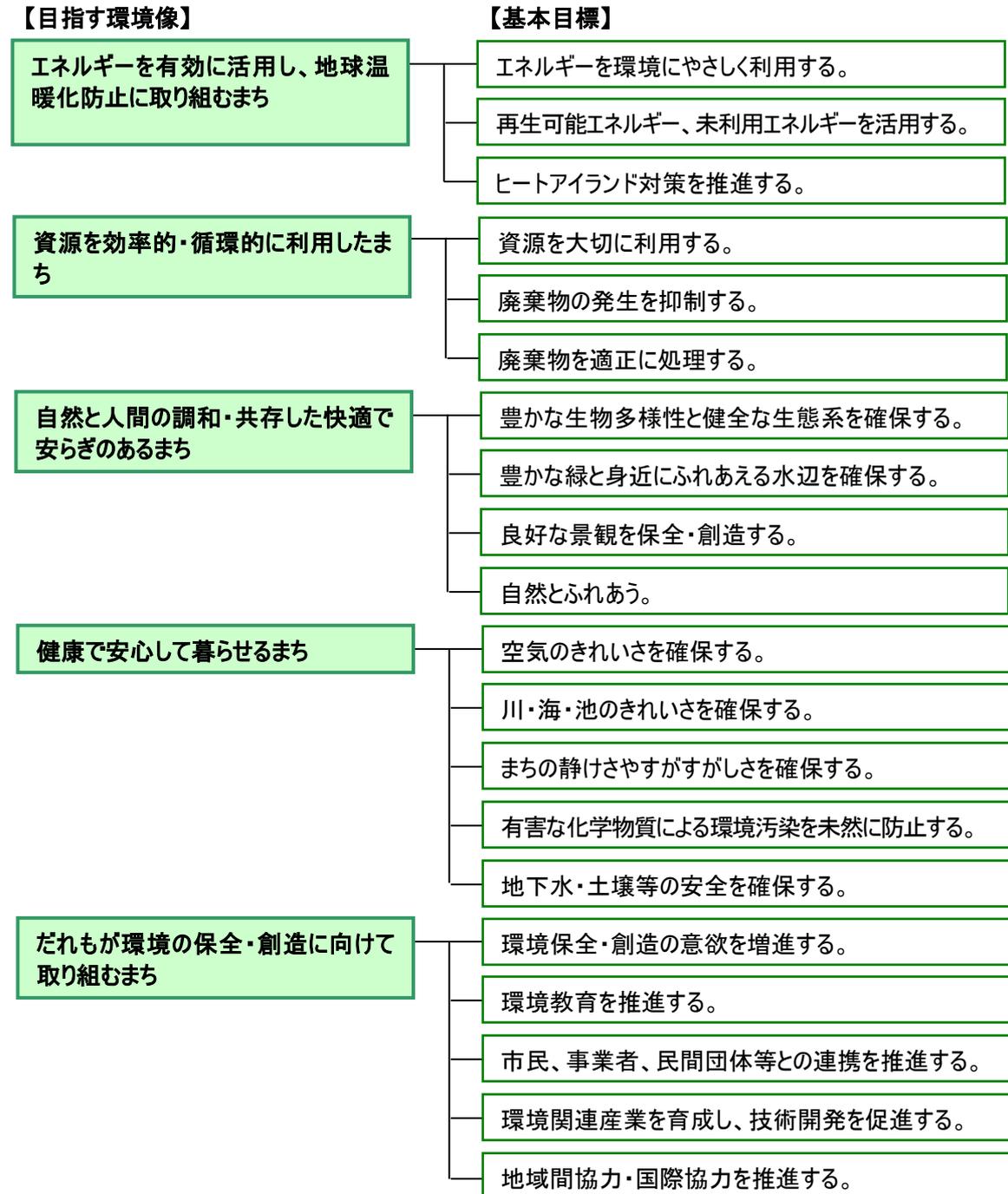


図 2-3 基本目標の体系

(2) 基本目標の内容

20 の基本目標の内容は以下のとおりです。

【エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち】

1) エネルギーを環境にやさしく利用する。

地球温暖化対策を総合的に推進することなどにより、地球環境保全に積極的に貢献することを目指します。また、環境問題に対する関心や環境に対する配慮の度合いを高め、地球にやさしいライフスタイルの定着を目指します。

2) 再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する。

再生可能エネルギー活用設備や未利用エネルギー活用設備の大幅な利用拡大を目指します。

3) ヒートアイランド対策を推進する。

ヒートアイランド現象の緩和に向けて、都市部における屋上・壁面緑化や緑のカーテンなどによる蒸発散機能の向上や温排気の抑制などの促進を図られることを目指します。

【資源を効率的・循環的に利用したまち】

4) 資源を大切に利用する。

循環資源の再利用や循環的な利用等の比率を高めることを目指します。

5) 廃棄物の発生を抑制する。

ごみの発生を極力抑えた事業活動や日常生活を行い、廃棄物の総量や単位あたりの廃棄物発生量を抑制することを目指します。

6) 廃棄物を適正に処理する。

廃棄物の適正な処理を推進し、環境への負荷が抑制されるとともに、廃棄物の不法投棄等のないことを目指します。

【自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち】

7) 豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する。

身近な自然を保全・再生し、本市の自然特性に基づく豊かな生物多様性と健全な生態系の確保・継承を目指します。また、身近な場所で自然・生命の素晴らしさを感じることでできる空間の形成を図ります。

8) 豊かな緑と身近にふれあえる水辺を確保する。

まとまりとつながりのある緑や水辺を保全・創造し、身近にふれあうことのできる環境づくりを推進することを目指します。

9) 良好な景観を保全・創造する。

地域の身近な自然を大切に、それを活かした景観の保全に努めます。また、地域の特性を活かし、都市の個性や魅力を高めるとともに、やすらぎのある都市空間の形成を目指します。

10) 自然とふれあう。

市民と豊かな自然との多様なふれあいの場が確保されていることを目指します。

【健康で安心して暮らせるまち】

11) 空気のきれいさを確保する。

大気の保全が図られ、市民の健康で快適な生活環境に影響を及ぼさないことを目指します。

12) 川・海・池のきれいさを確保する。

水循環の健全性が損なわれるような行為を抑制するとともに、河川等の水質の保全が図られ、市民の健康で快適な生活環境に影響を及ぼさないことを目指します。

13) まちの静けさやすがすがしさを確保する。

騒音・振動・悪臭等により、日常生活等に支障を及ぼさない水準の確保を目指します。

14) 有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する。

化学物質による環境汚染の心配がなく、健康で安全な暮らしが守られることを目指します。

15) 地下水・土壌等の安全を確保する。

地下水・土壌等が保全され、健康で安全な暮らしが守られることを目指します。

【だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち】

16) 環境保全・創造の意欲を増進する。

市民、民間団体等が、自ら進んで環境保全活動を継続的に行えるよう、環境保全の意欲の増進を図ります。

17) 環境教育を推進する。

環境教育の裾野の拡大、多様な学習の機会・場の継続的・段階的な提供、さらには環境教育を支援するための人材や情報の提供などを体系的、計画的に推進します。

18) 市民、事業者、民間団体等との連携を推進する。

市民、事業者、民間団体、市等が相互理解の下に連携・協力して環境保全活動を行う事業を積極的に推進します。

19) 環境関連産業を育成し、技術開発を促進する。

事業者や大学・研究機関などと連携し、環境関連産業の育成や環境保全・創造に関する技術開発を促進します。

20) 地域間協力・国際協力を推進する。

複雑・多様化する環境問題の解決のためには、市域を超えて国や県、近隣市町村と、地球環境問題の解決のためには国際的に、連携・協力が必要であることから、環境分野での地域間協力、国際協力を貢献する取組みを推進します。

第3章 基本目標達成に向けた取組み

望ましい環境都市の姿である『豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちへ』や5つの目指す環境像、基本目標の達成に向け、市民・事業者・市が、各々の担うべき役割、責任の重大さ、実践することの重要性等を十分に認識し、一体となって、環境の保全・創造に関する取組みを実践していく必要があります。

千葉市環境基本条例第4条では市の責務、第5条では事業者の責務、第6条では市民の責務、を以下のように規定しています。

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響の低減に努めるものとする。

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

市の役割

市は、率先した取組みを基本としつつ、市民・事業者等の各主体の参加を得て、連携した取組みについて、その基本的体系を構築するとともに、それに基づき施策を総合的に展開します。

その中で、環境保全・創造に関する目標、施策の方向性等を示すとともに、各種情報の提供や助言等により、各主体が行動する基盤づくりや自主的な行動を促進します。

市民の役割

今日の環境問題が市民の日常生活と深いかわりがあることを認識し、日ごろのライフスタイルを見直し、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境を保全するための行動を積極的に推進します。

事業者の役割

これまでの事業活動を見直し、生産工程等における省エネルギー・廃棄物の排出抑制や環境への汚染物質の低減の他、リサイクルを基調とするシステムの構築などの取組みを積極的に推進します。

1. エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち

「エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち」の目指す環境像の内容は以下のとおりです。

私たちの便利で快適な生活は、多くのエネルギーによって支えられており、石油や石炭等の化石燃料を多量に消費した結果、地球温暖化やヒートアイランド現象など私たちの生存基盤に係わる環境問題が生じています。

本市は、産業活動が旺盛でまた全国平均を上回る人口の集中が進んでいます。こうした都市化が進展する中で、より良い環境を将来の市民に引き継いでいくためには、全ての市民、事業者がこの問題を共通の課題として認識し、あらゆる場面において温室効果ガスの排出などの環境への負荷を低減するための取組みが求められています。

このため、私たちのライフスタイルを見直し、エネルギーを有効に活用し、温暖化防止に取り組むまちづくりを目指します。

「エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち」実現のための基本目標は以下のとおりです。

【目指す環境像】

エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち

【基本目標】

エネルギーを環境にやさしく利用する。

再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する。

ヒートアイランド対策を推進する。

図 3-1-1 「エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち」の基本目標

1-1 エネルギーを環境にやさしく利用する。

(1) 現況と課題

平成 21 年度に実施した調査によると平成 19 年度の市域の温室効果ガス総排出量は 18,608 千トン CO₂ であり、「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」の現況年度である平成 2 年度の 17,888 千トン CO₂ に比べ 720 千トン CO₂ (4.0%) 増加しました。

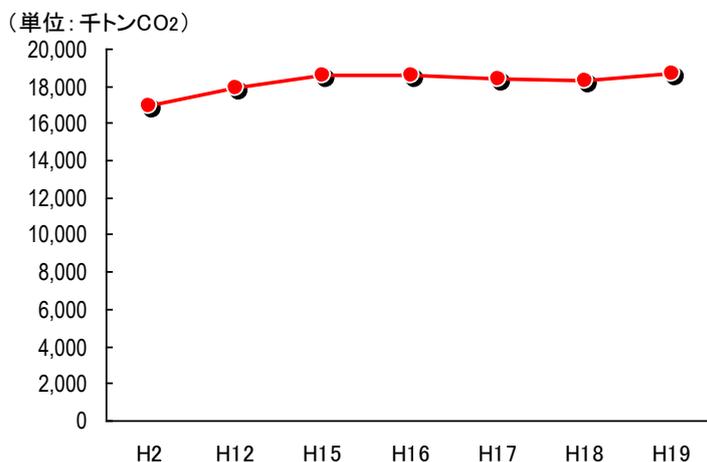


図 3-1-2 温室効果ガス排出量の推移

「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」の目標値である平成 22 年度 16,796 千トン CO₂ 達成のためには、1,812 千トン CO₂ (9.7%) の削減が必要となっています。また、国においては、全ての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提に 2020 年(H32)に 1990 年(H2)比 25%、2050 年(H62)に 80%温室効果ガスを削減するという高い目標を表明し、地球温暖化対策を意欲的に推進していることなどから、市民・事業者・市の三者が連携して、それぞれの役割に応じた温暖化対策を着実に実施していくことが求められています。

(2) 基本目標

「エネルギーを環境にやさしく利用する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

地球温暖化対策を総合的に推進することなどにより、地球環境保全に積極的に貢献することを目指します。また、環境問題に対する関心や環境に対する配慮の度合いを高め、地球にやさしいライフスタイルの定着を目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 温室効果ガス排出量
- 公共交通機関利用者数
- CASBEE (建築環境総合性能評価システム) による省エネ建築物数
- 自転車駐車場整備台数
- 二酸化炭素吸収量
- 木造公共建築物の延べ面積
- 電気使用量、燃料使用量

(4) 施策

「エネルギーを環境にやさしく利用する。」の施策体系は以下のとおりです。

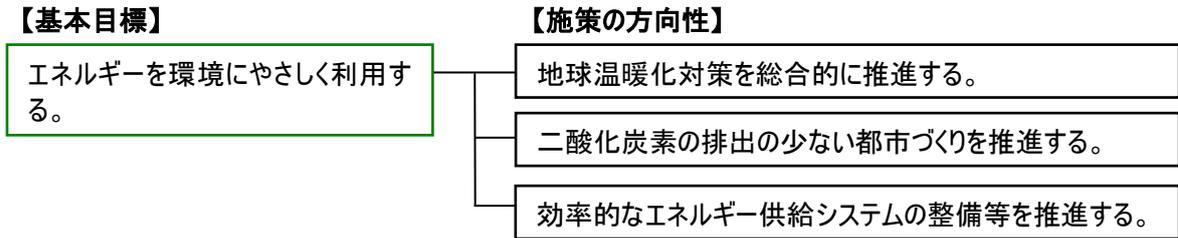


図 3-1-3 「エネルギーを環境にやさしく利用する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①地球温暖化対策を総合的に推進する。

- ・「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」により、市域全体の温室効果ガス排出量の削減に向けた各種施策等を総合的・計画的に推進します。
- ・特定排出者（温室効果ガスの報告義務がある多量排出事業者）の温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを促進させるため、新たな仕組みやインセンティブの創出等について検討します。
- ・地球温暖化対策地域協議会や温暖化防止活動推進員、温暖化防止活動推進センター等との連携を図りながら、市民・事業者の取組みを促進させるため情報提供を積極的に推進します。
- ・「千葉市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市の事務事業に関する温室効果ガス排出削減対策を推進します。
- ・市の事務事業に関する環境配慮活動として、千葉市独自の環境マネジメントシステム（C-EMS）により、エコオフィス活動、一般事務事業、公共工事において、省資源・省エネルギーなどの環境保全に取り組めます。
- ・「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」と「千葉市地球温暖化防止実行計画」を統合した「（仮称）千葉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を計画的・総合的に推進していきます。

②二酸化炭素の排出の少ない都市づくりを推進する。

- ・都市構造を二酸化炭素の排出や環境への負荷が少ないものとするため、都市機能の集約を推進するとともに、低炭素街区の形成等の検討を進めます。
- ・天然ガス等の、より二酸化炭素排出量の少ない低炭素型エネルギーへの転換を図ります。
- ・幹線道路やバイパス等の計画的な整備、交差点の改良、鉄道と道路の立体交差化など、自動車交通流の円滑化対策を推進します。
- ・鉄道事業者との協力・連携による鉄道駅周辺等における自転車駐車場の整備や、自転車走行空間（自転車レーン）の整備等を推進し、自転車利用の拡大に努めるとともに、都市型レンタサイクル・コミュニティサイクルの導入検討等、自転車利用の促進に努めます。
- ・公用車への次世代自動車の積極的な導入を推進するとともに、市民・事業者等の次世代自動車の買い替え等を促進する施策を検討します。
- ・民間における ESCO 事業の実施、省エネルギー型住宅・オフィスビルの普及促進等、建築物や地域全体の省エネルギー化を推進します。
- ・CASBEE（建築環境総合性能評価システム）を活用した「千葉市建築物環境配慮制度」により、環境への負荷の低減、環境に配慮した建築物の建築の誘導等を促進します。
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、木造公共建築物の建築を推進します。

③効率的なエネルギー供給システムの整備等を推進する。

- ・ コージェネレーションシステム（熱電併給システム）を促進するなど、地域のエネルギーの効率的な利用、エネルギー消費量の抑制を推進します。
- ・ 公用車への次世代自動車の積極的な導入、市内の EV ステーション等、ステーションの整備を推進するとともに、市民・事業者等の次世代自動車の買い替え等を促進する施策を検討します。
- ・ スマートグリッドなど、ICT 技術を活用した電気や熱の面的利用等によるエネルギー利用の効率化について検討します。
- ・ 工場設備、給湯設備、事務機器、家庭電器製品の省エネルギー化など、エネルギー利用設備の高効率化を推進します。

(5)市民及び事業者の取組み

「エネルギーを環境にやさしく利用する。」の基本目標達成に向けた市民の環境への負荷を低減するための日常生活における取組みや、環境の保全及び創造に向けた取組み、事業者の環境への負荷を低減するための事業活動における取組みや、環境マネジメント等の取組みを例示します（以下、他の基本目標についても同様）。

①市民の取組み

- 地球温暖化問題について理解を深める。
- 環境家計簿を活用し、目標を立てて省エネルギーなどに取り組む。
- 無駄な電気を消す、冷暖房を控えめにする、マイカーの利用を控えるなど日常生活でエネルギーの節約に努める。
- 高効率の家電製品、給湯設備、照明、空調設備などを選択して購入する。
- 低燃費車の購入に努める。
- 環境家計簿や省エネルギー診断を活用し、家庭での省エネルギー化を進める。
- 高断熱・高气密住宅など省エネルギー型の住宅づくりに努める。
- グループの環境保全活動などで得られた地球温暖化防止に役立つ情報を他のグループや市に提供する。
- 国、県、市の地球温暖化対策に協力する。

②事業者の取組み

- 温室効果ガスの排出抑制措置に関する行動計画を作成し、実行する。
- 地球温暖化防止のための投資や技術開発を推進する。
- 国、県、市の地球温暖化対策に協力する。
- 事業用自動車の使用効率化を図り、燃料使用量の抑制に努める。
- 事業活動や通勤等での公共交通機関の利用を推進する。
- 事業活動のあらゆる場面で省エネルギーを推進する。
- 効率的なエネルギーシステムの導入に努める。
- 省エネルギー診断を活用し、省エネルギー対策を計画的に実施する。
- 省エネルギーに資する製品や技術の開発を推進する。
- 建築物の省エネルギー構造化に努める。

1-2 再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する。

(1) 現況と課題

本市は平成12年9月に「新エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギー、未利用・リサイクルエネルギー、エネルギーの新利用形態の導入推進に努めてきました。

これまで、住宅用太陽光発電設備設置補助や公共施設への太陽光発電設備の導入、清掃工場の余熱を活用した発電、さらに発電と給湯を同時に行うコージェネレーションシステムの導入などを行っています。

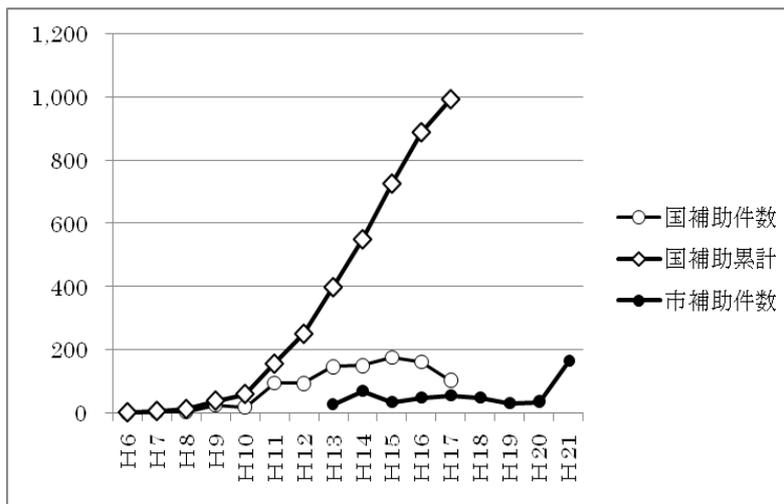


図 3-1-4 千葉市内住宅用太陽光発電設備設置補助件数の推移

地球温暖化対策として化石燃料に依存しないエネルギー源を確保することは根本的な解決につながります。このため、太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーを活用し化石燃料からの転換を進める必要があります。さらには、本市には工場排熱や活用されていないバイオマス資源など、未利用のエネルギー資源が存在しており、こうした資源を有効に活用することが期待されます。さらに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出削減のため、さまざまなエネルギー源から、より二酸化炭素排出量の少ないエネルギーの利用に努める必要があります。

特に、地球温暖化対策の進展に伴い、様々な技術開発が進められており、新たな技術を的確に普及させ、温室効果ガスの排出削減につなげる必要があります。

(2) 基本目標

「再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

再生可能エネルギー活用設備や未利用エネルギー活用設備の大幅な利用拡大を目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 再生可能エネルギーの活用量
- 未利用エネルギーの活用量
- 太陽光発電設備設置件数及び設備能力
- 太陽熱利用システムの利用件数

(4) 施策

「再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する。」の施策体系は以下のとおりです。

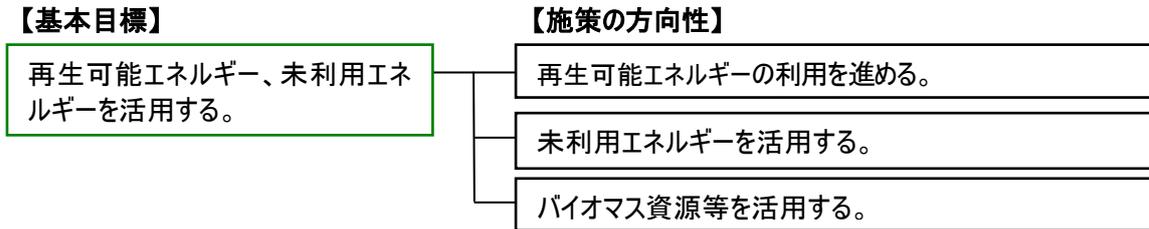


図 3-1-5 「再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①再生可能エネルギーの利用を進める。

- ・ 公共施設へ太陽光発電設備、太陽熱利用システムを導入します。
- ・ 住宅用太陽光発電設備の設置補助等により市民、事業者への普及を促進します。
- ・ 太陽熱利用設備、風力発電設備、小水力発電設備など住宅用太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー利用設備の普及を具体的に進めるため、設置時の補助導入を含め効果的な普及方策について検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの有効性についての情報を発信し、導入を促進します。
- ・ 太陽熱の給湯への活用、太陽光の照明への活用を促進します。

②未利用エネルギーを活用する。

- ・ 清掃工場の焼却熱を活用した発電や熱供給を行います。
- ・ 地下水、河川水、海水等の熱を冷暖房に活用します。
- ・ ボイラーの排熱等を回収し給湯や暖房に活用します。

③バイオマス資源等を活用する。

- ・ 廃棄物や汚泥、糞尿等をメタン発酵し燃料として活用します。
- ・ バイオマス資源から得られたエタノールや ETBE を添加したガソリンを利用する環境を整備します。
- ・ 廃食用油等を燃料として活用します。
- ・ 周辺環境に配慮しながら、薪、木質チップ、木質ペレットを燃料とするボイラーや、ストーブの普及を促進します。

(5) 市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 太陽光発電設備や太陽熱利用システムを導入する。
- 天窓や窓を活用し照明を節約する。
- 周辺環境に配慮しながら、薪、木質チップ、木質ペレットを燃料とするストーブを導入する。
- バイオマス資源から得られたエタノールや ETBE を添加したガソリンを利用する。

②事業者の取組み

- 太陽光発電設備や太陽熱利用システムを導入する。

- 地下水、河川水、海水等の熱を冷暖房に活用する。
- 工場排熱等を有効に活用する。
- 小水力発電設備を導入する。
- 廃棄物や汚泥、糞尿等をメタン発酵し燃料として活用する。
- バイオマス資源から得られたエタノールや **ETBE** を添加したガソリンを利用する。
- バイオディーゼル燃料 (**BDF**) を利用する。
- 周辺環境に配慮しながら、薪、木質チップ、木質ペレットを燃料とするボイラーを導入する。
- 再生可能エネルギー、未利用エネルギー活用技術を開発する。
- 再生可能エネルギー、未利用エネルギー活用製品を提供する。
- 単位エネルギー量あたりの温室効果ガス排出量がより少ないエネルギーを利用する。

1-3 ヒートアイランド対策を推進する。

(1) 現況と課題

市街化の進行に伴い、エネルギー使用の集中や緑地・水面の減少、地表被覆の人工化などが進み、周辺地域に比べ市街地の気温が高くなるヒートアイランド現象が発生します。

本市においても、年平均気温が 30 年前に比べ 1.5℃上昇しており、ヒートアイランド現象の特徴といわれる最低気温の上昇や熱帯夜の増加が観測されていることからヒートアイランド現象が生じているものと考えられます。

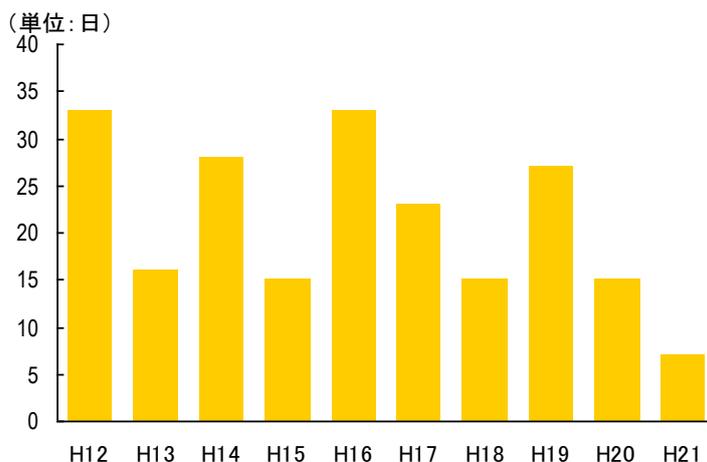


図 3-1-6 熱帯夜の発生日数の推移

ヒートアイランド対策は人工排熱の削減（省エネ）や地表面被覆の改善（緑化等）等多岐にわたるため、今後もヒートアイランド対策方針に基づく関連施策の具体化と、関係部局の連携による総合的な取組みが必要です。

(2) 基本目標

「ヒートアイランド対策を推進する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

ヒートアイランド現象の緩和に向けて、都市部における屋上・壁面緑化や緑のカーテンなどによる蒸発散機能の向上や温排気の抑制などの促進が図られることを目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 都市公園面積
- 屋上・壁面等緑化面積
- 熱帯夜の年間発生日数

(4) 施策

「ヒートアイランド対策を推進する。」の施策体系は以下のとおりです。



図 3-1-7 「ヒートアイランド対策を推進する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①都市を冷やす機能を確保する。

- ・市街地における緑地や水面等のクールスポットの拡大に努めます。
- ・市街地における水辺等を活用した風の通り道の確保、道路（歩道）における透水性舗装の推進など、水面や非舗装面の確保などに配慮した都市整備を推進します。
- ・屋上や壁面の緑化、緑のカーテンなどによる建築・建造物及びその敷地内の緑化や、街路樹などによる道路空間の緑化を推進します。
- ・ヒートアイランド現象の現状やその原因等に関する情報提供を推進します。

②建築物等からの温排気を軽減する。

- ・空調設備の適正温度運転等を推進するとともに、湿式放熱の採用や高断熱・高気密の建築物整備など、エネルギーの効率的な利用を促進します。

(5) 市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 家庭での緑化、緑のカーテンなどに取り組む。
- エアコンの適正な温度設定など省エネルギーに努める。
- 高効率空調設備等の整備に努める。
- 高断熱・高気密な住宅の整備に努める。

②事業者の取組み

- 事業所内の緑化、緑のカーテンなどに努める。
- 地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆を改善する。
- 建築物の屋上緑化や壁面緑化に努めるとともに、事業所内の緑や水辺の確保を図る。
- 事業活動において熱回収等に努め、大気中への温熱の排出を抑制する。
- 建築物の冷暖房空調システムの適正温度管理運転を徹底し、温排気の低減に努める。
- 高効率空調設備等の整備に努める。
- 湿式放熱の採用や高断熱・高気密の建築物の整備に努める。

2. 資源を効率的・循環的に利用したまち

「資源を効率的・循環的に利用したまち」の目指す環境像の内容は以下のとおりです。

物質的な豊かさは、限りある資源やエネルギーを大量に消費しつつ廃棄物問題等さまざまな環境問題を引き起こします。そこで、資源が効率的・循環的に利用され、かつ環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指します。

市民・事業者・市がそれぞれの立場から、生産、流通、消費、廃棄等のすべての段階を通じて、廃棄物を出さない努力をし、廃棄物の再使用、再生利用などに取り組み、循環のシステムを構築します。

「資源を効率的・循環的に利用したまち」実現のための基本目標は以下のとおりです。

【目指す環境像】

資源を効率的・循環的に利用したまち

【基本目標】

資源を大切に利用する。

廃棄物の発生を抑制する。

廃棄物を適正に処理する。

図 3-2-1 「資源を効率的・循環的に利用したまち」の基本目標

2-1 資源を大切に利用する。

(1) 現況と課題

ごみの再生利用率（一般廃棄物の総排出量に対する再生利用量の割合）は年々増加し、平成21年度には31%となっています。

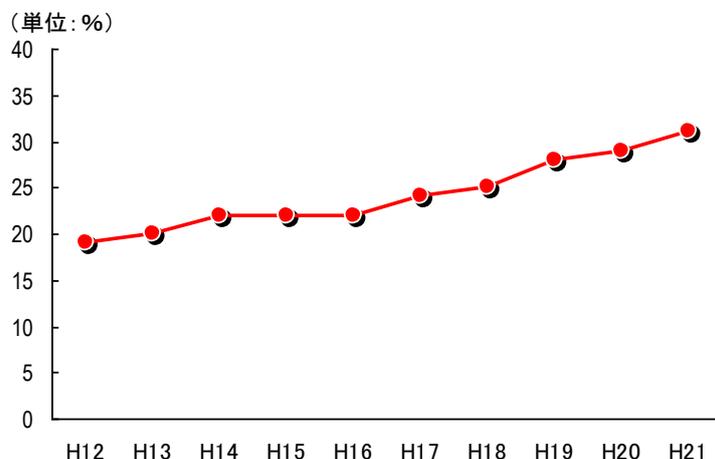


図 3-2-2 ごみの再生利用率の推移

循環型のまちづくりを目指し、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に位置づけられている事業を着実に展開し、資源の消費を抑制するとともに、廃棄物の再使用・再生利用を推進するなど、さらに循環負荷の軽減を行う必要があります。

(2) 基本目標

「資源を大切に利用する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

循環資源の再利用や循環的な利用等の比率を高めることを目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 一般廃棄物再生利用率
- 産業廃棄物再生利用率
- 水道使用量

(4) 施策

「資源を大切に利用する。」の施策体系は以下のとおりです。

【基本目標】

資源を大切に利用する。

【施策の方向性】

資源の循環的な利用に向けた体制づくり等を推進する。

リサイクル関連施設の整備等を推進する。

図 3-2-3 「資源を大切に利用する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①資源の循環的な利用に向けた体制づくり等を推進する。

- ・市民に身近で多様なリサイクルルート確保に努めるとともに、資源類の回収・再利用・循環利用システムの充実・拡大を図ります。
- ・再生利用率の向上を図るため、家庭ごみの分別収集品目の拡大について検討します。
- ・家庭ごみに占める割合の高い生ごみ（厨芥）類の資源化等について検討するとともに、水切りによる減量化など、市民への生ごみの発生・排出抑制の啓発を推進します。
- ・建設リサイクル法等に基づき、建設廃棄物の分別と再使用・再生利用への取組みを推進します。

②リサイクル関連施設の整備等を推進する。

- ・建設副産物の再利用のための保管施設の整備等を推進します。
- ・リサイクル品の展示や資料コーナーのあるリサイクルプラザの活用を推進します。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 不用となった製品は、不用品交換やフリーマーケットなどにより、もったいないの気持ちをもって、再利用に努める。
- リサイクルの環をつなげるため、再生品を積極的に利用する。
- リターナブル容器を用いた商品や詰め替え可能な商品の利用に努める。
- 資源の集団回収や地域のリサイクル活動に積極的に参加・協力する。
- 地域の商店や町内自治会などと協力して、地域内のリサイクルの仕組みをつくる。
- 家庭や地域でのごみのたい肥化に努める。

②事業者の取組み

- 事業活動のあらゆる場面で、廃棄物の資源化及び資源の循環的利用に積極的に取り組む。
- 使用済製品の再利用を推進する。
- 再生資源を積極的に利用する。
- 建設廃棄物等のリサイクルを推進する。
- 関連業界等と連携して、製品の回収・リサイクルルートづくりを推進する。
- 製品のリサイクルに関する情報を公開し、消費者にリサイクルの協力を求める。
- ライフサイクルアセスメントなどを活用し、自社製品等の回収やリサイクルの推進に努める。
- 省資源やリサイクルを促進する製品の開発を推進する。
- 職場内でのごみの資源化、リサイクル活動を推進する。

2-2 廃棄物の発生を抑制する。

(1) 現況と課題

市の資源物を除くごみ排出量は、平成 18 年度までは横ばいで推移していましたが、平成 19 年度から焼却ごみ 1/3 削減を目指した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」のもと、市民・事業者・市が一体となって、ごみの減量・再資源化に取り組んだ結果、大幅に減少しています。

資源物を除くごみ排出量の減少に伴い、市民 1 人 1 日当たりごみ排出量も平成 18 年度以降大きく減少しています。

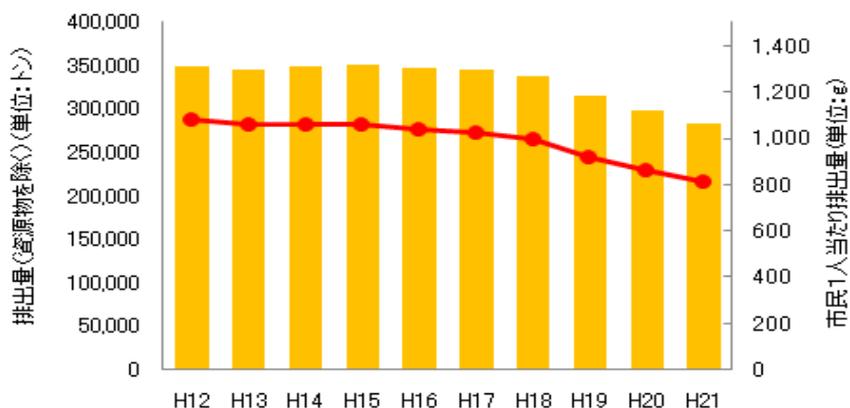


図 3-2-4 排出量(資源物を除く)及び市民 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

廃棄物処理法に基づき多量排出事業者より報告された平成 19 年度の産業廃棄物処理実績を用い推計した平成 19 年度の産業廃棄物排出量は 5,243 千トンとなっており、平成 15 年度から 394 千トン (7.0%) 減少しました。

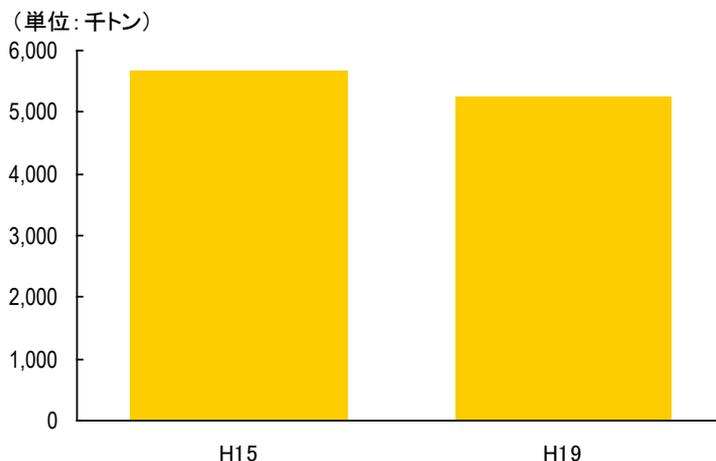


図 3-2-5 産業廃棄物排出量の推移※1

さらなるごみの減量に向け、「ちばルール」や蘇我エコロジーパーク構想の推進、啓発事業や情報提供といった個別事業を、円滑かつ着実に展開する必要があります。

※ 1 出典：第 4 次千葉市産業廃棄物処理指導計画 平成 19 年度進捗状況について

http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyokanri/sangyohaikibutsu/keikaku_kanri_H18.html

(2) 基本目標

「廃棄物の発生を抑制する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

ごみの発生を極力抑えた事業活動や日常生活を行い、廃棄物の総量や単位あたりの廃棄物発生量を抑制することを目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 一般廃棄物排出量
- 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量
- 産業廃棄物排出量

(4) 施策

「廃棄物の発生を抑制する。」の施策体系は以下のとおりです。

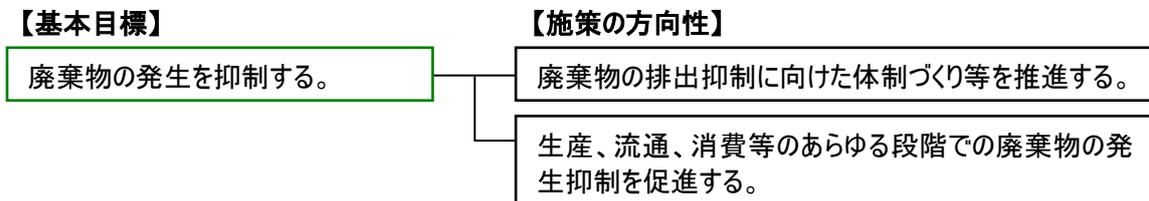


図 3-2-6 「廃棄物の発生を抑制する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

① 廃棄物の排出抑制に向けた体制づくり等を推進する。

- ・「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づくごみの減量等に関する各種施策等を総合的・計画的に推進します。
- ・ごみの分別排出・収集体制の充実を図るとともに、循環型社会における廃棄物処理経費の適正な負担のあり方の検討を進めます。
- ・ごみを多量に出さない日常生活や環境にやさしい事業活動など、ごみの減量に関する普及啓発を推進し、市民・事業者のごみ減量に向けた自主的な取組みを促進します。
- ・経済的インセンティブの導入検討も含め、一般廃棄物のさらなる排出抑制に向けた取組みを推進します。
- ・排出事業者に対し、廃棄物の発生抑制及び減量化を働きかけます。
- ・家庭用生ごみ肥料化容器の設置への助成、古紙・布類の集団回収への補助等、市民・事業者の自発的なリサイクル活動への支援等を推進します。
- ・市民を対象とした不用品の交換やリサイクル関連情報を提供するシステムの整備を推進します。
- ・市庁舎等での 3R の徹底等を推進するとともに、市民向けの 3R 学習等のリサイクル教育や蘇我エコロジーパーク構想を推進します。

② 生産、流通、消費等のあらゆる段階での廃棄物の発生抑制を促進する。

- ・拡大生産者責任の考え方にに基づき、廃棄物の発生が少ない詰め替え可能な製品の製造・販売、簡易包装、長期使用できる製品やリサイクルしやすい素材や部品の使用、製品の修理体制の充実等を国や産業界に働きかけます。
- ・買い物袋持参運動（マイバッグキャンペーン）を展開するなど、スーパーなどで渡されるレジ袋の削減に向けた取組みを事業者とともに推進します。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- ごみの分別を徹底する。
- ごみにならない、なりにくい製品の購入に努める。
- 耐久性の高い製品を選択・購入するとともに、長く使用するよう心がける。
- 簡易包装された商品の選択や過剰包装の辞退などに努める。
- 生ごみのたい肥化など、家庭でのごみ減量化に取り組む。
- 買い物際には、買い物袋を持参するよう努める。
- 製品の購入から廃棄までの流れや、資源循環の仕組みについて正しく理解する。

②事業者の取組み

- 事業活動から発生する廃棄物の減量化に積極的に努める。
- 物品の購入から廃棄の流れを把握するとともに、事業所内のごみ削減計画を作成し、着実に実行する。
- 製品の生産から廃棄に至るすべての段階で環境負荷の少ない製品等の製造、販売に努める。
- 製品の包装の適正化を推進する。
- 製品の耐久性を高めるとともに、修理体制の充実に努める。
- 備品等で修理できるものは修理し、長時間の使用に努める。
- 職場内でのごみの減量活動を推進する。

2-3 廃棄物を適正に処理する。

(1) 現況と課題

ごみの最終処分率は年々低下し、平成 21 年度は 6.2%と、10 年前の半分以下になっています。

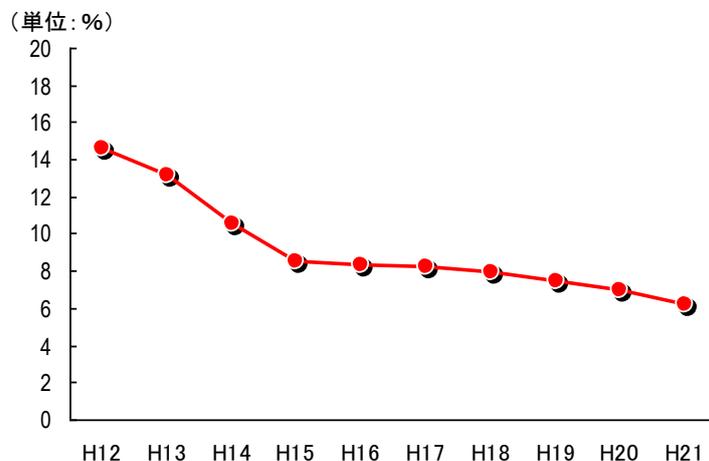


図 3-2-7 ごみの最終処分率の推移

今後も、最終処分場の使用可能年数を延長するために、処分量の大部分を占める焼却灰の全量資源化（スラグ、エコセメント等）に取り組む必要があります。

また、産業廃棄物や残土の不法投棄、不適正処理について、事業者等へ適正処理の啓発・指導及びパトロール等の監視体制を強化していく必要があります。

(2) 基本目標

「廃棄物を適正に処理する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

廃棄物の適正な処理を推進し、環境への負荷が抑制されるとともに、廃棄物の不法投棄等のないことを目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 一般廃棄物最終処分量
- 産業廃棄物最終処分量
- 不適正処理件数・量

(4) 施策

「廃棄物を適正に処理する。」の施策体系は以下のとおりです。

【基本目標】

廃棄物を適正に処理する。

【施策の方向性】

環境負荷の少ない廃棄物処理の推進を図る。

廃棄物の不適正処理・不法投棄を未然に防止する。

散乱ごみのない清潔なまちづくりを推進する。

図 3-2-8 「廃棄物を適正に処理する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①環境負荷の少ない廃棄物処理の推進を図る。

- ・安定的に廃棄物処理が行えるよう廃棄物の適正処理施設を確保するとともに、廃棄物処理施設等における環境保全対策の充実、適正処理に向けた指導を強化します。
- ・ごみの焼却エネルギーの有効利用、ごみ及び下水汚泥の焼却灰の資源化の推進など、廃棄物からのエネルギー回収及び有効活用を推進します。

②廃棄物の不適正処理・不法投棄を未然に防止する。

- ・排出事業者の処理責任の周知徹底を図るため、多量排出事業者、特別管理産業廃棄物排出事業者、建設廃棄物排出事業者に対し、重点的に適正処理の指導を実施します。
- ・事業場の立入検査等の指導強化を推進するなど、廃棄物の不適正処理の未然防止に努めます。
- ・民間監視委員や市の 24 時間パトロールによる監視体制の強化、警察等関連機関と連携した取り締まりの強化など、不法投棄対策を推進します。
- ・ごみ分別・排出ルールを守らない方への指導を積極的に行い、廃棄物の適正処理を図ります。

③散乱ごみのない清潔なまちづくりを推進する。

- ・「千葉県路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づく生活環境美化など、散乱ごみのない清潔なまちづくりを推進します。
- ・ごみゼロ運動や清掃美化街頭キャンペーン等の実施など、市民の美化意識を高める施策を推進します。

(5) 市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- ごみの適正処理を心がける。
- ごみの出し方についてのルールを守る。
- たばこの吸い殻や空き缶などを投げ捨てないなどのマナーを守る。
- 地域の清掃活動に積極的に参加・協力する。

②事業者の取組み

- 事業活動に伴って発生する廃棄物を環境に配慮しつつ適正に処理する。
- 市の廃棄物不適正処理防止対策、不法投棄防止対策に積極的に協力する。
- 廃棄物を処理するにあたっては、環境汚染の未然防止に向けて万全の対策を講ずる。

3. 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち

「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち」の目指す環境像の内容は以下のとおりです。

身近に海や多くの緑が存在する千葉市の自然環境は、私たちの生活に豊かな恵みを与え、私たちを支えています。千葉市に住む私たちは、便利な都市機能と豊かな自然とを享受し、快適な生活を営むことができます。しかし近年、都市化の進展等により、自然との調和が損なわれることが危ぶまれています。そこで、このバランスを崩さず、未来に多種多様ないのちを継承するまちの実現を目指します。

千葉市の特筆すべき環境に谷津田があります。若葉区の谷津田には昔、コウノトリが生息していたそうです。ホタルが舞い、メダカが群れる谷津田、コウノトリがふたたび舞い戻って来られるような環境の創造を推進します。

「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち」実現のための基本目標は以下のとおりです。

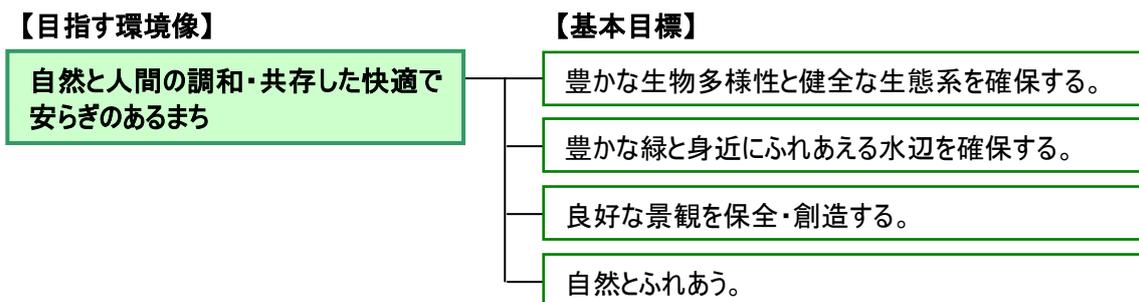


図 3-3-1 「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち」の基本目標

3-1 豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する。

(1) 現況と課題

本市の平成 20 年 1 月 1 日現在の山林面積は 35,159 千㎡^{※1}となっており、市域面積の 12.9% を占めています。経年的に見ると、平成 12 年から 2,393 千㎡ (6.4%) 減少しています。



図 3-3-2 山林面積の推移^{※2}

また、本市の平成 20 年 1 月 1 日現在の田面積は 13,798 千㎡、畑面積は 33,641 千㎡となっており、市域面積の 17.4% を占めています。経年的に見ると、平成 12 年から田面積は 859 千㎡ (5.9%)、畑面積は 2,518 千㎡ (7.0%) 減少しています。

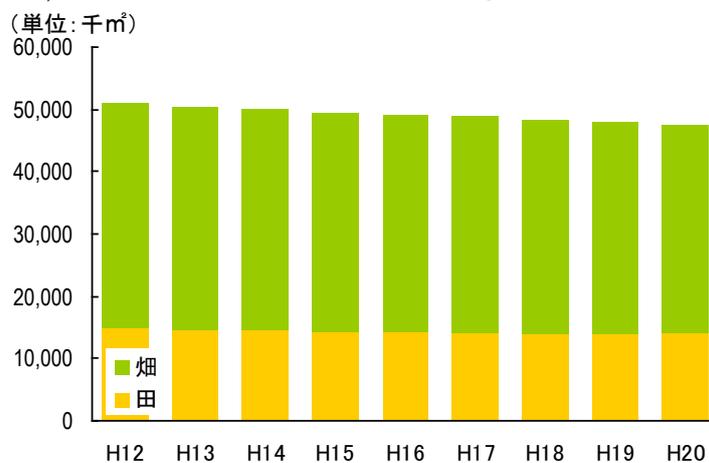


図 3-3-3 田畑面積の推移^{※3}

山林や田畑の面積は減少傾向にあります。民有地である森林や田畑を保全するため、所有者の負担を軽減する幅広い施策を実施するとともに、谷津田などの多様な生物が生息・生育できる良好な環境の保全、環境に配慮した護岸やビオトープの整備等、良好な自然環境再生などの施策を進めていく必要があります。

※1 土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたもの。次の田畑面積も同様。

※2 出典：千葉県統計年鑑 http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_toukei/nenkan/index.html

※3 出典：千葉県統計年鑑 http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_toukei/nenkan/index.html

(2) 基本目標

「豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

身近な自然を保全・再生し、本市の自然特性に基づく豊かな生物多様性と健全な生態系の確保・継承を目指します。

また、身近な場所で自然・生命の素晴らしさを感じることのできる空間の形成を図ります。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 森林面積
- 貴重な生物や外来生物の種数・生息量（大草谷津田いきものの里等）
- 自然系土地利用面積
- 地域森林計画対象民有林面積
- 里山地区の箇所数
- 谷津田の保全面積
- 多自然護岸整備河川等の延長

(4) 施策

「豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する。」の施策体系は以下のとおりです。

【基本目標】

豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する。

【施策の方向性】

緑や水辺の保全に努め、多様な生態系の保全を図る。

野生動植物の保全に向けた取組みを推進する。

多様な生物が生息・生育できる自然環境の創出に努める。

身近な自然空間の創出に努める。

森林等の保全対策を推進する。

図 3-3-4 「豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

① 緑や水辺の保全に努め、多様な生態系の保全を図る。

- ・ 市域の特性を踏まえた生物多様性の保全を図るため、谷津田を保全する取組みなどをまとめ、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略など趣旨を組み入れたアクションプランの策定を検討します。
- ・ 生物の多様性が確保された良好な緑や水辺環境の保全再生に努めるとともに、生物多様性に配慮した身近にある多彩な緑と水辺をつなぐネットワークづくりを推進します。
- ・ 多様な生態系が維持されている谷津田や里山等の保全を図り、市民が身近な自然とふれあい学ぶ場を提供する「谷津田いきものの里」などを推進します。
- ・ 農家や地域住民の理解と協力を得ながら、ふるさとの原風景であり多様な動植物が生息・生育する谷津田の自然を保全します。
- ・ 環境影響評価制度等に基づき、開発行為等による生態系への影響に関する調査を実施するな

ど、自然豊かな生態系の保全に配慮した土地利用や事業等の実施を促進します。

- ・市民団体等による生物多様性の保全に関する取り組みや、事業者による森林保全活動など、自らの事業活動に関わらない生物多様性の保全に関する自主的な取り組みを促進します。
- ・本市の生物多様性や自然環境等に関する情報の収集・整備を推進し、これらの情報を市民、事業者等に提供します。

②野生動植物の保全に向けた取り組みを推進する。

- ・環境影響評価制度等に基づき、開発行為等による生態系への影響に関する調査を実施するなど、野生動植物の保全に配慮した土地利用や事業等の実施を促進します。
- ・貴重な野生動植物の生息・生育等の実態の継続的な調査を実施するとともに、千葉市版レッドデータブックの作成について検討します。
- ・生物多様性や生態系のモニタリング及び状態診断のシステム化を検討します。
- ・事業者等の協力も得ながら、千葉市の鳥・コアジサシ（政令指定都市移行を記念して、平成5年に市の新しいシンボルとして制定）などの貴重な野生動植物の保護対策を推進します。
- ・地域の生態系や人への被害を及ぼす恐れのある特定外来生物（カミツキガメやアライグマなど）については、関係機関と連携し、適切な対応を図ります。
- ・自然保護ボランティア育成講座の開催を継続するなど、市民の野生動植物の保全に関する普及啓発、意識向上に向けた取り組みを推進します。

③多様な生物が生息・生育できる自然環境の創出に努める。

- ・多様な生物が生息・生育できる良好な緑や水辺環境の創出に向け、自然再生推進法に基づき過去に損なわれた生態系や自然環境の保全・回復に配慮した土地利用や事業等の実施を促進します。
- ・河川改修にあわせ、水辺環境の保全を図り、人と生物にやさしい自然豊かな川づくりを目指す多自然川づくりを推進します。
- ・自然林や水辺などの自然環境を取り込んだ都市公園は、都市域の生物多様性戦略の構築にあたっては非常に重要な箇所であり、環境系のモニタリングに基づいた保全管理の取り組みを目指します。
- ・海岸に創出された人工海浜・干潟等が、より生物多様性豊かな自然環境となる対策を検討します。
- ・自然の恵沢を享受できる憩いの場を市民に提供するため、相当規模の面積を有し持続性のある樹林を土地所有者との契約により、市民に開放する市民緑地の整備を推進します。
- ・生態系に与える影響に配慮した環境保全型農業等の普及を推進します。

④身近な自然空間の創出に努める。

- ・市街化区域及びその周辺の樹林地・草地・水辺等が一体となり風致または景観に優れた緑地を特別緑地保全地区に指定するなど、持続性の高い緑地の保全に努めます。
- ・保存樹木及び保存樹林の指定、坂月川における身近な水辺モデル事業の推進など、身近で良好な自然空間の保全と創出を図ります。
- ・公園や学校等だけでなく、事業所内の空地等を利用したビオトープづくりや、ビオトープづくりモデル事業を実施するなど、ビオトープを活用した身近な自然空間の創出を推進します。
- ・街路樹の植栽、道路空間の花壇づくりを行う市民活動のバックアップなど、道路緑化を行うとともに、街路樹等の適切な維持・管理に努めます。
- ・地域社会の拠点的役割を果たしている学校・図書館・公民館・コミュニティセンター・区役所等の公共施設について、新設・改築時の積極的な緑化による自然空間づくりを推進します。

⑤森林等の保全対策を推進する。

- ・松林においては松くい虫被害木の伐採駆除、スギ・ヒノキ林においては枝打ち・下刈り・間伐・造林を実施するなど、森林資源の保全と質的向上を図ります。

- ・計画的な森林整備や森林管理を推進し、水源のかん養、二酸化炭素の吸収・固定化など森林の持つ様々な機能の維持・増進を図るとともに、森林等の有効性に関する普及啓発を推進します。

(5) 市民及び事業者の取組み

① 市民の取組み

- 身近な生態系に関心を持つ。
- 身近な動植物を観察し、その生態を知る。
- 貴重な動植物を保護する。
- 自然の生態系に配慮し、野生動植物の生息・生育環境を大切にする。
- 庭の植樹や生け垣づくり、ベランダの緑化などに努める。
- 身近な緑や水辺環境づくりや地域でのビオトープづくりに取り組む。
- 自然保護ボランティア活動に積極的に取り組む。
- 森林ボランティア活動等に積極的に取り組む。

② 事業者の取組み

- 土地利用や事業の実施にあたっては、生態系の保全等について適切な配慮に努める。
- 事業所内の植栽にあたっては、生物の多様性に配慮した樹種を選択に努める。
- 事業所の敷地での緑化や水辺づくりに取り組む。
- 地域の自然保護活動に協力する。
- 地域での生物多様性及び生態系の保全・再生に自然環境づくりに協力する。

3-2 豊かな緑と身近にふれあえる水辺を確保する。

(1) 現況と課題

都市づくりの一環として、「千葉市緑と水辺の基本計画」に基づく緑地の保全、緑化の推進、公園整備等の施策を推進しており、平成 21 年度の市民 1 人当たりの公園等整備面積は 10.9 m² となっており、微増傾向で推移しています。また、親しみのある水辺に整備した延長も着実に増加しています。

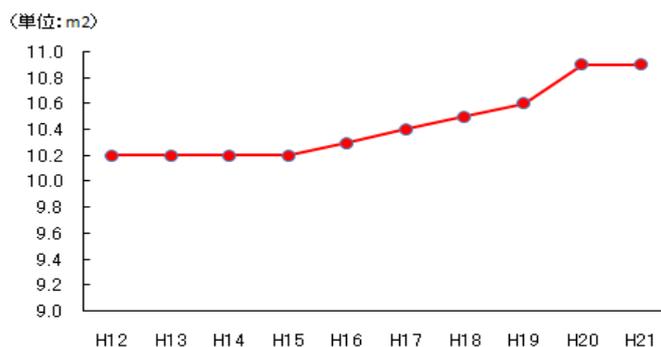


図 3-3-5 市民 1 人当たりの公園等整備面積の推移

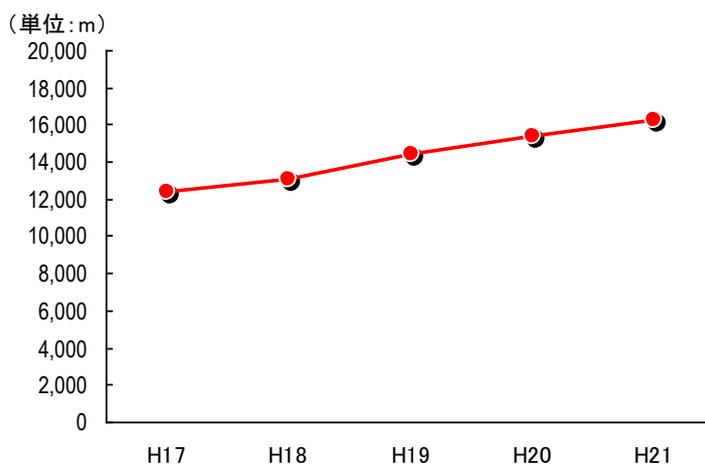


図 3-3-6 親しみのある水辺に整備した延長の推移

今後も、公園・緑地の整備や公共施設等の緑化の推進とあわせ、市民と連携した「水辺やせせらぎ」等の復活・保全・創造などの施策を進めていく必要があります。

(2) 基本目標

「豊かな緑と身近にふれあえる水辺を確保する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

まとまりとつながりのある緑や水辺を保全・創造し、身近にふれあうことのできる環境づくりを推進することを目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 緑地量
- 都市公園面積
- 市民1人当たりの公園等整備面積
- 親しみのある水辺に整備した護岸の延長
- 緑地協定締結戸数・面積

(4) 施策

「豊かな緑と身近にふれあえる水辺を確保する。」の施策体系は以下のとおりです。

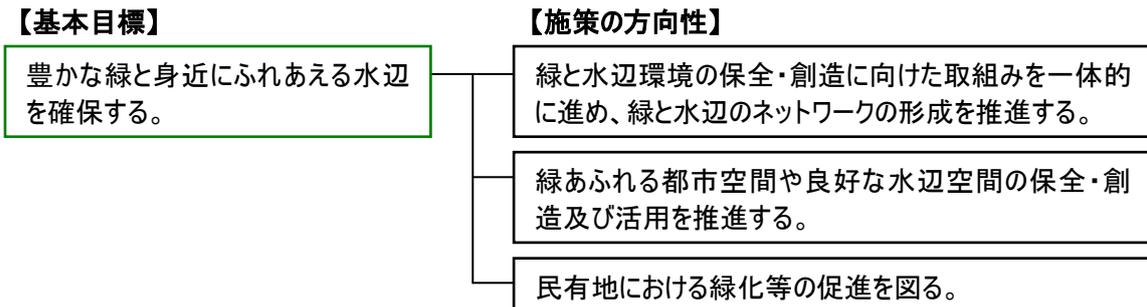


図 3-3-7 「豊かな緑と身近にふれあえる水辺を確保する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

① 緑と水辺環境の保全・創造に向けた取組みを一体的に進め、緑と水辺のネットワークの形成を推進する。

- ・「千葉市緑と水辺の基本計画」に基づき、「緑と水辺の骨格をつくる」、「身近な環境に緑と水辺のネットワークをつくる」、「緑と水辺を支える人の輪をつくる」、「緑と水辺の情報を発信する」の4つの基本方針のもと、緑と水辺の都市づくりを推進します。
- ・森林等の緑地や水田等の農地、河川、湖沼、海などをつなぐ、緑の連続性を確保した水と緑のネットワークの形成を推進します。

② 緑あふれる都市空間や良好な水辺空間の保全・創造及び活用を推進する。

- ・都市景観にうるおいを与え、市民の憩いの場所やレクリエーションの場として必要不可欠な都市施設である都市公園の計画的な整備と管理の充実を図ります。
- ・都市公園等の身近な緑地や森林、身近な水辺空間等の整備を推進するとともに、整備した緑地や水辺空間の活用と市民利用を推進します。
- ・市民の親水空間としての活用も視野に入れた雨水調整池の整備や水際線を活かしたまちづくりを推進します。
- ・花のあふれるまちづくりを推進します。
- ・地域社会の拠点的役割を果たしている学校・図書館・公民館・コミュニティセンター・区役所等の公共施設について、新設・改築時の積極的な緑化による自然空間づくりを推進します。

③ 民有地における緑化等の促進を図る。

- ・緑地協定地区の拡大等による住宅地の緑化、新設・改築時等における工場等の緑化を推進するとともに、家庭での植樹や生け垣づくり等を促進します。
- ・道路空間の花壇づくりを行う市民活動等を促進するとともに、市民の緑化に関する普及啓発を推進します。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 緑と水辺のネットワークづくりに協力する。
- 緑や水辺環境づくりに協力する。
- 身近な緑や水辺環境の保全活動に取り組む。
- 花のあふれるまちづくりに協力する。
- 地域での緑地協定の輪を広げる。

②事業者の取組み

- 緑と水辺のネットワークづくりに協力する。
- 緑や水辺環境づくりに協力する。
- 地域での緑と水辺環境の保全活動に協力する。
- 事業所内において、ゆとりある緑地空間や水辺づくりに取り組む。

3-3 良好な景観を保全・創造する。

(1) 現況と課題

緑の自然環境資源である良好な緑地を、特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域により保全しており、平成 21 年度現在、特別緑地保全地区は 11 か所（51.3ha）、近郊緑地保全区域は 1 か所（734ha）となっています。

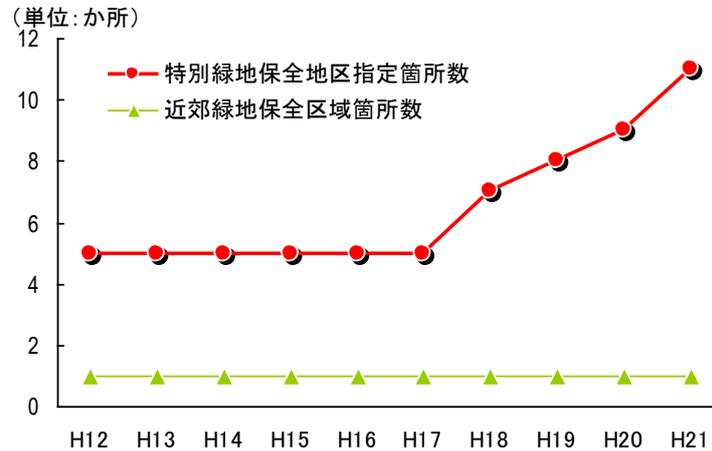


図 3-3-8 特別緑地保全地区指定箇所数及び近郊緑地保全区域箇所数の推移

郷土の歴史的遺産である史跡・名勝の指定・保護を行っており、平成 18 年度には花輪貝塚が国の指定史跡に、また、国の指定史跡である月ノ木貝塚の隣接地が追加指定され、平成 21 年度現在、史跡・名勝の指定件数は 22 か所となっています。

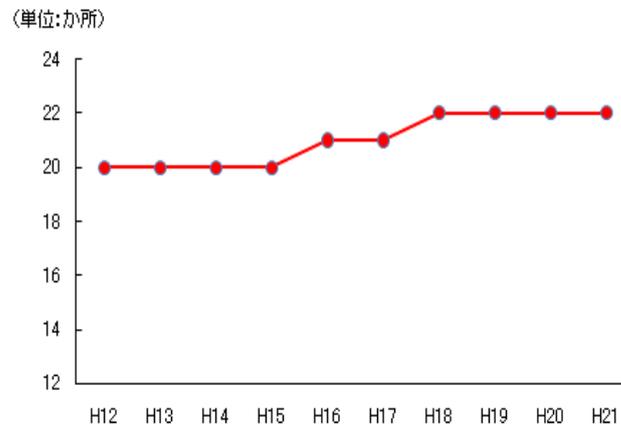


図 3-3-9 史跡・名勝の指定件数の推移

今後も、緑の自然環境資源である良好な緑地の保全、都市部と農村部の交流の促進による農業の振興と地域の活性化など、地域の自然環境資源や特性を活かした景観施策を推進するとともに、文化財の指定・登録など、歴史的遺産の保全と後世への継承を図る必要があります。

(2) 基本目標

「良好な景観を保全・創造する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

地域の身近な自然を大切に、それを活かした景観の保全に努めます。また、地域の特性を活かし、都市の個性や魅力を高めるとともに、やすらぎのある都市空間の形成を目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目
○特別緑地保全地区の指定箇所数・面積

(4) 施策

「良好な景観を保全・創造する。」の施策体系は以下のとおりです。

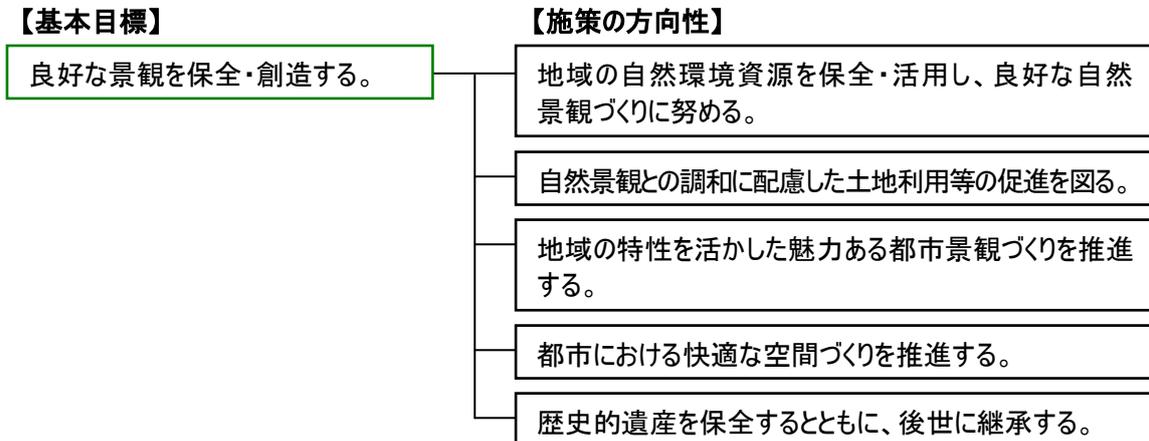


図 3-3-10 「良好な景観を保全・創造する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①地域の自然環境資源を保全・活用し、良好な自然景観づくりに努める。

- ・「千葉市景観計画」等に基づき、地域の自然環境資源の保全・活用した良好な自然景観形成等を推進します。
- ・地域の優れた、あるいは特徴的な自然環境資源等に関する情報を収集・整理し、市民等への情報提供を推進します。

②自然景観との調和に配慮した土地利用等の促進を図る。

- ・環境影響評価制度等に基づき、開発行為等による自然景観への影響に関する調査を実施するなど、自然景観との調和に配慮した土地利用や事業等の実施を促進します。
- ・建造物に対する優れたデザインの誘導や景観建築の届出など、景観形成を推進するためのしくみについて検討します。

③地域の特性を活かした魅力ある都市景観づくりを推進する。

- ・「千葉市景観計画」や都市計画マスタープランの策定等を推進し、地域の特性を活かした魅力ある都市景観形成等を推進します。
- ・大規模建築物や広告物に対する景観デザインや広告物のガイドラインによる魅力ある都市景観づくりを誘導するとともに、魅力ある都市景観の形成に向けた地域でのルールづくりを促進します。
- ・優れた都市景観を創出している建築物を表彰するなど、地域特性を活かした千葉市らしい都市景観の保全・創造を推進します。

④都市における快適な空間づくりを推進する。

- ・都市公園等の身近な緑地や森林等の整備、身近な水辺空間の整備など、うるおいやすらぎのある快適な都市空間の形成を推進します。
- ・市民や市民団体等による環境美化運動の促進、都市生活の快適さを守るためのマナーに関する普及啓発等を推進するなど、快適な都市空間づくりを推進します。

⑤歴史的遺産を保全するとともに、後世に継承する。

- ・文化財や史跡等の現状を把握するとともに、文化財等の指定、保存、活用等を推進するなど、歴史的遺産の保全と後世への継承を図ります。
- ・歴史的遺産等の公開などにより、市民が文化財とふれあう機会の増大、文化財に対する普及啓発等を推進します。
- ・郷土芸能や伝統行事等の保存及び後継者の育成を推進します。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 地域の自然景観に関心を持ち、その保全・創造等に取り組む。
- やすらぎのある行動空間や良好な都市景観の創造等に向けて、地区計画や建築協定などを活用した地域ごとのルール作りに取り組む。
- 都市生活の快適さを守るためのマナーの向上に努める。
- 地域での環境美化活動に取り組む。
- 市内にある歴史的遺産にふれ、学ぶ。
- 地域での歴史的遺産の保全活動に取り組む。

②事業者の取組み

- 土地利用や事業の実施にあたっては、地域の自然景観と調和するよう配慮する。
- 地域の自然景観の保全等の活動に協力する。
- 土地利用や事業の実施にあたっては、やすらぎのある行動空間づくりや都市景観の保全等について適切な配慮をする。
- 地区計画等を活用して、快適で魅力ある都市空間づくりに努める。
- 都市景観デザインや広告物ガイドラインの推進等に協力する。
- 事業所内にやすらぎのある空間づくりを進める。
- 地域の環境美化活動に協力する。
- 地域の歴史的遺産の保全活動に協力する。

3-4 自然とふれあう。

(1) 現況と課題

市民が自然にふれあい親しめる場である市民の森の整備を進めた結果、平成 21 年度現在、14 か所（33.2ha）となっています。市民の森は今後、緑地の維持管理を行う市民団体の設立等の条件が整い次第、都市緑地法の市民緑地制度に基づき、順次市民緑地に移行し、緑地の保全を図ります。なお、平成 21 年度に一箇所、市民緑地に移行しました。

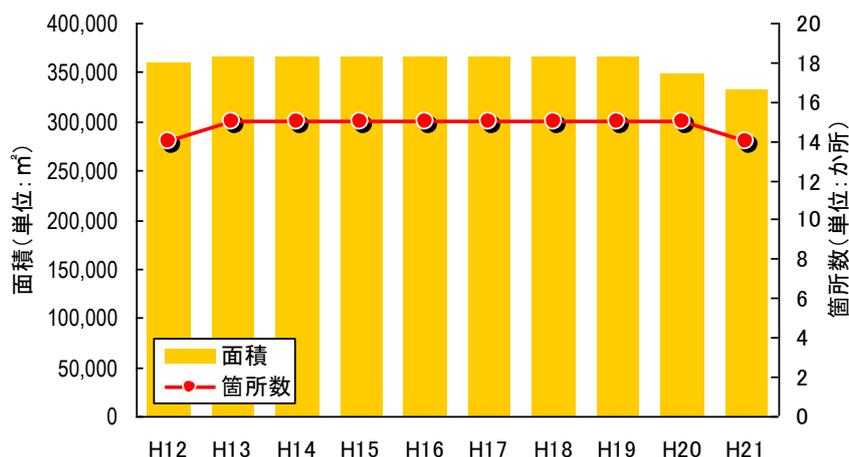


図 3-3-11 市民の森整備箇所数・面積の推移

今後も、市民緑地や自然観察会等の施策を充実することにより、市民が自然と親しむ機会を持ち、環境に配慮した生活や行動を志向するよう促す施策の展開が重要です。

(2) 基本目標

「自然とふれあう。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

市民と豊かな自然との多様なふれあいの場が確保されていることを目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 自然とのふれあい施設整備箇所数・利用者数
- 市民農園箇所数・利用者数
- 市民緑地の整備箇所数・面積
- 親しむことのできる身近な水辺空間面積
- 親水性施設整備箇所数・面積
- 大規模な公園の利用者数

(4) 施策

「自然とふれあう。」の施策体系は以下のとおりです。

【基本目標】

自然とふれあう。

【施策の方向性】

自然とのふれあい空間づくりを推進する。

自然とふれあう機会づくりを推進する。

図 3-3-12 「自然とふれあう。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①自然とのふれあい空間づくりを推進する。

- ・市民が身近な自然とふれあい学ぶ場として整備された「大草谷津田いきものの里」等において、谷津田再生エリアでの田んぼづくり、樹林再生エリアでの森づくり等を推進します。
- ・自然の恵沢を享受できる憩いの場を市民に提供するため、相当規模の面積を有し永続性のある樹林を土地所有者との契約により、市民に開放する市民緑地の整備を推進します。
- ・市街化区域及びその周辺の樹林地・草地・水辺等が一体となり風致または景観に優れる特別緑地保全地区や、保存樹木及び保存樹林の指定など、市民に身近な自然の保全等を推進します。
- ・自然生態観察公園等の自然とふれあえる公園、河川沿いの空間や遊水地を利用した親水公園、自然とふれあえる遊歩道等の整備等を推進します。

②自然とふれあう機会づくりを推進する。

- ・「千葉県環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」等に基づき、自然観察会や探鳥会等の開催など、自然体験学習の機会の充実を図るとともに、市民農園の整備・活用等、市民と自然とのふれあいの機会づくりを推進します。
- ・「いずみの森」などの里山や「大草谷津田いきものの里」などを、自然とふれあい、自然体験活動を行う拠点として活用します。
- ・自然とふれあう機会づくりを推進するため、自然ふれあいマップの作成等、市民等への情報提供を推進します。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 自然とのふれあいを大切にし、自然環境の保全を心がける。
- 身近な自然とふれあう機会づくりに努める。
- 自然観察会や探鳥会等に積極的に参加する。
- 市民農園等を活用し、農作業等を体験する。

②事業者の取組み

- 土地利用や事業の実施にあたっては、自然の緑や水辺を可能な限り保全・活用するとともに、市民が利用できるよう努める。

4. 健康で安心して暮らせるまち

「健康で安心して暮らせるまち」の目指す環境像の内容は以下のとおりです。

私たちが健康で安心して暮らすには、私たちを取り巻く大気や、手に触れ口に入れる水が、清浄で安全なものでなくてはなりません。また、目に見えない化学物質への対策も重要です。

様々な人間の活動が環境に負荷を与えることにより、大気汚染や水質汚濁をひきおこすことがないように、また、騒音、振動、悪臭等により日常生活に支障を及ぼすことのないよう、お互いを思いやる気持ちを持って、健康で安心して暮らせるまちを市民・事業者・市が一体となって目指します。

「健康で安心して暮らせるまち」実現のための基本目標は以下のとおりです。

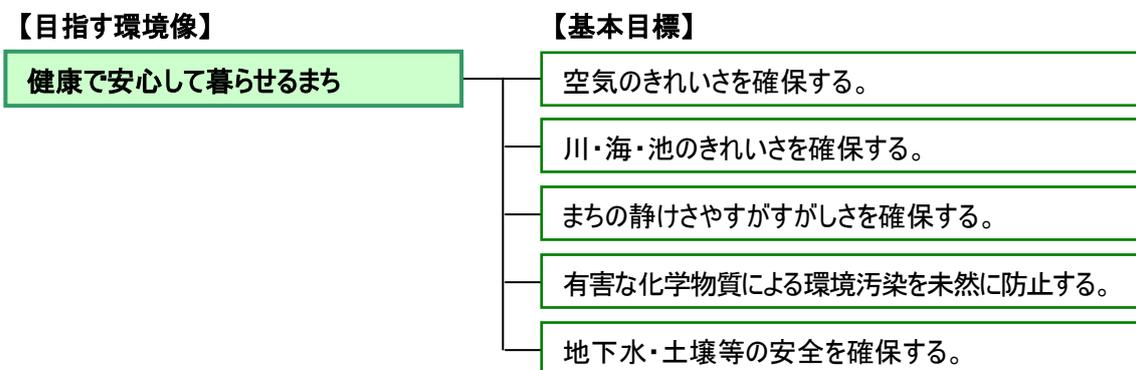


図 3-4-1 「健康で安心して暮らせるまち」の基本目標

4-1 空気のきれいさを確保する。

(1) 現況と課題

千葉市の大気汚染状況については、平成 21 年度末現在、一般環境大気測定局 20 局、自動車排出ガス測定局 7 局、合計 27 局において、二酸化硫黄、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び炭化水素の測定を行っています。

一般環境大気測定局における環境目標値達成率の推移を見ると、二酸化硫黄が 100%を継続しているほか、降下ばいじんも比較的良好な状態に保たれており、近年では浮遊粒子状物質や二酸化窒素は良好な状態にあります。しかしながら、光化学オキシダントについては、依然として達成率が向上しない状況が続いています。

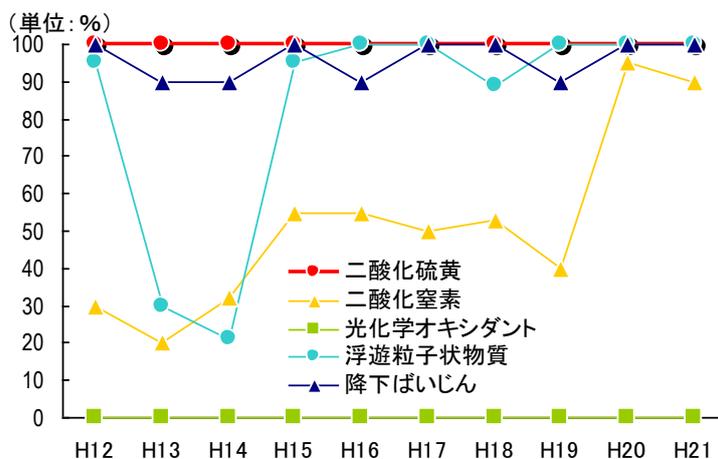


図 3-4-2 一般環境大気測定局における環境目標値達成率の推移

自動車排出ガス測定局における環境目標値達成率の推移を見ると、二酸化硫黄及び一酸化炭素が 100%を継続しているほか、近年では浮遊粒子状物質も 100%の状態が続いています。しかしながら、二酸化窒素については依然として達成率が向上しない状況が続いています。

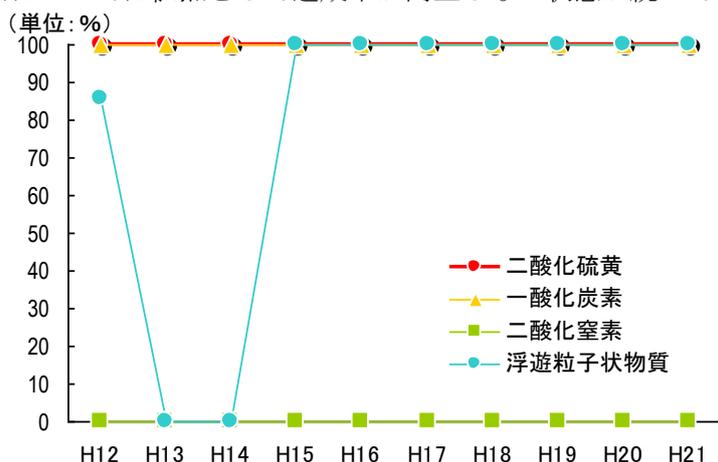


図 3-4-3 自動車排出ガス測定局における環境目標値達成率の推移

このように、千葉市の大気環境は概ね改善しているものの、一部の項目については、達成率の向上を図ることが必要です。また、平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質に関する実態を把握をする必要があります。

引き続き工場・事業場から排出される大気汚染物質の抑制や、自動車排出ガスの低減対策、公共交通機関の利用促進、円滑な交通流対策等の取組みを積極的に進めることが必要です。

(2)基本目標

「空気のきれいさを確保する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

大気の保全が図られ、市民の健康で快適な生活環境に影響を及ぼさないことを目指します。

(3)定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 大気汚染物質ごとの環境目標値の達成
- 大気汚染物質排出量
- 公用車への低公害車の導入台数
- 低公害車普及率

(4)施策

「空気のきれいさを確保する。」の施策体系は以下のとおりです。

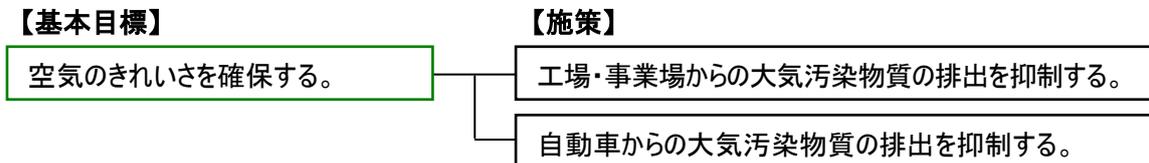


図 3-4-4 「空気のきれいさを確保する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①工場・事業場からの大気汚染物質の排出を抑制する。

- ・ばい煙発生施設等を有する工場・事業場に対し、環境関係法令等に基づき、立入検査による施設点検など、規制基準遵守の指導を行うとともに、良質燃料使用の指導し、燃焼管理の徹底など、大気汚染物質の排出抑制に向けた取組みを推進します。
- ・中小企業者が行う大気汚染防止施設の設置等に対する支援を行い、大気汚染物質の排出抑制対策を推進します。
- ・大気汚染の防止を目的として、事業者と環境の保全に関する協定を締結し、指導の充実を図るとともに、事業者による自主的な排出抑制対策の促進を図ります。
- ・光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物について、環境保全に関する協定により排出抑制を指導するとともに、「千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」により、事業者の自主的取組みの促進を図ります。
- ・建築物の解体等に伴うアスベストの飛散防止に向け、関係法令に基づく届出の適正化や作業基準遵守など、事業者への指導を徹底します。

②自動車からの大気汚染物質の排出を抑制する。

- ・「千葉市自動車公害防止計画」を推進します。
- ・公用車への次世代自動車の積極的な導入を推進するとともに、市内のEVステーション等、ステーションの整備を推進するなど、市民・事業者等の次世代自動車の買い替えを促進する施策を検討します。
- ・幹線道路やバイパス等の計画的な整備、交差点の改良、鉄道と道路の立体交差化など、自動車交通流の円滑化対策を推進します。
- ・自動車の運転方法は、大気汚染物質の排出に影響することから、アイドリングストップ等の環境に配慮した運転方法（エコドライブ）の励行など、市民・事業者への普及・啓発を推進します。
- ・単体規制の強化や車種規制の実施、交通流対策、グリーン物流の取組みの推進など、自動車からの大気汚染物質の排出抑制を推進します。

(5) 市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 冷暖房器具などを効率よく使用する。
- 自動車の購入にあたっては、低公害な車を選択するよう努める。
- 公共交通機関の利用を優先し、できる限りマイカー等の利用を控えるよう努める。
- 自動車の適正な点検・整備に努める。
- エコドライブの実践を心がける。
- 通勤手段等として、自転車の利用に努める。

②事業者の取組み

- 事業活動に伴う大気汚染物質の排出抑制を推進する。
- 大気汚染防止のための設備や技術を積極的に導入する。
- 事業用自動車の適正な点検・整備に努める。
- 物流の効率化等を図り、事業用自動車の走行量の抑制に努める。
- 事業所内の燃料をできる限り環境負荷の少ない良質なものと転換する。
- 事業用自動車の購入にあたっては、低公害な自動車を選択するよう努める。

4-2 川・海・池のきれいさを確保する。

(1) 現況と課題

生活環境の保全に関する環境基準の類型指定については、河川では、鹿島川が A 類型、花見川、村田川が C 類型、都川、葭川が E 類型です。浜田川（浜田川都市下水路）、花園川（草野・宮野木都市下水路）、浜野川、生実川は類型指定されていません。

河川における代表的な水質汚濁項目である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境目標値達成率は、平成 20・21 年度は 55.0%と平成 19 年度の 65.0%より悪化しているものの、経年的には良化傾向で推移しています。

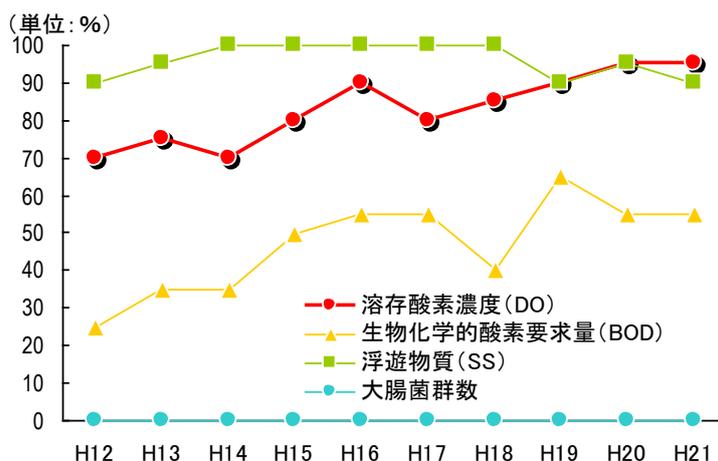


図 3-4-5 河川における水質汚濁項目ごとの環境目標値達成率の推移

海域は、幕張地先が化学的酸素要求量（COD）等にあつては B 類型、全窒素・全リンにあつてはⅢ類型、また、川崎町地先及び新港地先がそれぞれ C・Ⅳ類型に指定されています。

海域における代表的な水質汚濁項目である化学的酸素要求量（COD）及び全窒素、全りん的环境目標値達成率を見ると、化学的酸素要求量（COD）は 4 地点中 3 地点で達成しているものの、全窒素及び全りんは全地点で環境目標値を超過しています。

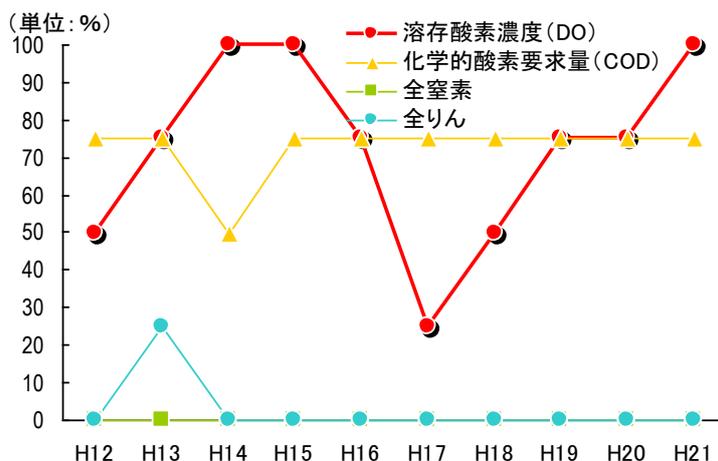


図 3-4-6 海域における水質汚濁項目ごとの環境目標値達成率の推移

今後も工場・事業場排水について、法令や条例、協定に基づき、規制の徹底やきめ細かい指導を推進するとともに、生活排水対策についても総合的に進めていくことが必要です。

(2)基本目標

「川・海・池のきれいさを確保する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

水循環の健全性が損なわれるような行為を抑制するとともに、河川等の水質の保全が図られ、市民の健康で快適な生活環境に影響を及ぼさないことを目指します。

(3)定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 水質汚濁項目ごとの環境目標値の達成
- 水質汚濁負荷量
- 汚水処理人口普及率
- 都川、鹿島川、花見川の平常時水量
- 市民1人当たりの水道使用量
- 雨水浸透施設等による雨水浸透量

(4)施策

「川・海・池のきれいさを確保する。」の施策体系は以下のとおりです。

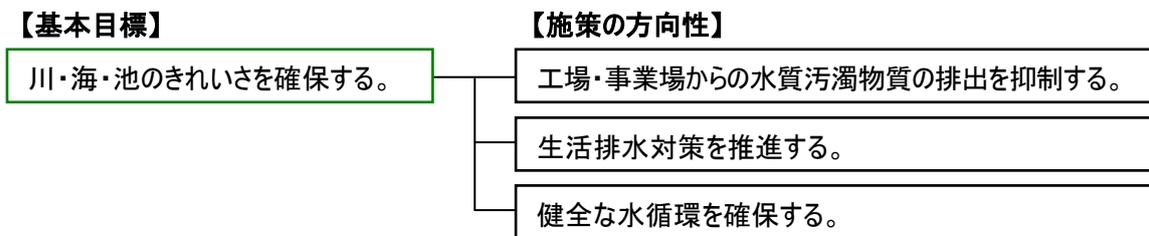


図 3-4-7 「川・海・池のきれいさを確保する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①工場・事業場からの水質汚濁物質の排出を抑制する。

- ・特定施設を有する工場・事業場に対し、環境関係法令等に基づき、立入検査による排水の水質分析を行い、排水基準・総量規制規準の遵守の徹底を指導するなど、水質汚濁物質の排出抑制対策を推進します。
- ・環境関係法令の規制対象とならない飲食店等の小規模な事業場に対して、中小企業者が行う水質汚濁防止施設の設置等に対する支援を行い、小規模事業場からの水質汚濁物質の排出抑制対策を推進します。
- ・窒素及びりんによる東京湾の富栄養化対策を推進します。
- ・水質汚濁の防止を目的として、市内主要企業と環境の保全に関する協定を締結し、指導の充実を図るとともに、事業者による自主的な排出抑制対策の促進に努めます。
- ・農畜産業の排水処理施設の設置を促進するとともに、農家等に対し、農薬・肥料の適正使用等を指導します。
- ・ゴルフ場における排水実態調査を実施するなど、ゴルフ場における農薬の使用状況及び排出状況を監視・調査するとともに、農薬の適正使用等を指導します。

②生活排水対策を推進する。

- ・「千葉市水環境保全計画」に基づき、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水処理施設への接続指導等を推進し、水質の浄化を図ります。
- ・合併処理浄化槽等の整備とあわせ、浄化槽の適切な維持管理を徹底するとともに、家庭でできる生活排水対策の指導及び普及に努めます。

- ・河川に流入する汚濁の著しい排水路等に設置している水質浄化施設の適切な維持管理を行い、水質浄化を図るとともに、啓発施設として活用します。
- ・合流式下水道の改善、下水道の高度処理の導入などによる市内河川の水質改善や東京湾の水質保全、水道水源の保全等を推進します。
- ・河川、海の浄化対策（ごみや堆積汚泥の除去）を推進します。

③健全な水循環を確保する。

- ・「千葉市水環境保全計画」に基づき、かん養機能の保全のための森林の育成・保全、谷津田及び湧水の保全を推進し、河川流量及び地下水量等の確保に努めます。
- ・雨水有効利用のための雨水貯留施設、二次処理水や高度処理水の有効利用を図る施設・システムの導入促進などにより、水の再利用や循環利用を推進します。
- ・水源として重要な森林等の緑地や水田等の農地の保全、透水性舗装や雨水浸透施設の整備など、雨水の地下浸透を促進します。
- ・節水型機器・設備の普及や節水意識の啓発を推進するなど、水質保全や健全な水循環の確保に向けた市民意識の高揚を図ります。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 使用済みの油や調理くずなどを下水に流さないように工夫する。
- 洗剤等の適正使用に努める。
- 水辺を守る意識を高める。
- 浄化槽の適正な維持管理に努める。
- 合併処理浄化槽を設置する。（下水道未整備地域）
- 身近な河川等の清掃運動に取り組む。
- 節水に配慮した生活の工夫に努める。
- 節水型機器等の利用に努める。
- 川や海等を汚さないよう、日頃から心がける。

②事業者の取組み

- 事業活動に伴う水質汚濁物質の排出抑制に努める。
- 水質汚濁防止のための設備や技術を積極的に導入する。
- 事業所内での水の循環利用を推進する。
- 事業活動における節水対策を推進する。
- 環境保全型農業を推進する。

4-3 まちの静けさやすがすがしさを確保する。

(1) 現況と課題

道路に面する地域については、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境目標値を超過する戸数及び超過する割合により評価（面的評価）を実施しており、平成 21 年度においては昼夜とも環境目標値以下の割合が 88.5%と前年度より若干低下したものの、経年的には良化傾向で推移しています。

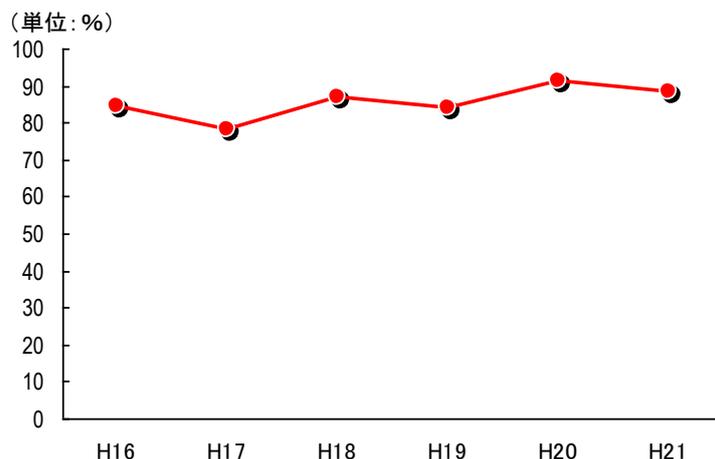


図 3-4-8 自動車交通騒音に係る環境目標値達成率の推移

一般地域における環境目標値の達成状況を把握するため、環境騒音調査を実施しています。平成 21 年度においては、12 地点中 11 地点で環境目標値を達成しており、経年的には平成 16 年度から平成 18 年度にかけて悪化したものの、それ以降は良化傾向で推移しています。

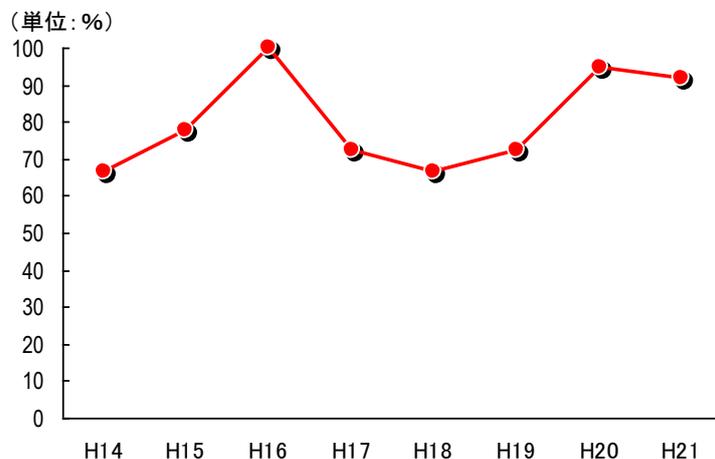


図 3-4-9 一般環境騒音に係る環境目標値達成率の推移

「感覚公害」と言われる騒音、振動、悪臭は、環境目標値の達成とあわせて、苦情を解決することが重要です。規制の徹底や指導の強化に加え、市民からの苦情等に対して適切な対応を図る必要があります。

(2) 基本目標

「まちの静けさやすがすがしさを確保する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

騒音・振動・悪臭により、日常生活等に支障を及ぼさない水準の確保を目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 騒音地域類型ごとの環境目標値の達成

(4) 施策

「まちの静けさやすがすがしさを確保する。」の施策体系は以下のとおりです。

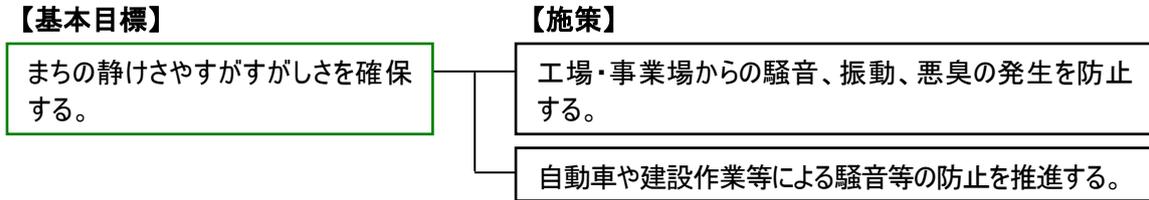


図 3-4-10 「まちの静けさやすがすがしさを確保する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①工場・事業場からの騒音、振動、悪臭の発生を防止する。

- ・環境関係法令等に基づき、規制対象となる特定施設を設置する工場・事業場に対し、施設の届出や騒音・振動に係る規制基準の遵守等を指導します。
- ・環境関係法令等に基づき、特定悪臭物質の調査・測定を行い、工場・事業場等の発生源に対する指導を実施するなど、悪臭の発生防止に努めます。
- ・騒音、振動、悪臭の防止を目的として、事業者と環境の保全に関する協定を締結し、指導の充実を図るとともに、中小企業者が行う騒音・振動・悪臭防止施設の設置等に対する支援を行うなど、事業者による自主的な発生抑制対策の促進を図ります。

②自動車や建設作業等による騒音等の防止を推進する。

- ・自動車単体の騒音規制や、低騒音舗装等の道路構造対策、植樹帯の設置など、自動車走行に伴う騒音・振動の改善を図ります。
- ・環境関係法令等に基づき、規制対象となる特定建設作業に対し、工事の届出や騒音・振動に係る規制基準の遵守等を指導します。
- ・深夜営業によるカラオケや商業宣伝用の拡声器等の騒音について条例に基づく規制及び指導を強化するとともに、近隣騒音の低減に向けた啓発等を推進します。
- ・航空機騒音に係る測定体制の充実を図ります。

(5) 市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 生活騒音等で近隣に迷惑をかけないように配慮する。
- 地域での生活騒音等を防止するためのルールづくりを進める。
- 生活の中に良好な音環境や空気のすがすがしさを保全するための工夫を取り入れる。

②事業者の取組み

- 事業活動に伴う騒音、振動、悪臭に係る苦情に対し、すみやかに対策をとるよう努める。
- 騒音、振動、悪臭の防止のための設備や技術を積極的に導入する。
- 店舗営業等に係る騒音等については、近隣に迷惑をかけないように十分に配慮する。
- 建設工事にあたっては、低騒音・低振動型の建設機械等の導入に努める。

4-4 有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する。

(1) 現況と課題

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境中濃度を把握するため、モニタリング調査を実施しています。平成 21 年度末現在大気 10 地点、地下水 6 地点、水質 9 地点、土壌 6 地点について調査しており、これまで全地点で環境目標値を達成しています。

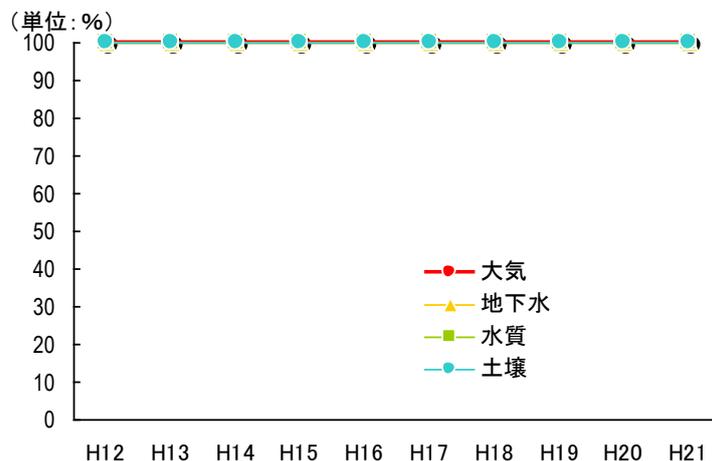


図 3-4-11 ダイオキシン類の環境目標値達成率の推移

有害大気汚染物質については、平成 17 年度に 6 地点中 5 地点で環境目標値を達成できなかったベンゼンを含め、平成 18 年度以降は全地点で環境目標値を達成しています。

テトラクロロエチレン及びふっ素については、毎年数地点で環境目標値を超過しているものの、概ね良好な状態で推移しています。

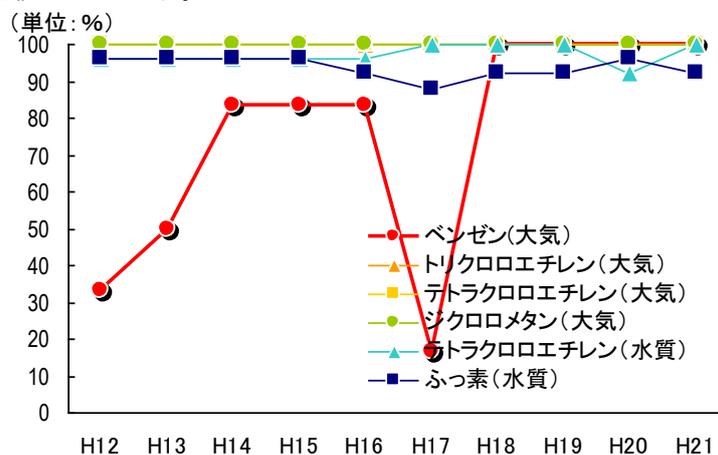


図 3-4-12 有害物質の環境目標値達成率の推移

大気中の有害化学物質について、引き続き対策を推進し、良好な状態を維持する必要があります。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)に基づく届出データを集計し、ホームページで市民等に情報を提供するとともに、化学物質対策を推進する必要があります。

(2)基本目標

「有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

化学物質による環境汚染の心配がなく、健康で安全な暮らしが守られることを目指します。

(3)定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 有害化学物質項目ごとの環境目標値の達成
- PRTR 法による化学物質届出排出・移動量

(4)施策

「有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する。」の施策体系は以下のとおりです。

【基本目標】

有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する。

【施策】

工場・事業場からの有害化学物質の排出を抑制する。

化学物質に関する情報を収集し提供する。

図 3-4-13 「有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①工場・事業場からの有害化学物質の排出を抑制する。

- ・環境関係法令等に基づき、有害化学物質を排出する工場等に対する規制及び指導を強化するとともに、有害化学物質の排出抑制を目的とした環境の保全に関する協定を締結し、指導の充実を図るなど、有害化学物質の排出抑制対策を推進します。
- ・PRTR 法に基づき、事業者による自主的な化学物質管理の改善や、排出量・移動量の把握、情報の開示等を促進します。
- ・「先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針」に基づく指導を推進します。

②化学物質に関する情報を収集し提供する。

- ・PRTR 法に基づき届出されたデータを市民に分かりやすく集計・整理して公表するとともに、それらの情報を活用した環境リスクに関する理解の促進、普及啓発やリスクコミュニケーションを推進します。
- ・農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針の周知を図るとともに、人や生態系への影響が明確にされていない化学物質等に関する情報の収集・提供等に努めます。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 化学物質問題について関心を持つとともに、化学物質が使用されている製品の使用や廃棄にあたっては、環境への汚染が生じないように配慮する。

②事業者の取組み

- 事業活動に伴う有害化学物質の環境への排出を抑制する。
- 化学物質による環境汚染を未然に防止するための設備や技術を積極的に導入する。
- 事業所内の化学物質の自主的な適正管理を推進する。
- 事故等による化学物質の環境汚染を未然に防止するため、あらかじめ必要な設備の導入や安全管理のためのシステムづくりなどの対応を図る。
- 取り扱う有害化学物質が環境中に排出される影響について把握し、適正な配慮に努める。

4-5 地下水・土壌等の安全を確保する。

(1) 現況と課題

地下水汚染項目の環境目標値の達成状況を見ると、揮発性有機化合物、六価クロム、砒素、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の環境目標値を超過する井戸が確認されています。経年的には六価クロムは100%に近い状態で横ばい、揮発性有機化合物及び砒素は良化傾向にあるものの、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素は横ばいから悪化の傾向にあります。

水環境保全計画等に基づき、今後も計画的な施策を推進していくことが必要です。

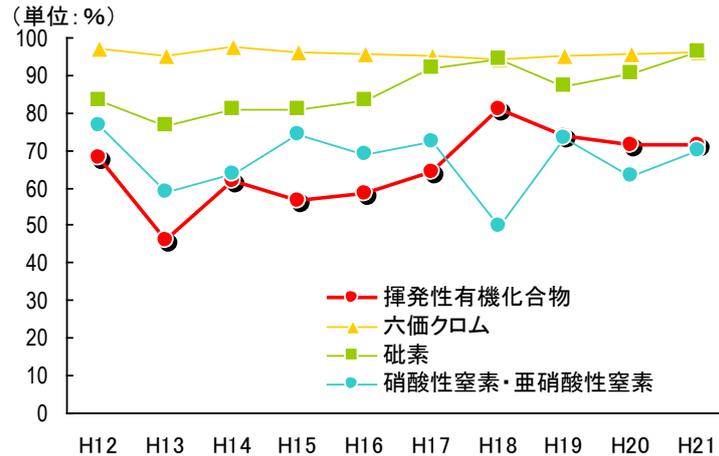


図 3-4-14 地下水汚染項目ごとの環境目標値達成率の推移

(2) 基本目標

「地下水・土壌等の安全を確保する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

地下水・土壌等が保全され、健康で安全な暮らしが守られることを目指します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 地下水汚染項目ごとの環境目標値の達成
- 土壌汚染項目ごとの環境目標値の達成
- 単年度沈下量 2cm 以上の地点数

(4) 施策

「地下水・土壌等の安全を確保する。」の施策体系は以下のとおりです。

【基本目標】

地下水・土壌等の安全を確保する。

【施策の方向性】

地盤沈下防止対策を推進する。

地下水汚染防止対策を推進する。

土壌汚染対策を推進する。

図 3-4-15 「地下水・土壌等の安全を確保する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①地盤沈下防止対策を推進する。

- ・地下水の大量採取企業及び天然ガスかん水採取企業との間に環境保全協定を締結し、地下水採取量の適正化を指導します。
- ・工業用・建築物用・農業用などの地下水の採取について、関連法令等に基づき、揚水を規制するとともに、揚水量等の定期的な報告を求めるなど、地下水使用量の適正化について指導します。
- ・水源として重要な森林等の緑地や水田等の農地の保全、透水性舗装や雨水浸透施設の整備など、雨水の地下浸透を促進します。
- ・地盤沈下対策として、水準測量、地下水位、地盤沈下量の観測を継続的に実施し、事業者等による地下水の合理的使用を促進し、地盤沈下の防止に努めます。

②地下水汚染防止対策を推進する。

- ・有害物質等を使用するなどの工場・事業場に対し、環境関連法令に基づき、届出による使用実態の把握、立入検査等による規制と指導を推進します。
- ・地下水汚染地域における飲料用井戸の上水道への転換促進及び浄水器設置補助を推進し、安全な飲料水の確保に努めます。
- ・地下水汚染を防止するため、環境保全型農業を推進するなど、農薬・肥料の適正使用等を促進します。

③土壌汚染対策を推進する。

- ・特定物質を製造、使用、または保管している事業者に対し、関連法令に基づき、定期的な工場の汚染状態に関する調査を実施するなど、特定物質の適正管理及び土壌汚染対策を推進します。
- ・土壌汚染対策法に基づく土地所有者等に対する適切な措置の指導等に努めます。
- ・工場等の跡地等における土壌汚染の処理・対策を推進するとともに、事業者、土地所有者等に対しての関連法令の周知徹底、国や関係機関などとの連携による土壌汚染対策を推進します。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 雨水浸透ますの設置などにより地下水のかん養に努める。
- 井戸水の適正な揚水に努める。
- 除草剤等の適正な使用に努めるなど、土壌を汚染しないよう心がける。

②事業者の取組み

- 事業活動に伴う地盤沈下、地下水汚染、土壌汚染に係る公害防止対策を推進する。
- 地盤沈下、地下水汚染、土壌汚染の防止のための設備や技術を積極的に導入する。
- 雨水浸透ますの設置や透水性舗装の採用などにより地下水のかん養に努める。
- 地下水の適正な揚水、効率的な使用に努める。
- 有害物質による土壌汚染や地下水汚染の防止徹底を図る。
- 農薬や化学肥料などの適正使用に努める。

5. だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち

「だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち」の目指す環境像の内容は以下のとおりです。

県内随一の人口規模と産業集積を有する大都市である千葉市の発展は、活発な事業活動を抜きに語ることはできません。経済活動を発展させつつ、身近な自然を守り、次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが、人間と環境の関わりを正しく理解するとともに、環境に対する人間の責任と役割を自覚し、環境保全活動に取り組んでいく意識を高めるが大切です。

市民・事業者・市がそれぞれの立場から、環境の保全・創造に向けて取り組むまちの実現を目指します。

「だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち」実現のための基本目標は以下のとおりです。

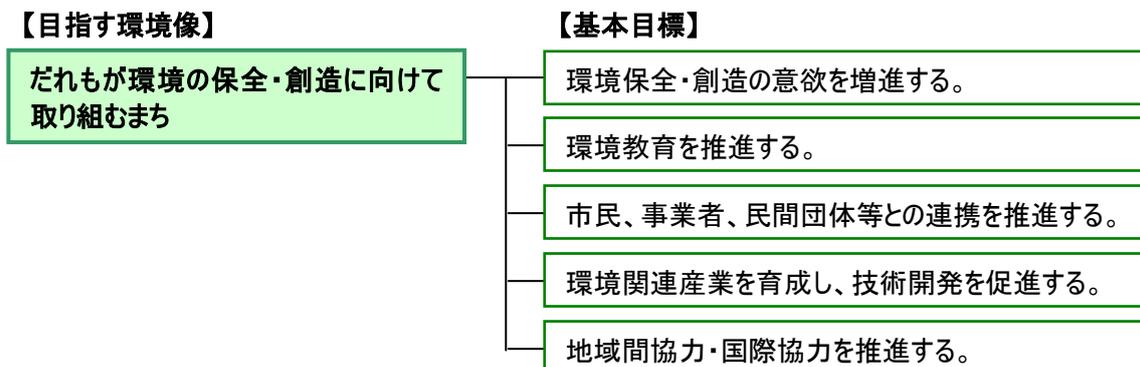


図 3-5-1 「だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち」の基本目標

5-1 環境保全・創造の意欲を増進する。

(1) 現況と課題

平成 21 年 9 月中旬に実施した「千葉市の環境に関するアンケート※¹」によると、「ごみの分別・ごみ出しは、正しく行う」「照明をこまめに消す」などの身近な環境配慮行動に取り組んでいる市民は多いものの、「使い捨て製品の使用は、できるだけ控える」「環境にやさしい商品を購入する」といった手間のかかる行動や金銭的負担となる行動、「住まい周辺を自発的に清掃する」「地域の環境保全活動に参加する」「環境問題に関する情報を積極的に収集する」といった自発的な行動の実践度は低くなっています。

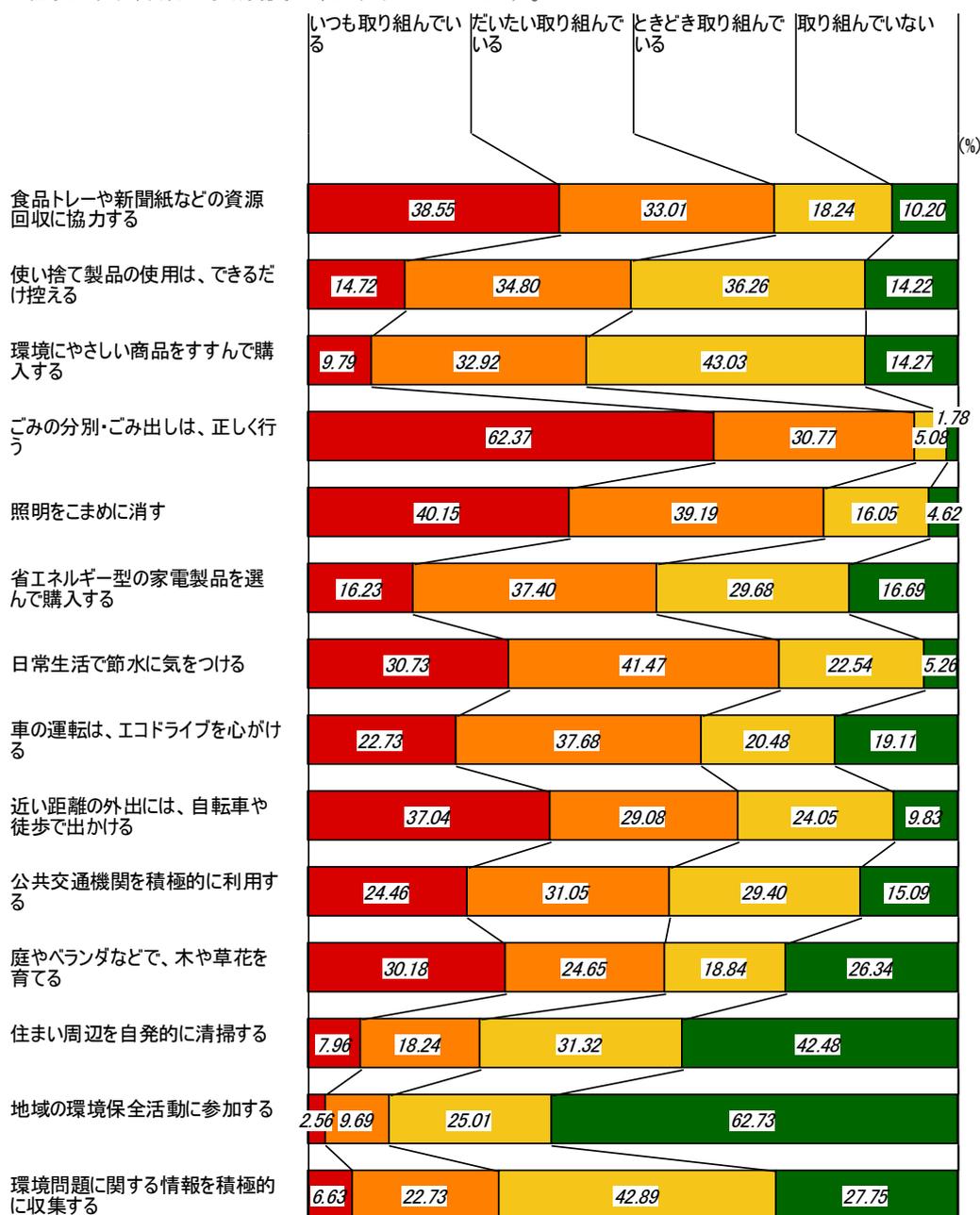


図 3-5-2 環境にやさしい行動の実践状況

※ 1 千葉市在住の 20 歳以上の男女 2,187 人を対象としたインターネット調査により実施。

本市では、平成 17 年 3 月に「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」を策定し、3 本の柱の 1 つに「環境保全・創造の意欲の増進」を掲げ、関連施策を推進していますが、今後、さらに市民・事業者の自主的な環境保全活動を促進していくことが必要です。

(2) 基本目標

「環境保全・創造の意欲を増進する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

市民、民間団体等が、自ら進んで環境保全活動を継続的に行えるよう、環境保全の意欲の増進を図ります。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 環境関連施設利用者数
- ISO14001 等認証取得事業所件数
- 環境保全活動団体数
- 地球環境保全協定の締結数
- 市民の環境配慮行動実践状況
- 事業者の環境配慮行動実践状況

(4) 施策

「環境保全・創造の意欲を増進する。」の施策体系は以下のとおりです。

【基本目標】

環境保全・創造の意欲を増進する。

【施策の方向性】

普及啓発事業のさらなる充実を図る。

環境の保全・創造や環境教育の拠点・フィールドを整備・活用する。

環境情報を収集し、提供する。

市民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進を図る。

市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換を促す。

図 3-5-3 「環境保全・創造の意欲を増進する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

① 普及啓発事業のさらなる充実を図る。

- ・環境への関心の喚起、認識と理解、さらに実践へつなげていけるよう、様々なイベントやキャンペーン、自然観察会など、効果的な普及啓発活動を継続的に実施します。
- ・町内自治会等と連携した取り組みや、市民、民間団体等が参画した普及啓発事業を推進するとともに、本市の地域的特性を活かした里山や谷津田の自然環境の保全・再生などによる環境保全に関する意識の向上を図ります。
- ・市が主催する様々なイベントやキャンペーンに関する情報だけでなく、事業者や民間団体等が主催し市内で開催されるイベント等の情報を広く発信します。

②環境の保全・創造や環境教育の拠点・フィールドを整備・活用する。

- ・「いずみの森」などの里山や「大草谷津田いきものの里」などを、自然とふれあい、自然体験活動を行う拠点として活用します。
- ・地域の拠点として地区公民館、コミュニティセンター等の活用を図るとともに、廃棄物処理施設や浄化センターなどの環境施設を環境学習の場として活用します。

③環境情報を収集し、提供する。

- ・市民、民間団体等の環境保全の意欲の増進につながる情報を収集・整備するとともに、市民、民間団体等が手軽に身近なところで情報を入手できるよう分かりやすい情報提供に努めます。
- ・環境施策の年次報告書「環境白書」、市民や事業者に関わりの深い情報を扱った環境情報紙「エコライフちば」等の充実を図ります。
- ・ホームページや掲示板機能等を活用し、民間団体間の情報交流を支援します。

④市民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進を図る。

- ・地域における継続的な環境保全活動を促進するため、公民館等の施設や谷津田、里山などの保全の対象となるフィールドを、活動の機会・場として活用します。
- ・環境保全活動の手法や環境保全設備を紹介するとともに、千葉市地域環境保全基金等を活用した環境保全活動の活性化や裾野の拡大につながる取組み等を支援します。
- ・環境保全活動への助言や指導のできる人材の育成・活用を積極的に推進します。
- ・市民・事業者・市が各々の立場から環境保全のための様々な取組みを促進するだけでなく、緊密な連携を図るためのパートナーシップの構築を推進します。
- ・市民・事業者による模範的、先進的な環境保全活動等に対する表彰制度の創設についての検討を行うなど、環境保全活動の実践を積極的に促進します。
- ・事業活動における環境マネジメントシステムの導入を支援するとともに、環境マネジメントシステムの普及に向けたアドバイザー制度の創設等について検討します。

⑤市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換を促す。

- ・環境問題に関する積極的な情報提供などにより、市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換を促進します。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 市や民間団体、事業者等が実施する環境関連のイベント等に積極的に参加する。
- 市や民間団体等が発信する環境の保全及び創造等に関する情報を積極的に収集する。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加する。
- 環境に対する負荷の少ない生活の実践に努める。

②事業者の取組み

- 環境への負荷の少ない事業活動を目指す。
- 環境マネジメントシステムの国際規格（ISO14001）やエコアクション 21 などの認証取得など、事業活動における環境保全のための体制づくりや仕組みづくりに取り組む。
- 環境会計を導入し、環境保全効果や経済的な効果の把握に努める。
- 環境報告書を活用し、事業活動における環境保全に関する情報の提供・公開に努める。
- 社員等を対象とした環境保全に関する研修を充実する。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加する。

5-2 環境教育を推進する。

(1) 現況と課題

本市では、子どもたちが地域の中で楽しみながら主体的に行う環境学習等を支援する環境省のこどもエコクラブ事業を実施しており、平成20年度末で、13団体403人の子どもたちが登録し、活動しています。

また、本市では、学校における環境教育教材等の配布、環境学習モデル校を指定しての環境保全に関する様々な活動の実践などの施策を実施しています。

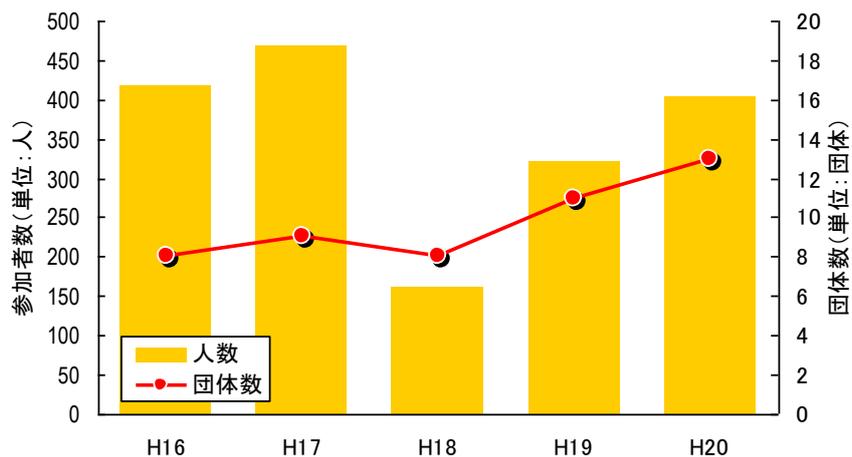


図 3-5-4 こどもエコクラブ参加団体数・参加者数の推移

本市では、平成17年3月に「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」を策定し、3本の柱の1つに「環境教育の推進」を掲げ、関連施策を推進しているところですが、環境教育の推進については、知識を習得させ理解させるだけでなく、自然や生命を大切に思う心を育み、自ら考え行動できる人を育てることが大切であることから、体系的、継続的な環境教育を推進していく必要があります。

(2) 基本目標

「環境教育を推進する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

環境教育の裾野の拡大、多様な学習の機会・場の継続的・段階的な提供、さらには環境教育を支援するための人材や情報の提供などを体系的、計画的に推進します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 環境学習プログラム参加者数
- 環境教育・学習イベント参加者数
- こどもエコクラブ登録団体・会員数

(4) 施策

「環境教育を推進する。」の施策体系は以下のとおりです。

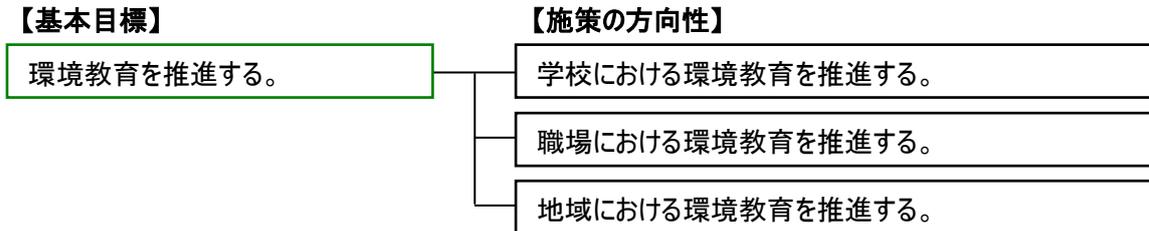


図 3-5-5 「環境教育を推進する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①学校における環境教育を推進する。

- ・理科や社会科等の教科及び総合的な学習の時間などを活用した学校における発達段階に応じた環境教育、その他多様な場における環境教育を総合的に推進します。
- ・環境副読本等の教材や資料、環境学習プログラムの充実を図るとともに、環境保全活動に関する経験や知識を有する人材の派遣など必要な支援を行います。
- ・環境教育に係る教員の資質の向上を図るため、教員を対象とした講座の充実や、地域で開催される環境保全活動への参加を促進します。

②職場における環境教育を推進する。

- ・従業員の知識・技能の向上等を促進するため、環境マネジメントシステム、エコアクション21、地球環境保全協定の普及等に努めます。
- ・職場での環境教育を充実するため、アドバイザーや講師の派遣、環境情報の提供など必要な支援を行います。

③地域における環境教育を推進する。

- ・自治会や子ども会等が公民館などの地域の施設や地域の自然環境を活用し、地域特性を活かした環境教育が継続できるよう、機会や場、教材の提供、講師の派遣など、必要な支援を行います。

(5) 市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 学校や地域における環境教育・学習等に参加する。
- 学習会等を開催する。

②事業者の取組み

- 学校や地域における環境教育・学習等の実施に協力する。
- 従業員を対象とした環境教育を実施する。

5-3 市民、事業者、民間団体等との連携を推進する。

(1) 現況と課題

様々な環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市が、それぞれの役割分担のもとに、連携して環境の保全・創造等に取り組むことが重要です。

本市では、市民、事業者、民間団体等とのパートナーシップ構築に向けた取組みや、地域において環境学習活動や環境保全活動を率先して行えるリーダーの養成を目的とした講座の開催など、様々な取組みを実施していますが、平成 17 年 3 月に策定した「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」では、3 本の柱の 1 つに「市民・民間団体等との協働」を掲げていることなどから、今後、さらに市民、事業者、民間団体等との連携を推進していく必要があります。

(2) 基本目標

「市民、事業者、民間団体等との連携を推進する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

市民、事業者、民間団体、市等が相互理解の下に連携・協力して環境保全活動を行う事業を積極的に推進します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 連携した取組み数
- 人材育成数

(4) 施策

「市民、事業者、民間団体等との連携を推進する。」の施策体系は以下のとおりです。

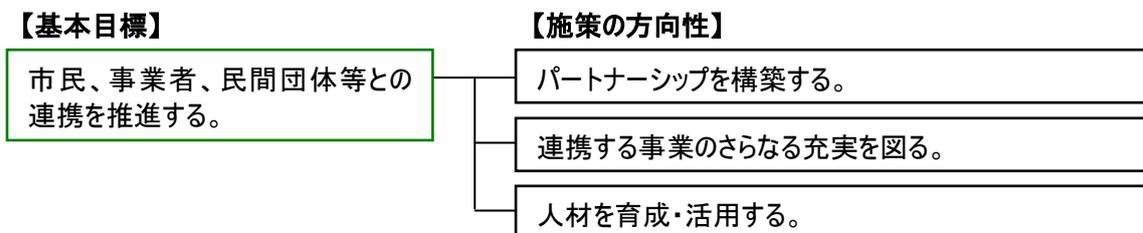


図 3-5-6 「市民、事業者、民間団体等との連携を推進する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

① パートナーシップを構築する。

- ・パートナーシップによる環境保全活動や環境教育を実施するため、活動拠点における環境情報の提供ができる体制整備を推進します。
- ・各主体がパートナーシップにより地域の実情に応じた効果的な活動が展開できるよう、団体間の活動に関する情報交換の場や、活動内容公表の機会の提供に努めます。

② 連携する事業のさらなる充実を図る。

- ・自立した活動を行っている各主体が、適切な役割分担のもと企画段階から運営まで連携して実施する事業の充実を図ります。
- ・新たに環境教育等の事業について、市民、民間団体等の企画提案による事業の実施に努めます。

③人材を育成・活用する。

- ・環境学習指導者養成講座などの研修会や講座を開催するとともに、教材や資料の充実を図り、環境保全に関する知識や指導力を有する人材育成を推進します。
- ・人や組織の間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人（コーディネーター）、参加型学習会などで自発的な行動を引き出したり促進したりする役割を担う人（ファシリテーター）などの人材情報を収集し、活用するとともに、環境学習指導者養成講座の修了者などを「千葉県環境リーダー」として登録し、環境保全活動や学習会等の講師として活用します。

(5)市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 事業者や民間団体等の実施するイベント等に積極的に参加・協力する。
- 市の実施する人材育成に関する講座等に参加する。
- 市の環境保全活動等に関して提言等を行う。

②事業者の取組み

- 市民や民間団体等の実施するイベント等に協力する。
- 市の実施する人材育成に関する講座等に参加・協力する。
- 市の環境保全活動等に関して提言等を行う。

5-4 環境関連産業を育成し、技術開発を促進する。

(1) 現況と課題

エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまちづくり、資源を効率的・循環的に利用したまちづくりを推進していくためには、新しい環境関連の技術やシステム等の調査・研究、開発等が重要です。

そのため、事業者や市内の大学・研究機関などと積極的な連携を図り、環境関連産業を育成するとともに、環境の保全・創造に関する技術開発等を促進する必要があります。

(2) 基本目標

「環境関連産業を育成し、技術開発を促進する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

事業者や大学・研究機関などと連携し、環境関連産業の育成や環境保全・創造に関する技術開発を促進します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目
○環境関連産業の育成数（起業数）

(4) 施策

「環境関連産業を育成し、技術開発を促進する。」の施策体系は以下のとおりです。

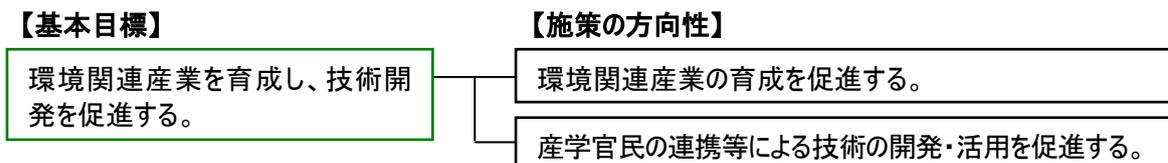


図 3-5-7 「環境関連産業を育成し、技術開発を促進する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①環境関連産業の育成を促進する。

・事業者や大学・研究機関などとの連携による環境関連産業の育成を支援します。

②産学官民の連携等による技術の開発・活用を促進する。

・事業者や大学・研究機関などとの連携による環境保全・創造に関する調査研究、新たな技術開発等を促進します。

(5) 市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

○環境に与える負荷の少ない製品等の購入・使用に努める。

②事業者の取組み

○環境に与える負荷の少ない製品等の購入・使用に努める。

○環境関連産業の推進に努める。

○環境の保全及び創造に関する技術開発を推進する。

5-5 地域間協力・国際協力を推進する。

(1) 現況と課題

環境分野における国際協力として、環境省や国際協力機構、九都県市共同の研修生の受入れを行っています。平成 16～20 年度は姉妹・友好都市からの受入れのみでしたが、平成 21 年度は九都県市の研修事業での受入れも含め 14 名の受入れがありました。

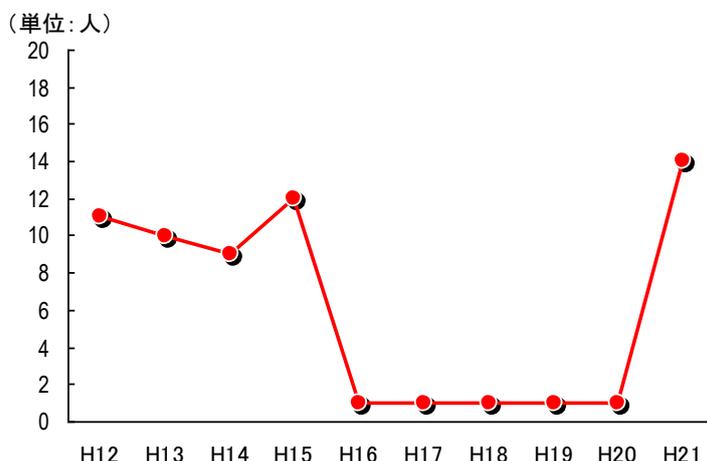


図 3-5-8 海外研修員等受入人数の推移

地球温暖化や大気汚染物質の飛来、海洋汚染等、国際的な協力体制が必要な環境問題が増えていることから、今後も国際環境協力を努めるとともに、九都県市における取組み等、近隣市町村等と連携した取組みを推進していくことが必要です。

(2) 基本目標

「地域間協力・国際協力を推進する。」の基本目標の内容は以下のとおりです。

複雑・多様化する環境問題の解決のためには、市域を超えて国や県、近隣市町村と、地球環境問題の解決のためには国際的に、連携・協力が必要であることから、環境分野での地域間協力、国際協力を貢献する取組みを推進します。

(3) 定量目標及び点検・評価指標

「●」が定量目標の項目、「○」が点検・評価指標の項目

- 地域間協力した取組み数
- 姉妹・友好都市環境関連交流実績
- 海外研修員等受入人数

(4) 施策

「地域間協力・国際協力を推進する。」の施策体系は以下のとおりです。

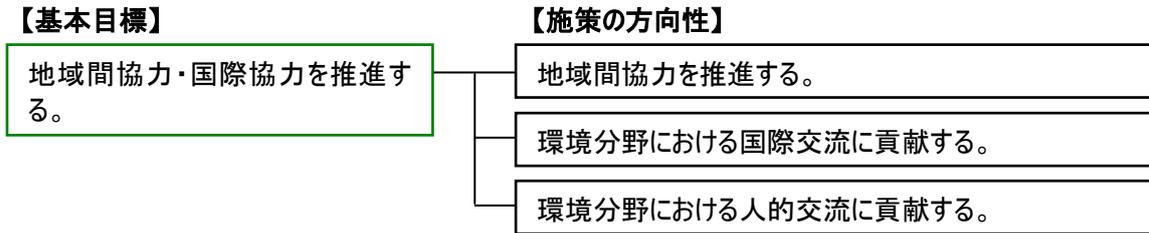


図 3-5-9 「地域間協力・国際協力を推進する。」の施策体系

【施策の方向性ごとの施策・事業例】

①地域間協力を推進する。

- ・近隣市町村との連携・協力、九都県市における取組み等の支援など、自治体間の連携・協力を積極的に推進します。

②環境分野における国際交流に貢献する。

- ・国や国際協力機構、九都県市と連携した国際協力・交流事業を推進するとともに、開発途上国への技術移転・技術供与等を推進します。
- ・環境保全活動団体等の民間団体や市民レベルでの国際交流を支援します。

③環境分野における人的交流に貢献する。

- ・国や国際協力機構、九都県市と連携し、開発途上国の人材育成のための研究生の受け入れ等を推進します。
- ・姉妹・友好都市等からの研修生の受け入れを推進するとともに、環境行政の経験等を生かした海外への職員・技術者等の派遣を推進します。

(5) 市民及び事業者の取組み

①市民の取組み

- 地球環境問題について理解を深める。
- 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組みに積極的に貢献する。
- 環境分野における市民レベルでの国際交流を図る。

②事業者の取組み

- 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組みに積極的に貢献する。
- 国際機関等と連携した国際協力を努める。
- 環境関連技術の開発途上国への移転促進に努める。
- 環境分野における事業者レベルでの国際交流を図る。

第4章 定量目標

1. 定量目標一覧

定量目標については、新たな環境基準の設定などの知見の集積を図るとともに、環境保全施策の進捗状況やその動向等を踏まえて、見直しを行い、以下のとおり設定しました。

表 4-1 千葉市環境基本計画で設定される定量目標

目標設定項目	目 標
温室効果ガス排出量	「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」に定める温室効果ガス排出量の削減を目指す。
ごみの減量	ごみの総排出量を 42 万トンに抑制する。
再生利用率	一般廃棄物の再生利用率 44%の達成を目指す。
緑地量	「千葉市緑と水辺の基本計画」に定める緑地の確保水準の達成に向けて緑地量を向上させることを目指す。
公園・緑地等の整備	公園等の施設として整備すべき緑地として 1 人あたりの面積 19.3m ² を目指す。
生物多様性の確保	生物多様性の確保に関する森林、谷津田などの保全を目指す。
大気	大気汚染に係る環境目標値の達成を目指す。
水質	水質汚濁に係る環境目標値の達成を目指す。
騒音	騒音に係る環境目標値の達成を目指す。
有害化学物質	有害化学物質に係る環境目標値の達成を目指す。
地下水	地下水に係る環境目標値の達成を目指す。
土壌	土壌に係る環境目標値の達成を目指す。

※目標の内容は、「2. 定量目標」の内容を参照してください。

2. 定量目標の内容

1) 温室効果ガス排出量

「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」に定める目標を目指す。

項目	目標値
温室効果ガス排出量	2011年度の温室効果ガス排出量を2000年度より約6%削減し、可能な限り1990年度レベルを下回るよう抑制する。

※現在の千葉市地球温暖化対策地域推進計画の計画期間を1年延長します。

※23年度に新地球温暖化対策実行計画の数値に置き換えます。

2) ごみの減量

「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に定める目標を目指す。

項目	目標値
総排出量(平成28年度)	42万トン/年

※23年度に新一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の数値に置き換えます。

3) 再生利用率

「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に定める目標を目指す。

項目	目標値
再生利用率(平成28年度)	44%

※23年度に新一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の数値に置き換えます。

4) 緑地量

「千葉市緑と水辺の基本計画」に定める目標を目指す。

緑地確保目標水準 (長期目標・平成37年)	将来市街地面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
	概ね 2,320ha	概ね 8,360ha
	18%	31%

※23年度に新・緑と水辺の基本計画の数値に置き換えます。

※ここでいう緑地とは次のようなものを含みます。

都市公園、緑地、ポートパークやふるさと農園など公園に準じる公共施設、公共施設附属緑地、市民の森、市民緑地、チビッコ広場、緑地保全地区、風致地区、生産緑地、近郊緑地保全区域、河川区域、農用地、保安林、自然公園区域、保存樹林、工場等緑化協定及び緑地協定地区内の緑地等

5) 公園・緑地等の整備

「千葉市緑と水辺の基本計画」に定める目標を目指します。

項目	目標値
都市公園等	19.3m ² /人

※23年度に新・緑と水辺の基本計画の数値に置き換えます。

※都市公園等とは、都市公園に公共施設緑地を加えたものです。

都市公園：街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、風致公園、歴史公園、動植物公園、墓苑、広域公園、都市緑地、緑道等

公共施設緑地：ポートパーク、ふるさと農園、グラウンド、調整池、河川、公的住宅団地内緑地等

6) 生物多様性の確保

項目	目標値
森林面積	新農業基本計画で設定される森林面積の目標を目指します。
谷津田の保全面積	平成33年までに30ha拡大することを目指します。
里山地区の箇所数	新農業基本計画で設定される里山地区箇所の目標を目指します。

7) 大気環境目標値

項目	目標値
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
降下ばいじん	月間値の年平均値が10t/km ² /月以下であり、かつ月、間値が20t/km ² /月以下であること。

※二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の達成状況は日平均値の2%除外値で評価します。

※微小粒子状物質1日平均値の達成状況は日平均値の98%値で評価します。

※二酸化窒素の達成状況は日平均値の98%値で評価します。

8) 水質の環境目標値

ア 生活環境の保全に関する項目

水系	水域区分 (評価地点)	BOD (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	溶存酸素 (mg/ℓ)
都川	都川上流(高根橋)	3 以下	1,000 以下	7.5 以上
	都川中流(青柳橋)	3 以下	1,000 以下	7.5 以上
	都川下流(都橋)	5 以下	—	5 以上
	葭川下流(日本橋)	5 以下	—	5 以上
	支線都川(新都川橋)	3 以下	5,000 以下	5 以上
	坂月川(辺田前橋)	5 以下	5,000 以下	5 以上
	葭川上流 (源町 407 番地地先)	5 以下	—	5 以上
鹿島川	鹿島川上流(下大和田町 1146 番地地先)	2 以下	1,000 以下	7.5 以上
	鹿島川上流(平川橋)	2 以下	1,000 以下	7.5 以上
	鹿島川下流(下泉橋)	2 以下	1,000 以下	7.5 以上
花見川	花見川上流(花島橋)	5 以下	5,000 以下	5 以上
	勝田川	5 以下	5,000 以下	5 以上
	花見川下流 (新花見川橋)	5 以下	—	5 以上
その他の 水域	村田川(高本谷橋)	2 以下	1,000 以下	7.5 以上
	浜田川(下八坂橋)	5 以下	—	5 以上
	花園川[草野水路] (高洲橋)	3 以下	—	5 以上
	浜野川(浜野橋)	3 以下	—	5 以上
	生実川(平成橋)	3 以下	1,000 以下	5 以上

※BOD の達成状況は日間平均値の 75%値で評価します。

水系	水域区分 (評価地点)	COD (mg/ℓ)	溶存 酸素 (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/ℓ)	全りん (mg/ℓ)	全亜鉛 (mg/ℓ)
海域	千葉港(千葉コンビナ ート湾内)	3 以下	5 以上	—	1.0 以下	0.09 以下	0.02 以下
	いなげの浜～幕張の 浜(幕張の浜地先)	3 以下	5 以上	100 以下	0.6 以下	0.05 以下	0.02 以下

イ 人の健康の保護に関する項目

項 目	目 標 値
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと (定量下限値:0.1mg/ℓ)
鉛	0.01mg/ℓ 以下

項 目	目 標 値
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと (定量下限値:0.0005mg/l)
PCB	検出されないこと (定量下限値:0.0005mg/l)
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

※年間平均値で評価します。ただし、全シアンについては最高値とします。

※海域については、ふっ素及びほう素の環境目標値は適用しない。

9) 騒音

地域の類型		昼 間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～ 午前 6 時)
一 般	A地域 第1種区域(第1種、第2種低層住居専 用地域、第1種、第2種中高層住居専 用地域)	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	B地域 第2種区域(第1種、第2種住居地域、 準住居地域、市街化調整区域)		
	C地域 第3種区域(近隣商業地域、商業地域、 準工業地域) 第4種区域(工業地域)	60 デシベル以下	50 デシベル以下

地域の類型		昼間 (午前6時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 午前6時)
道路に面する地域	A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
	B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
	幹線道路に面する地域 (幹線交通を担う道路に近接する空間)	70 デシベル以下 (45 デシベル以下)	65 デシベル以下 (40 デシベル以下)

※“幹線道路に面する地域”のうち()の目標値は、個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る目標値

※“幹線交通を担う道路”とは、①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)、②①に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路とする。

10) 有害化学物質

ア ダイオキシン類

媒体	目標値
大気	0.6pg-TEQ/ m ³ 以下
水質	1pg- TEQ /ℓ 以下
土壌	1,000pg- TEQ /g 以下
底質	150pg- TEQ /g 以下

※目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とします。

※大気及び水質の目標値は年間平均値で評価します。

イ 有害大気汚染物質

項目	目標値
ベンゼン	1年平均値が、0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が、0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が、0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が、0.15mg/m ³ 以下であること。
アクリロニトリル	1年平均値が、2µg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が、10µg/m ³ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が、0.04µgHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が、0.025µgNi/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が、18µg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が、1.6µg/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が、2.5µg/m ³ 以下であること。
ヒ素及び無機ヒ素化合物 ^{※1}	1年平均値が、6ng-As/m ³ 以下であること。

※1 指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。

11)地下水

項 目	目 標 値
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと (定量下限値:0.1mg/ℓ)
鉛	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと (定量下限値:0.0005mg/ℓ)
PCB	検出されないこと (定量下限値:0.0005mg/ℓ)
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
チウラム	0.006mg/ℓ 以下
シマジン	0.003mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
ほう素	1mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下

12) 土壌

項 目	目 標 値
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.1mg/ℓ)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.1mg/ℓ)
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/ℓ)
PCB	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/ℓ)
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg/ℓ 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg/ℓ 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg/ℓ 以下であること
1,3-ジクロロプロパン	検液 1ℓ につき 0.002mg/ℓ 以下であること
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg/ℓ 以下であること
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg/ℓ 以下であること
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg/ℓ 以下であること
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg/ℓ 以下であること
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg/ℓ 以下であること
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg/ℓ 以下であること
ほう素	検液 1ℓ につき 1mg/ℓ 以下であること

第5章 事業別・行政区別環境配慮指針

1. 事業別環境配慮指針

千葉市は、これからも様々な開発事業^{※1}の実施が見込まれ、快適な居住環境の確保等が図られる反面、地域の良好な環境を保全及び創造していくためには、開発事業の特性に応じた適切な環境配慮を図ることが必要です。

以下の主要な開発事業^{※2}について、それぞれの環境配慮事項を示します。配慮事項は、「エネルギー・資源」「自然環境」「快適環境」「生活環境」に分類しており、これらを事業に取り込むことにより環境の保全を図る見地からその影響を緩和することをねらいとしており、事業実施主体の配慮を要請します。なお、実際の開発は、様々な状況が考えられるので、配慮事項の趣旨にのっとり、必要があれば配慮項目の追加など適切に対処する必要があります。

- 住宅系事業
- 商業・業務系事業
- 工業系事業
- 交通系事業
- 供給処理施設（下水処理施設、廃棄物処理施設）に関する事業
- 河川・水路・池沼に関する事業
- レクリエーション施設（運動場・ゴルフ場等）に関する事業
- 埋め立て事業
- 土地造成事業

主要な開発事業別の環境配慮事項は下表のとおりです。

表 5-1 主要な開発事業別の環境配慮事項

		環境配慮事項	住宅系	商業・業務系	工業系	交通系	供給処理施設	河川・水路・池沼	レクリエーション施設	埋め立て	土地造成
エネルギー・資源	全般	事業実施時や運用時に消費する資源やエネルギー量の抑制に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エネルギー	省エネルギー構造化や効率利用のための設備導入に努める。	○	○	○		○		○		
		二酸化炭素の排出量の観点から適正な燃料を選択する。			○		○				
		再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用に努める	○	○	○	○	○	○	○		
廃棄物	事業実施にあたり生じる廃棄物を最小限にとどめ、また再利用・再資源化に努める。	○	○	○				○			

※1 ここでいう開発事業とは、環境に影響を及ぼす恐れのある土地の改変、施設の建設・改築等をいいます。
 ※2 例示されない開発事業は、類似事業を参照してください。

		環境配慮事項	住宅系	商業・業務系	工業系	交通系	供給処理施設	河川・水路・池沼	レクリエーション施設	埋め立て	土地造成	
		運用時、廃棄物の回収・処理等が適正に行われるよう施設整備する。	○	○	○				○			
		事業実施により発生する残土、焼却灰等の適正な活用に努める。				○	○				○	
	水資源	中水道設備や雨水利用設備などの導入を検討する。		○	○		○		○			
		節水対策を検討する。	○									
		雨水の地下浸透に配慮する。										○
自然環境	全般	崖崩れ、洪水等自然災害の恐れのある地域や、貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水地、傾斜緑地等での事業実施は極力避ける。	○			○	○		○		○	
		施設の立地が周辺の土地利用と整合するよう配慮する。		○	○			○		○		
	地形	切土、盛土等地形改変を最小限にとどめ、崖崩れ、土砂崩壊等を生じさせないよう配慮する。	○	○		○	○		○			○
		地形改変を最小限にとどめるよう配慮する。			○			○		○		
	土壌	土壌の保全に努め、その流出を生じさせないよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○		○	
	表流水・地下水	雨水等の表面流出量に変化を生じさせないよう適切な排水処理を行う。	○			○				○		○
		地下浸透量、地下水量に変化を生じさせないよう配慮する。	○			○				○		○
		雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。		○	○							
		地盤沈下を生じさせないよう配慮する。			○							
		下水処理水が河川の水源として再利用できるよう配慮する。						○				
		水量の確保・安定化に努める。						○				
	緑化	高潮等の恐れがある地域で埋め立てには十分な対策を講じる。									○	
		一定水準の緑地を確保する。	○	○						○	○	○
		現存する樹木の伐採を極力抑制する。	○			○				○		○
		施設等の緑化に努める。			○	○	○	○			○	
	植生	樹林地等を著しく減少させないよう配慮する。		○	○		○					
		植生や群落の減少を生じさせないよう配慮する。	○			○		○	○			○
	野生動物	野生動物の生息量や生息環境に変化を生じさせないよう配慮する。	○	○		○				○		○
		生物の生息が可能な環境づくりに努める。						○		○		
快適環境	全般	快適で地域特性のある住宅地の形成に努める。	○									
		地域社会の分断とならないよう配慮する。				○						
		快適な水辺環境の創出に配慮する。						○				
	文化財	文化財が存在する場合は、それとの調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	景観	周辺の自然景観等との調和を図る。				○	○	○	○	○	○	
		建築物等のデザイン等、周辺との調和に配慮する。	○	○	○							
	快適空間	デザインに配慮し、快適空間を創出するよう工夫する。	○	○					○			
水辺へのアクセスに配慮した親水護岸等の整備に努める。							○		○			

		環境配慮事項	住宅系	商業・業務系	工業系	交通系	供給処理施設	河川・水路・池沼	レクリエーション施設	埋め立て	土地造成
生活環境	全般	利用者のいこいの場となるようなオープンスペースの確保に努める。		○							
		デザインに配慮する。モニュメントや休憩施設の設置を検討する。				○					
	全般	周辺の土地利用や地形を考慮して立地場所を選定する。					○		○		○
		周辺の土地利用と整合した構造等に配慮する。		○	○	○				○	
		居住環境として好ましくない地域への立地は避ける。	○								
	大気	大気汚染物質の排出を抑制するための設備を設ける。			○		○				
		事業実施時は粉じん飛散防止に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動車交通量の増加等による周辺に及ぼす影響を極力抑制する。	○	○	○		○		○		
		大気汚染を軽減するような構造及び交通流の円滑化に配慮する。				○					
	水質	搬入に伴う交通について周囲に影響を与えないよう配慮する。					○				
		河川や海域、地下水の汚染を生じないよう水質汚濁防止のための処理設備を設ける。	○		○		○				
		事業実施に伴う濁水の流出防止に努める。				○		○			○
		周辺の水質(表流水・地下水)に変化が生じないよう配慮する。							○		○
		三面張り、二面張りは極力避け、自然浄化作用が低下しないような河川構造とする。						○			
		ゴルフ場は農薬を使用しない。							○		
	騒音・振動・悪臭	埋立地からの浸出水等により海域の汚染が生じないよう配慮する。								○	
		事業実施時は、防止対策を行い、周辺環境を損なわないよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		騒音・振動・悪臭被害を生じさせないよう適切な処理を講ずる。	○	○	○	○	○				
	日照・電波障害	場内の放送等を控えるなど、騒音の防止に配慮する。							○		
		日照を確保し、電波障害を生じさせないよう建築物の配置や高さに配慮する。	○	○	○	○				○	
光害	夜間の不要な照明を消灯したり、向きや光量に配慮する。	○	○	○				○			
その他	各種の化学物質等の使用によって土壌汚染等環境へ影響を及ぼさないよう、事前に確認する。			○							
	廃棄物の処理・処分に伴って、有害な化学物質による環境汚染を発生させないよう配慮する。					○					
	地盤の沈下が起こらないよう配慮する。								○		

2. 行政区別環境配慮指針

千葉市は、東京湾に面した臨海部と市民生活や事業活動の中心部である市街地、それに畑地や農地、森林などを有する農山地に大別され、それぞれ6つの行政区に分れています。

これらの区は、それぞれに特徴を有しており、これらの地区の特色を活かし、行政区ごとの目指す環境像を設定し、誘導すべき地域イメージを明らかにします。

さらに、各行政区の地形・水系・土地利用などの環境特性に応じ、「生活環境」「自然環境」「快適環境」の3点について、課題と開発行為等にあたって配慮すべき事項を明らかにし、より綿密な環境管理が図られるように配慮します。

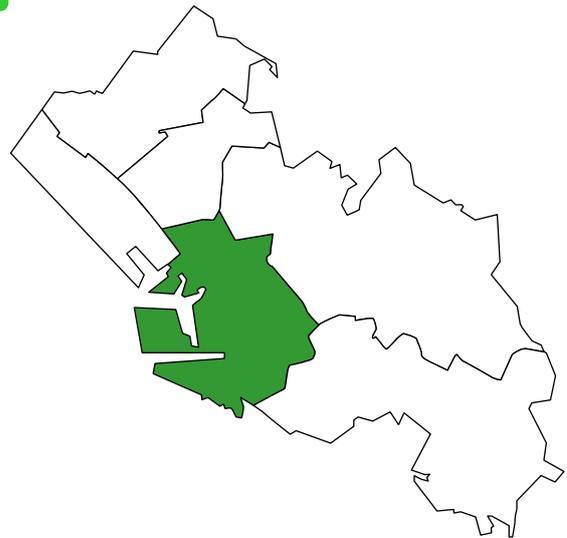
(1) 中央区の課題と配慮の方向

① 目指す環境像

中央区は、千葉市の政治・経済・文化の中心として、商業・業務施設、港湾施設、大規模工場が集積しており、千葉市の玄関口である千葉駅及び周辺の再開発事業や、臨海部の大規模工場の主要施設の沖合への移転・集約化とそれに伴う跡地の再開発事業が進んでいます。

中央部は都川の下流域に位置し、広大な都市空間となっています。

そこで、目指す環境像としては、千葉市の都心にふさわしい商業・業務・港湾機能を備えた市街地を形成し、あわせて台地部や台地斜面に現存する森林及び千葉公園などの大規模な公園や千葉寺、大蔵寺など由緒ある寺院の鐘の音などを活かした快適空間、及び都川と川沿いの雑木林を活かした治水にも配慮した水辺空間の創出を目指します。また、臨海部地域の整備にあたっては、海域環境の保全に努め、海の玄関として、また、市民が集い、憩う魅力ある都市空間の形成を図ります。



【環境の状況】

表 5-2 大気の状態(平成21年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)	
	日平均値の年間98%値		日平均値の2%除外値	
末広中学校	0.035	◎	0.049	◎
寒川小学校	0.038	◎	0.052	◎
福正寺	0.037	◎	0.055	◎
蘇我中学校	0.037	◎	0.048	◎
蘇我保育所	0.038	◎	0.052	◎
松ヶ丘小学校	0.034	◎	0.052	◎
明德学園	0.031	◎	0.048	◎
臨海ドライブイン	0.037	◎	0.055	◎
都公園	0.036	◎	0.055	◎
千葉市役所	0.051	○	0.059	◎
葭川自動車排出ガス	0.048	○	0.060	◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-3 水質の状況(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75%値)	
都橋	1.0 ◎	E 類型 ^{※1}
立合橋下	1.4 ◎	E 類型
新都川橋	1.2 —	類型指定無し
日本橋	6.6 ◎	E 類型
都賀川橋梁	7.8 —	類型指定無し
浜野橋	2.1 —	類型指定無し
どうみき橋	1.7 —	類型指定無し
平成橋	2.5 —	類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

②課題と配慮の方向

ア 生活環境

中央区は 6 区の中で最も多くの人口を有しており、商業・業務機能、工場等が集積していることから、自動車交通や工場からの排気に伴う大気汚染や騒音等に懸念を生ずるため、その防止に配慮します。

イ 自然環境

都川水系においては、洪水に見舞われる恐れがあるのでその防止に配慮します。

また、生実川水系においては、谷底平野と台地から成り、生実川上流部の低地に水田、台地に森林が分布しています。かん養機能は全体に高いが低地部では洪水の恐れがあるので、保水機能を有する上流部の樹林や水田が保全されるよう配慮します。

さらに、大巖寺など社寺周辺の景観や大覚寺山古墳等の歴史的遺産の保全に配慮します。

浜野川・村田川水系については平野部に位置し、西部の台地と低地の境等に存在する水田の保全等によって、保水機能の維持に配慮します。

ウ 快適環境

高密度な市街地が形成されており、緑地率が低いので再開発等にあたっては緑やオープンスペースを確保するとともに、千葉公園、みなと公園の維持や貴重な水辺環境の保全に配慮します。

また、人口密度が大きく商業業務系土地利用が集積している点を活かし、再開発等にあたってはエネルギーの効率的活用に配慮するほか新市街地の整備にあたっては、緑地の十分な確保や自然風景の保全に配慮します。

※1 河川の類型指定は、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の「生活環境の保全に関する基準」における類型を示します。河川の環境基準は、地域の特性及び水域の利用目的等から、水域毎に類型が設定され、類型毎に基準値が定められています。本市では、A 類型（鹿島川水系）：BOD 基準値 2mg/l、河川 C 類型（花見川水系、村田川水系）：BOD 基準値 5mg/l、河川 E 類型（都川水系、葭川水系）：BOD 基準値 10mg/l。

(2)花見川区の課題と配慮の方向

①目指す環境像

花見川区は区域を縦断する形で区の名称ともなっている「花見川」が流れており、流域には緑豊かな河川空間が広がっています。

区の北部から南部にかけて大規模な住宅団地が造成されています。一方、千葉鉄工業団地など住居や商業に加え工業的な土地利用がされています。

そこで、目指す環境像としては、多くの野鳥が生息し、多くの市民が豊かな自然を求めて訪れる花見川の両岸に現存する緑と水辺を保全するとともに、四季折々の静かなせせらぎが聞こえ、トンボの飛び交う花島公園の整備等を推進し、あわせて南部に残る農地を確保しながら、適切な土地利用を進め、良好な居住環境をもつ新市街地の形成を目指します。



【環境の状況】

表 5-4 大気の状態(平成 21 年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98%値	浮遊粒子状物質(mg/m ³) 日平均値の 2%除外値
花見川第一小学校	0.035 ◎	0.041 ◎
検見川小学校	0.039 ◎	0.040 ◎
検見川自動車排出ガス	0.045 ○	0.044 ◎
宮野木自動車排出ガス	0.044 ○	0.048 ◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-5 水質の状態(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75%値)	
新花見川橋	2.1 ◎	C 類型
汐留橋	4.1 ◎	C 類型
花島橋	4.1 ◎	C 類型
勝田橋	4.1 —	類型指定無し
八千代都市下水路横戸町	2.0 —	類型指定無し
下八坂橋	2.7 —	類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

②課題と配慮の方向

ア 生活環境

花見川区は区域を横断するように 2 つの国道が走っており、交通量は多くなっています。

そこで、大気汚染や騒音等の防止に配慮します。

イ 自然環境

花見川区の大半はゆるやかな台地ですが、南部は台地と低地が入り込み比較的起伏に富んでいます。花見川の右岸では農地が全体の 4 分の 1 を占めるとともに、左岸では全体の 3 割を占める

農地が地区全域に分布しており、北部には水田が多く見られます。また、北部にはまとまった森林が存在しますので、できるだけ保全に努めるとともに、洪水や土壌浸食の恐れがある南部では、水田や畑地等の農地が保全されるように配慮します。

さらに、花見川沿いは野鳥等が生息し鳥獣保護区に指定されていることから、北部の良好な森林帯とともに一帯の森林の保全に配慮します。

ウ 快適環境

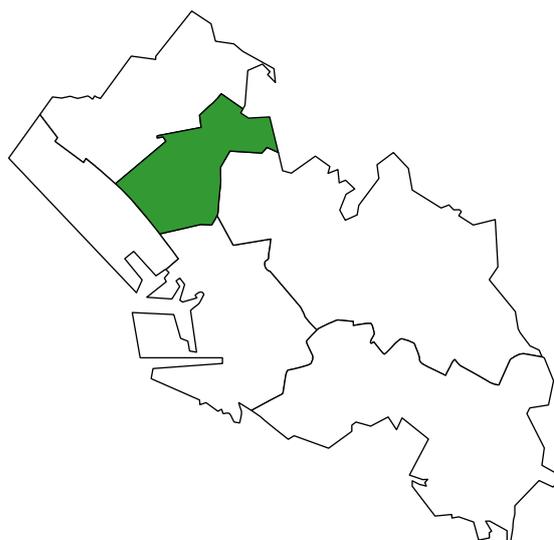
新市街地の整備にあたっては、緑地の十分な確保に配慮します。また、水辺を活用した花島公園の維持管理や田園風景の保全に配慮します。

(3) 稲毛区の課題と配慮の方向

① 目指す環境像

南北に伸びる稲毛区は、大規模な住宅団地の造成や区画整理事業により市街化が進み、既存市街地の緑地が少ない状況です。区域を東関東自動車道・京葉道路・国道16号などの主要幹線道路が横断しているため、物流機能や工業の集積がなされています。

そこで、目指す環境像としては市街化調整区域に現存する優良農地を保全し、稲毛公園の松林や稲毛浅間神社の社寺林、県総合運動場などの貴重な緑地を確保するとともに、快適な居住環境を形成します。あわせて、土地利用の混在化を防ぎ、都市型産業や物流拠点の健全な配置を図ります。



【環境の状況】

表 5-6 大気の状態(平成 21 年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)	
	日平均値の年間 98% 値		日平均値の 2% 除外値	
千草台小学校	0.042	○	0.057	◎
山王小学校	0.037	◎	0.050	◎
宮野木	0.041	○	0.055	◎
千草自動車排出ガス	0.045	○	0.063	◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-7 水質の状態(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75% 値)	
源町407番地地先	1.6	— 類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

② 課題と配慮の方向

ア 生活環境

稲毛区は人口密度が高い地区で、特に主要道路が多いため、自動車公害や生活騒音の軽減に配慮します。

イ 自然環境

稲毛区の南部は市街地であるが、北部は畑地等が分布しており、比較的起伏があることから、洪水や土壌浸食の危険性があります。このため宅地造成にあたっては雨水や表土の流出を抑制するよう配慮するほか、排水処理に注意し、水質汚濁の未然防止に配慮します。また、社寺林や斜面林等の保全や生態系の維持に配慮します。

ウ 快適環境

既存市街地では緑地率が低いため、再開発にあたっては緑やオープンスペースの確保に配慮します。また新市街地の整備にあたっては、緑地の十分な確保に配慮します。

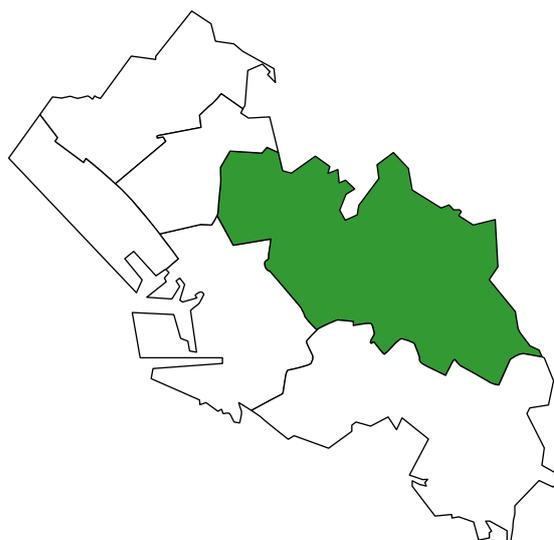
(4) 若葉区の課題と配慮の方向

① 目指す環境像

最大の面積を有する区域で、自然が多く現存していますが、西部地域は大規模な住宅団地が整備されています。東部地域は畑地・林地などが多い鹿島川流域の田園地帯と都川の中・上流部や坂月川が位置しています。

また、多くの市民の訪れる動物公園や、カタクリなどの貴重な植物、多くの野鳥が生息するなど自然を活かした泉自然公園が整備されています。

そこで目指す環境像としては、農業の維持・育成を図り、動植物の生息する場としてまとまった緑地を確保し、自然豊かな田園地域を形成するため、谷津田の自然の保全に積極的に取り組むとともに、親水性の水辺空間の創出などにも配慮した良好な居住環境をもつ新市街地の形成を目指します。



【環境の状況】

表 5-8 大気の状態(平成 21 年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)	
	日平均値の年間 98%値		日平均値の 2%除外値	
大宮小学校	0.029	◎	0.044	◎
千城台北小学校	0.032	◎	0.046	◎
桜木小学校	0.032	◎	0.045	◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-9 水質の状態(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75%値)		
青柳橋	1.1	◎	E 類型
辺田前橋	2.0	—	類型指定無し
高根橋	1.6	◎	E 類型
源町407番地地先	1.6	—	類型指定無し
下泉橋	0.9	◎	A 類型
中田橋	1.4	—	類型指定無し
富田橋	0.9	—	類型指定無し
下大和田町1, 146番地地先	1.4	—	類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

②課題と配慮の方向

ア 生活環境

国道 51 号や 51 号バイパス、千葉東金道路の交通量が多いため、大気汚染や騒音等の防止に配慮します。

水系としては都川水系や鹿島川水系などを有しており、都川水系については、水質汚濁の軽減に配慮します。また鹿島川水系においては水道水源となっていることから河川に流入する生活排水について適正な処理を実施するなど、水質汚濁の防止に配慮します。

イ 自然環境

北部は谷底平野が数本切れ込んでおり、細かい起伏があって洪水や土壌浸食が起りやすく下流の河川氾濫の原因にもなっているため、低地部の水田や南部台地の斜面林の保全に配慮します。

また、宅地化にあたっては原地形をできるかぎり残すよう配慮します。さらに貝塚（加曽利、荒屋敷等）の周辺一帯は歴史的景観の保全に配慮します。

さらに、鹿島川水系では、森林や農地が保全されるように配慮します。

東部は、森林や畑地が分布しており、特に鹿島川の谷底平野には水田が分布し、かん養能力の高い地域が多く、森林や水田の保全によりその機能の保持に配慮します。

また、畑地や谷津田が保全されるよう努めるとともに、宅地等の造成にあたっては原地形の改変を最小限にとどめます。さらに、鹿島川や里山などで織りなす農村景観や御茶屋御殿跡周辺の景観維持、泉自然公園の自然豊かな景観の維持に配慮します。

南部は、谷底平野に水田、台地部に畑が存在しています。

都川上流部の斜面を中心に残存している森林は、かん養機能を有するため、この保全に配慮します。北部台地斜面は土壌浸食の恐れがあり、また都川水系の氾濫を引き起こす恐れがあるので原地形の改変を抑制し谷津田の保全に配慮します。また、坂月川や都川流域の豊かな自然環境の保全に配慮します。

ウ 快適環境

新市街地の整備の際の緑地の十分な確保や、農地や天然林・人工林で構成される自然景観の保全に配慮します。また、都川の中央部に流れ込む坂月川は、大型団地に囲まれた貴重な親水性に富む河川であることから、周囲の緑とともに良好な水辺環境の創出に配慮します。

(5) 緑区の課題と配慮の方向

① 目指す環境像

台地部に都川上流の谷が入り込み起伏の富んだ地形を作っています。

谷の低地部には農地が点在し、台地上には森林や畑が分布する自然景観の豊かな地域です。鎌取駅及び土気駅周辺には市街地が形成され、今後数年間は人口の増加が見込まれています。

そこで目指す環境像としては、自然緑地を活かした整備をはじめ、現存する豊かな緑と農地を維持しながら、大規模な住宅団地においても自然との調和に配慮し、緑があふれる快適な居住環境を目指します。



【環境の状況】

表 5-10 大気の状態(平成 21 年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98%値	浮遊粒子状物質(mg/m ³) 日平均値の 2%除外値
土気	0.026 ◎	0.046 ◎
泉谷小学校	0.028 ◎	0.044 ◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-11 水質の状態(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75%値)	
平川橋	2.5 —	類型指定無し
高本谷橋	1.2 ◎	C 類型

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

② 課題と配慮の方向

ア 生活環境

緑区は大規模な住宅団地が形成され、平成 25・6 年度位までは人口の増加が見込まれ、宅地化に伴う都川水系や鹿島川・村田川水系への流入があることから水質汚濁の防止に配慮します。

また、千葉東金道路、千葉外房有料道路、その他幹線道路の交通量が多いため大気汚染や騒音等の防止に配慮します。

イ 自然環境

北部は、台地部に支川都川上流の谷が入り込んでいる地区の 4 割を森林が占め、農地は 3 割を占めます。

これらの地区の大規模な改変は都川下流の氾濫を引き起こす恐れがあるため、原地形の改変が抑制されるよう配慮します。

また、歴史的な遺産の保全、寺社周辺の景観の保全に配慮します。

西部は、台地の谷からなり比較的起伏に富んでいますが、かなりの部分が切り盛りされて宅地造成が行われているので、排水等の管理を徹底し、洪水や土壌浸食の防止に配慮します。

また、大金沢の森林等南部を中心に残存している森林や池沼の保全に配慮します。

東部は、鹿島川最上流部に位置し、台地と鹿島川の谷からなっています。地区の3分の1が畑で農地全体では4割を占め、台地上には地区全体の4割を占める森林が分布します。こうした森林や谷津田、畑地の保全によって、原地形の維持に配慮します。また、宅地等の造成にあたっては、農村景観の保全と、現地形の維持に配慮します。

南部は、平均標高が最も高く、村田川の谷が刻まれた起伏に富んだ地形です。台地上に分布して地区全体の4割を占める森林や谷津田を保全し、宅地等の造成にあたっては原地形の維持に配慮します。

また、自然豊かな昭和の森の景観や起伏に富んだ里山の自然景観の維持に配慮します。

ウ 快適環境

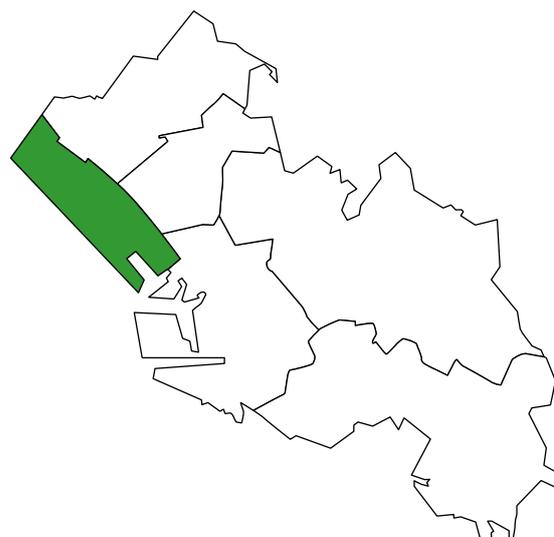
新市街地の整備にあたっては、緑地の十分な確保に配慮します。

(6) 美浜区の課題と配慮の方向

① 目指す環境像

埋立地として新しく誕生した地域で、大規模住宅団地、幕張新都心地区、臨海工業地域があるため、今後とも数年間は人口の増加と交通量の増加が見込まれます。

そこで、目指す環境像としては、潮騒や浜昼顔や磯の松原など、海辺の自然にあふれたいなげの浜、検見川の浜、幕張の浜などの水際を活かした海浜公園を水辺と緑のふれあい空間としてまちづくりに活かし、新市街地の街路樹や緑地空間の整備に努めながら、快適で活気のある市街地を目指します。



【環境の状況】

表 5-12 大気の状態 (平成 21 年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98%値	浮遊粒子状物質(mg/m ³) 日平均値の 2%除外値
真砂公園	0.035 ◎	0.050 ◎
真砂自動車排出ガス	0.046 ○	0.050 ◎
幕張西自動車排出ガス	0.046 ○	0.047 ◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-13 水質の状態(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75%値)	
高洲橋	1.7	— 類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

② 課題と配慮の方向

ア 生活環境

北部は、成田国際空港の拡張や幕張新都心地区の住宅整備や新都心の業務地化に伴い東関東自動車道・国道 357 号の交通量が増加することが見込まれます。また、南部の工業地域は流通業務施設の集積や幹線道路が横断しているため交通量が多くなっています。このため大気汚染や悪臭、騒音等の防止に配慮します。

イ 快適環境

新市街地の整備にあたっては緑地の十分な確保に配慮します。また、いなげの浜・検見川の浜・幕張の浜の水際を活かした親水性空間の創出に配慮します。

第6章 環境基本計画の推進について

1. 推進体制

(1) 推進組織

本計画の推進にあたっては、市民、事業者の参加と協力のもとに、市民、事業者・市が一体となって取り組んでいくことが重要です。このため、まず、各部門の環境に関連する施策・事業の進捗状況を的確に把握し、役割分担を図りながら千葉市全体として環境行政を推進していく調整機能を有した全庁的な組織体制が求められます。

本市では、環境行政を総合的に推進する役目を持つ組織として「環境基本計画推進会議」を、また、推進会議の方針を具体的に実行していく組織として「環境基本計画推進会議幹事会」を設置しています。

あわせて、庁外組織として本計画をはじめ環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議する「環境審議会」を設置しています。

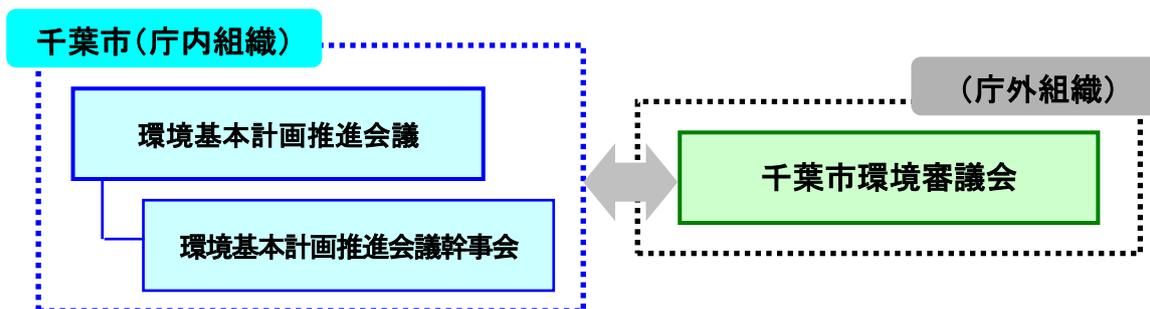


図 6-1 本計画の推進体制

(2) 広域的な協力体制の確立

本計画に掲げた施策等を効果的に展開するために、国、県、近隣市町村との連携・協力関係を構築するとともに、必要に応じ、国等に要望を行うことなど、計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

2. 環境基本計画の点検・評価

環境基本計画を着実に推進するためには、PDCA サイクルの一連の手続きに沿って、目指す環境像や基本目標の実現の度合いや定量目標の達成状況、施策の実施状況等を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直すことが重要です。

(1) 施策・事業の点検

環境の保全及び創造に関する施策・事業は、それぞれの担当部局が中心となってその推進に努

めます。また、その実施状況については、環境マネジメントシステムの考え方を踏まえ、毎年の実施状況を把握し、必要に応じて施策・事業内容の見直しを行います。

(2) 目標の点検・評価

基本目標の達成のために実施した施策・事業等がどの程度効果を発揮しているかを客観的に評価するため、基本目標に設定された定量目標及び点検・評価指標について、毎年の数値把握を行い、その進捗状況の評価します。基本目標の進捗状況の評価は、定量目標及び点検・評価指標の個々の項目の評価結果を基本目標ごとに集約することにより実施します。定量目標については、目標値への達成状況又は施策の進捗状況により、また、点検・評価指標については、指標の数値が改善傾向にあるかどうかにより評価します。

なお、基本目標ごとに設定する定量目標や点検・評価指標については、毎年度、計画の点検・評価を実施する中で、より適切な項目の設定、目標数値の見直し等を適宜実施します。

また、目指す環境像の実現の度合いに関して、定期的な市民意識調査等により把握することを検討します。

さらに、第3章で取組みを例示した市民、事業者の取組みについて、その取組み状況を定期的に把握するとともに、最新の取組み事例をホームページや広報等で継続的に提供することを検討します。

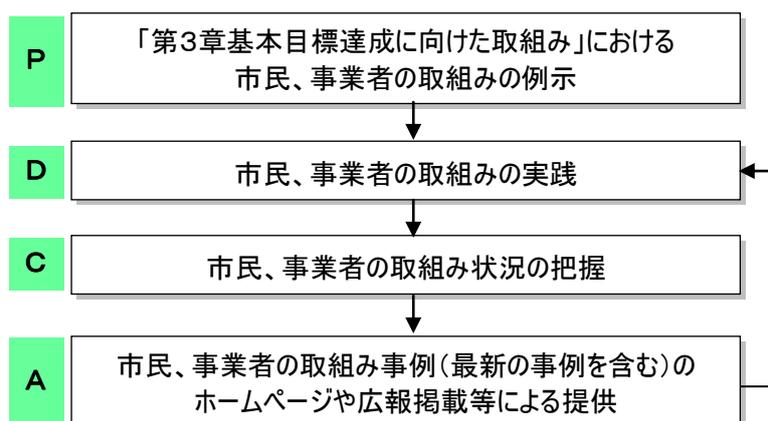


図 6-2 市民・事業者の取組み事例の見直しと情報提供

(3) 点検結果の評価と公表

施策・事業の実施状況や定量目標及び点検・評価指標の進捗状況の評価結果等を踏まえ、本計画の総合的な評価を行い、各推進組織に報告すること等によって、環境の保全及び創造に関する施策の着実な推進を図ります。

また、これらの点検・評価結果については、「環境白書」等によって公表し、市民や事業者等から広く意見を聞き、その結果をさらに見直しに反映させます。

資料

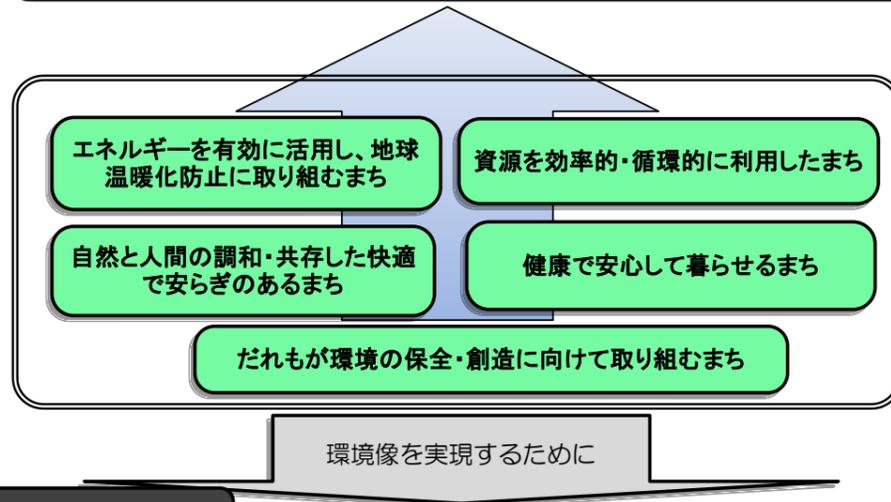
- 1 環境基本計画の全体基本構成図
- 2 千葉県環境基本条例
- 3 新環境基本計画策定の経緯
- 4 委員名簿
- 5 用語解説

1 千葉市環境基本計画の全体基本構成図

豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちへ

第1章 計画の基本的事項

- 1 市の概況（略）
- 2 計画策定の背景（略）
- 3 計画策定の基本的な考え方（略）
- 4 性格及び位置づけ（略）
- 5 目標年度：平成33年度
（計画期間：平成23年度～33年度）
- 6 対象 市全域



取組みを
実行する
ため

第5章 事業別・行政区別環境配慮指針

- 事業別環境配慮指針
住宅、商業・業務、工業、交通、供給処理施設、河川等、レクリエーション施設、埋め立て、土地造成の9つの主要な開発事業について、「エネルギー・資源」「自然環境」「快適環境」「生活環境」の視点から、環境配慮事項を示す。
- 行政区別環境配慮指針
6区ごとに目指す環境像を明らかにするとともに、「生活」「自然」「快適」の各環境について、課題と配慮の方向を示す。

第6章 推進体制

- 推進体制
「環境基本計画推進会議」、「環境基本計画推進会議幹事会」を設置
庁外組織として、「環境審議会」を設置
- 点検・評価
計画の着実な推進を図るためPDCAサイクルの手続きに沿って、定量目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に点検・評価し、結果を公表する。

第2～3章 環境像、基本目標及びその達成に向けた取り組み

エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち

- (1) エネルギーを環境にやさしく利用する。
地球温暖化対策の総合的な推進、二酸化炭素の排出の少ない都市づくり、効率的なエネルギー供給システムの整備等の推進等
- (2) 再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する。
再生可能エネルギーの利用推進、未利用エネルギーの活用、バイオマス資源等の活用等
- (3) ヒートアイランド対策を推進する。
都市を冷やす機能の確保、建築物等からの温排気の軽減等

資源を効率的・循環的に利用したまち

- (4) 資源を大切に利用する。
資源の循環的な利用に向けた体制づくり等の推進、リサイクル関連施設の整備等の推進等
- (5) 廃棄物の発生を抑制する。
廃棄物の排出抑制に向けた体制づくり等の推進、生産・流通・消費等のあらゆる段階での廃棄物の発生抑制の促進等
- (6) 廃棄物を適正に処理する。
環境負荷の少ない廃棄物処理の推進、廃棄物の不適正処理・不法投棄の未然防止、散乱ごみのない清潔なまちづくりの推進等

自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち

- (7) 豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する。
緑や水辺の保全による多様な生態系の保全、野生動植物の保全に向けた取組みの推進、多様な生物が生息・生育できる自然環境の創出、身近な自然空間の創出、森林等の保全対策の推進等
- (8) 豊かな緑と身近にふれあえる水辺を確保する。
緑と水辺のネットワークの形成推進、緑あふれる都市空間や良好な水辺空間の保全・創造及び活用の推進、民有地における緑化等の促進等
- (9) 良好な景観を保全・創造する。
地域の自然環境資源を保全・活用した良好な自然景観づくり、自然景観との調和に配慮した土地利用、都市における快適な空間づくり、歴史的遺産の保全継承等
- (10) 自然とふれあう。
自然とのふれあい空間づくりの推進、自然とふれあう機会づくりの推進等

健康で安心して暮らせるまち

- (11) 空気のきれいさを確保する。
工場・事業場からの大気汚染物質の排出の抑制、自動車からの大気汚染物質の排出の抑制等
- (12) 川・海・池のきれいさを確保する。
工場・事業場からの水質汚濁物質の排出の抑制、生活排水対策の推進、健全な水循環の確保等
- (13) まちの静けさやすがすがしさを確保する。
工場・事業場からの騒音・振動・悪臭の発生の防止、自動車や建設作業等による騒音等の防止の推進等
- (14) 有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する。
工場・事業場からの有害化学物質の排出の抑制、化学物質に関する情報の収集、提供等。
- (15) 地下水・土壌等の安全を確保する。
地盤沈下防止対策、地下水汚染防止対策、土壌汚染対策の推進等

だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち

- (16) 環境保全・創造の意欲を増進する。
啓発事業のさらなる充実、環境の保全・創造や環境教育の拠点・フィールドの整備・活用、情報の収集・提供、市民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換の促進等
- (17) 環境教育を推進する。
学校・職場・地域における環境教育の推進等
- (18) 市民、事業者、民間団体等との連携を推進する。
パートナーシップの構築、連携する事業のさらなる充実、人材の育成・活用等
- (19) 環境関連産業を育成し、技術開発を促進する。
環境関連産業の育成促進、産学官民の連携等による技術の開発・活用の促進等
- (20) 地域間協力・国際協力を推進する。
地域間協力の推進、環境分野における国際交流・人的交流への貢献等

第4章 定量目標・点検評価指標

○温室効果ガス排出量

○ごみの減量（総排出量）
○一般廃棄物再生利用率

○市民1人当たりの都市公園等整備面積
○森林面積 ○緑地量 ○谷津田の保全面積
○里山地区の箇所数

○環境目標値の達成
大気 水質 騒音 有害化学物質
地下水 土壌

○環境保全活動団体数
○環境学習プログラム参加者数
○連携した取組み数 ・人材育成数
○環境関連産業の育成数（起業数）

2 千葉市環境基本条例

平成 6 年 12 月 21 日

条 例 第 43 号

改正 平成 22 年 3 月 23 日条例第 48 号

千葉市環境保全基本条例(昭和 46 年千葉市条例第 18 号)の全部を改正する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針(第 9 条)

第 2 節 環境基本計画(第 10 条)

第 3 節 環境の保全及び創造を推進するための施策(第 11 条—第 25 条)

第 3 章 地球環境保全の推進(第 26 条)

第 4 章 環境審議会(第 27 条—第 32 条)

附則

私たちの千葉市は、緑と水辺に恵まれた豊かな自然環境のもと、縄文の昔から培われた歴史と文化などの貴重な財産を活かしながら、都市としての形成、発展の過程を歩み、今やわが国有数の大都市として成長してきた。

しかしながら、大都市化に伴う人口の増加、産業の集中は、資源、エネルギーの大量消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大するとともに、身近な自然も減少してきた。私たちは、こうした状況の中で、懸命に環境の保全や新たな良好な環境を育むことに取り組み、快適な都市づくりに努力をしてきた。

今日、生命の源であり、人類の生存の基盤である環境は、地球的規模で大きな影響が及ぼされるに至っており、良好な環境の回復は、世界のすべての人々により希求されるところとなっている。

人類は地球があやなす自然の恵みのもとで、その生命を育む存在であるという認識に立ち、千葉市において、率先して良好な環境を保ち、創り出すことにより、人に、地球に優しい都市を実現することが、私たちの願いである。

もとより、良好な環境は、私たちにとってかけがえないものであり、これを保全し、積極的に創造しつつ、将来の世代へ継承していくことは、私たちの使命である。

千葉市は、種々の条件に恵まれており、さらに成長発展していく都市である。私たちは、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展する都市の構築に努め、もって人に、地球に優しい千葉市を実現していくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活を確保する上で必要な環境を保全及び創造し、現在及び将来の市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び人と自然が共生する環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることにかんがみ、すべての者が、これを自らの問題としてとらえ、積極的に貢献するようにしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響の低減に努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の月)

第 7 条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の月を設ける。

2 環境の月は、6 月とする。

3 市は、環境の月の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(環境白書)

第 8 条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、千葉市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針

第 9 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく各種の施策を施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護並びに生活環境の保全及び創造を図ること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。

(3) 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を活かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成等を図り、もって健康で安全かつ快適な生活環境を保

全及び創造すること。

(4) 廃棄物の減量，資源の循環的な利用，エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築し，並びに環境の保全及び創造に関する技術等の活用により地球環境保全に貢献することのできる社会を構築すること。

(5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため，市，市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は，環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，千葉市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか，環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は，環境基本計画を定めるに当たっては，市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は，環境基本計画を定めるに当たっては，あらかじめ，千葉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は，環境基本計画を定めるときは，速やかに，これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は，環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(規制の措置)

第11条 市は，公害を防止するため，公害の原因となる行為に関し，必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は，野生生物の適正な保護に関し，及び自然環境を保全することが必要な区域において自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し，必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか，市は，新たな環境への負荷等に対し，環境の保全上の支障を防止するため，必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の良い環境の確保)

第12条 市は，緑及び水辺の適正な保全及び創造，健康で安全かつ快適な生活環境の確保に資する適正な都市空間の形成並びに歴史的遺産又は文化的施設の活用等による心豊かな環境の形成を図ることにより，地域の特性を活かしつつ良好な環境を確保するため，必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による環境影響評価に係る措置)

第13条 市は，環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について，事業者が事業の実施前に環境

への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第 14 条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のため必要かつ適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため必要があるときは、環境への負荷の低減を行う者に対する適切な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第 15 条 市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設及び公園、緑地等の快適な環境の保全及び創造に資する施設の整備等を推進するものとする。

2 市は、希少野生生物の保護等に資する施設の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の再生利用等による廃棄物の減量及び資源の循環的な利用並びにエネルギーの効率的利用等による有効利用について、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の参加等の推進)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が効果的に実施されるよう市民及び事業者の参加及び協力を促すため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に資する活動に参加できるようその機会を設けること。
- (2) 市民及び事業者の意見を市が行う環境の保全及び創造に関する施策に反映させること。

(情報の提供)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実等)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、調査研究及び試験研究の充実を図るとともに、その成果の普及に努めなければならない。

(環境の状況の把握等)

第 22 条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、巡視等の体制を整備するものとする。

(公害による被害者の救済等)

第 23 条 市は、公害による被害者の救済に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境汚染が市民の健康に及ぼす影響等の調査その他の市民の健康の保護を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備等)

第 24 条 市は、その機関相互の連携を緊密にするとともに施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市民、事業者及び民間団体等と協働して取り組むことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進

第 26 条 市は、地球環境保全に貢献するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全及び開発途上の地域の環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 27 条 環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査審議する等のため、千葉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 市長は、次に掲げる事項を審議会に諮問しなければならない。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会議員

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長及び副会長を置く。

7 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第28条 審議会に、前条第2項第2号に掲げる事項を調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第9項の規定は、副部会長について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(専門委員会)

第29条 第27条第2項各号に掲げる事項のうち、特定の事項について専門的に調査研究するため、審議会又は部会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、審議会に置かれる専門委員会にあつては会長が指名する委員、部会に置かれる専門委員会にあつては部会長が指名する当該部会に属する委員で組織する。

3 専門委員会に、第1項に規定する特定の事項を調査研究するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特定の事項に関し専門的知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特定の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(委員及び臨時委員の秘密保持義務)

第30条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係者の出席等)

第31条 審議会、部会及び専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見

若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 32 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千葉市地域環境保全基金条例の一部改正)

2 千葉市地域環境保全基金条例(平成 2 年千葉市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「環境保全」を「環境の保全及び創造」に改める。

第 4 条中第 1 項第 1 号中「環境保全活動」を「環境の保全及び創造のための活動」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「環境保全」を「環境保全及び創造」に改め、同項第 4 号中 「環境保全活動」を「環境の保全及び創造のための活動」に改める。

(空地に係る雑草の除去に関する条例の一部改正)

3 空地に係る雑草の除去に関する条例(昭和 44 年千葉市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目 的)

第 1 条 この条例は、空地に係る雑草の除去に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保持することを目的とする。

(緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例の一部改正)

4 緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例(昭和 46 年千葉市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目 的)

第 1 条 この条例は、緑化の推進及び樹木等の保全に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3 新環境基本計画策定の経緯

平成20年度に部内において、ワーキンググループを立ち上げ、基礎調査を実施し、課題等を抽出・整理しました。21年度には、8月と9月に市民意識調査を実施、更に同年10月と12月に、環境審議会において新環境基本計画の基本的な方向性について審議・検討を行いました。また、22年1月には、市民・事業者・学識経験者で構成する千葉市環境基本計画市民懇談会においても基本的方向性について意見聴取を実施し、これらをもとに3月末に計画の素案を作成しました。

平成22年度には、基本計画の素案及び原案のそれぞれの段階において市民意見交換会を開催し、広く意見を求めるとともに、環境審議会での審議・検討を行い、計画案について市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、平成23年3月に新環境基本計画を策定しました。

以下に、計画策定までの詳細な経緯を示します。

開催年月日	会議等	検討・協議の内容
平成20年 5月～10月	ワーキンググループ	基礎調査
平成21年 8月	千葉市インターネットモニター調査	市民意識調査
9月	市民意識調査	市民意識調査
10月	環境審議会	基本的な方向性について
12月	環境審議会	基本的な方向性について
平成22年 1月	環境基本計画市民懇談会	基本的な方向性について
	環境基本計画推進会議幹事会	計画の構成等について
4月	環境基本計画推進会議幹事会	計画素案について
6月	環境審議会	計画素案について
	環境基本計画専門委員会	環境目標値の設定について
	市民意見交換会	計画素案について
7月	環境基本計画専門委員会	環境目標値の設定について
8月	環境基本計画推進会議幹事会	計画原案について
	環境基本計画推進会議	計画原案について
9月	環境審議会	計画原案について(諮問)
12月	市民意見交換会	計画原案について
	環境審議会	計画原案について
平成23年 1月	環境審議会	計画案の中間とりまとめ
2月	パブリックコメント手続き	計画案について
3月	環境審議会	計画案の答申
	環境基本計画推進会議幹事会	計画案について
	環境基本計画推進会議	計画案について
		計画策定

千葉市環境審議会からの答申

平成23年3月25日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市環境審議会

会長 生嶋 功

千葉市環境基本計画(案)について(答申)

平成22年9月24日付け22千環環第997号をもって諮問のあった標記計画原案について当審議会は、市民意見の把握にも努め、慎重に審議を行った結果、別添「千葉市環境基本計画(案)」のとおり結論を得たので、答申します。

市においては、当答申に即して計画を速やかに策定されるとともに、計画の推進にあたっては、市を挙げて総合的かつ効果的に実施されることを期待します。

なお、今回の審議に関連して、留意事項等を下記のとおり付記します。

記

1 新環境基本計画(案)の検討に際して留意した事項について

(1)新環境基本計画の策定にあたっては、現計画の点検評価結果や環境の現況等を踏まえ、市民、事業者、市の担うべき役割を再認識し、それぞれの取組みの促進を図るとともに、実効性のある環境の保全及び創造に関する施策の見直しを行う必要があります。また、環境問題を取り巻く状況の変化や社会情勢の変化に適切に対応するとともに、環境の保全等に寄与する新たな技術開発等の成果を積極的に組み込む必要があります。

これらを踏まえ、新たな「千葉市環境基本計画」策定の基本的な考え方を以下のように設定しました。

- ① 上位の目標の具体化、市民・事業者・市の役割の明確化等により共有できる計画づくりを目指す。
- ② 国内外の動向、社会情勢の変化に適切に対応するとともに、上位計画や関連計画との効率的・効果的な連携を図る。

(2)望ましい環境都市の姿については、自然が豊かな千葉市らしさを表現することを念頭に、「豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちへ」のように表すこととしました。

(3)目指す環境像について

- ① 「エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち」については、地球温暖化対策を総合的に推進することと、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用が重要であることから、基本目標を明確にし、「スマートグリッドなど ICT 技術を活用した電気や熱の面的利用等によるエネルギー利用の効率化」や「太陽熱利用設備、風力発電設備、小水

力発電設備などの再生可能エネルギー利用設備の設置時の補助導入を含め効果的な普及方策の検討」などの施策や、市民・事業者の取組みを充実させました。

- ② 「資源を効率的・循環的に利用したまち」については、ごみを出さない(リデュース)、製品や部品の再使用(リユース)、出たごみの再利用(リサイクル)の考え方を明確にし、分かりやすくしました。
- ③ 「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち」については、その実現に向け、豊かな生物多様性と健全な生態系を確保することが重要であることから、多様な生物が生息・生育している谷津田の保全などにより自然環境の創出を図ることとし、また、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略などの趣旨を組み入れたアクションプランの策定や、生物多様性や生態系のモニタリング及び状態診断のシステム化について検討することとしました。
- ④ 「健康で安心して暮らせるまち」については、環境目標値を達成していない項目については、光化学オキシダント対策として、事業者の揮発性有機化合物の排出を抑制するための自主的取組の促進を図るなど、施策を充実させることとし、達成している項目については施策を継続することとしました。
- ⑤ 「だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち」については、市民・事業者・市が各々の立場から環境保全の取組みを促進するだけでなく、緊密な連携を図るためのパートナーシップの構築について推進することとしました。

(4)「定量目標」については、生物多様性の確保のための目標値として「谷津田の保全面積」、「里山地区の保全箇所数」を設定しました。大気環境目標値のうち、「二酸化窒素」の環境濃度が下がっており、よりよい環境を維持するため、現計画のただし書きを削除し、「1時間値の1日平均値が0.04ppm であること。」としました。水質環境目標値については、環境基準の指定類型ごとの目標値ではなく、河川ごと(大きな河川については上流・中流・下流ごと)に目標値を設定しました。

(5)「事業別・行政区別環境配慮指針」については、「千葉市の区基本計画」との整合性を図りました。

2. 計画の推進に際して配慮すべき事項について

- (1)市民・事業者・市が、それぞれの役割分担のもとに、連携して環境の保全・創造等に取り組むために、環境基本計画の内容について、ホームページ等を活用し、市民に分かりやすく、広く周知を図り、市民自らがライフスタイルを見直すなど環境の保全に努めるよう求めること。
- (2)計画に掲げた環境施策の着実な推進を図るため、基本目標や定量目標の達成状況及び施策・事業の実施状況を定期的に点検・評価する手法を充実し、点検・評価を行うこと。またその点検・評価結果を踏まえ、必要に応じて定量目標、施策・事業内容の見直しを図ること。
また、点検・評価結果を公表し、定量目標等に見直しに市民意見を反映すること。
- (3)計画に掲げる定量目標のうち、「温室効果ガス排出量」、「ごみの減量」、「緑地量」など他の計画に関連するものについては、その計画が策定され次第、改定等必要な措置等を講ずること。

3. 市民意見について

当審議会においては、本年2月1日から3月4日にかけて千葉市環境基本計画案に対する市民からの意見募集を行いました。

その結果、7人の市民から意見等の提出があり、公園・街路樹の農薬問題から政府が国際的に表

明している数値目標に到るまで、広範な内容について提案がありました。

これらを十分に審議した結果、一部の提案について計画案へ反映すべきとの結論を得ました。主な内容は以下のとおりです。

- (1) 太陽熱利用設備、風力発電設備、小水力発電設備など住宅太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー利用設備の普及を具体的に進めるため、設置時の補助導入を含め効果的な方策について検討すること。
- (2) 自然林や水辺などの自然環境を取り込んだ都市公園は、都市域での緑と水辺のネットワーク形成の中で、生物多様性を向上させるための重要な空間であるため、都市域の生物多様性戦略の構築にあたり非常に重要な箇所であり、環境モニタリングに基づいた保全管理の取組みを目指すこと。

4 委員名簿

(1) 千葉市環境審議会

(平成 23 年 3 月現在)

会 長	生嶋 功	千葉大学名誉教授(自然)
委 員	岡本 眞一	東京情報大学総合情報学部教授(環境情報)
	小賀野 晶一	千葉大学大学院専門法務研究科教授(法律)
	倉阪 秀史	千葉大学法経学部教授(環境経済)
	小林 悦子	了徳寺大学講師(環境労働衛生)
	新藤 静夫	千葉大学名誉教授(地下水)
	高山 啓子	千葉科学大学危機管理学部教授(環境システム)
	立本 英機	千葉大学名誉教授(衛生工学)
	中村 俊彦	千葉県立中央博物館副館長(生態)
	榛澤 芳雄	日本大学名誉教授(都市計画)
	前野 一夫	千葉大学大学院工学研究科教授(人工システム科学)
	篠塚 大三	千葉青年会議所理事長 (H23.1.4-)
	(今井 太志)	〃 (H22.5.1-H23.1.3)
	(山谷 恒樹)	〃 (H21.7.1-H22.4.30)
	入江 康文	千葉市医師会会長 (H22.6.15-)
	(伯野 中彦)	〃 (H21.7.1-H22.6.14)
	内野 英哲	ストップ地球温暖化千葉推進会議副代表
	大槻 勝三	千葉市町内自治会連絡協議会副会長 (H22.6.1-)
	(豊田 洋祐)	〃 (H21.7.1-H22.5.31)
	河井 恵子	千葉市生活デザイン研究会会長
	桑波田 和子	環境パートナーシップちば事務局長
	高柳 彰	日本労働組合総連合会千葉地域協議会事務局長 (H22.9.1-)
	(蛭田 浩文)	〃 (H21.7.1-H22.8.31)
	安田 純代	千葉商工会議所女性会会長
	川村 博章	千葉市議会総務委員長 (H22.6.10)
	(森 茂樹)	〃 (H21.7.1-H22.6.9)
	片田 幸一	千葉市議会環境経済委員長 (H22.6.10-)
(宇留間又衛門)	千葉市議会環境建設委員長 (H21.7.1-H22.6.9)	
中野 弘	千葉市議会都市建設委員長 (H22.6.10-)	
(川岸 俊洋)	千葉市議会都市消防委員長 (H21.7.1-H22.6.9)	
森 茂	千葉県環境生活部長 (H22.4.1-)	
(市原 久夫)	〃 (H21.7.1-H22.3.31)	

(氏名)は交代委員

(2) 千葉市環境基本計画専門委員会

(平成 22 年 11 月現在)

委員長	立本 英機	千葉大学名誉教授(衛生工学)
	榛澤 芳雄	日本大学名誉教授(都市計画)
	岡本 眞一	東京情報大学総合情報学部教授(環境情報)
	小林 悦子	了徳寺大学講師(環境労働衛生)
	杉田 文	千葉商科大学商経学部教授
	土谷 岳令	千葉大学大学院理学研究科教授
	矢野 博夫	千葉工業大学情報科学部教授

(3) 千葉市環境基本計画推進会議

(平成 23 年 3 月現在)

会長	環境局担当副市長			
副会長	上記以外の担当副市長			
委員	総務局長	総合政策局長	財政局長	市民局長
	保健福祉局長	こども未来局長	環境局長	経済農政局長
	都市局長	建設局長	水道局長	教育長

(4) 千葉市環境基本計画推進会議幹事会

(平成 23 年 3 月現在)

幹事長	環境保全部長		
副幹事長	環境調整課長		
委員	総務局	総務部	総務課長
	総合政策局	総合政策部	政策企画課長
		市民自治推進部	市民自治推進課長
	財政局	財政部	財政課長
	市民局	市民部	市民総務課長
		生活文化部	文化振興課長
	保健福祉局		保健福祉総務課長
		健康部	健康企画課長
		高齢障害部	高齢福祉課長
	こども未来局	こども未来部	こども企画課長
	環境局	環境管理部	環境総務課長
		環境事業部	収集業務課長
		環境保全部	環境保全推進課長
			環境規制課長
経済農政局	経済部	経済企画課長	
	農政部	農政課長	

	都市局		都市総務課長
		都市部	都市計画課長
		建築部	建築管理課長
		公園緑地部	緑政課長
	建設局		建築総務課長
		土木部	維持管理課長
		道路部	道路計画課長
		下水道管理部	下水道経営課長
		下水道建設部	下水道計画課長
	水道局		水道総務課長
	教育委員会	教育総務部	総務課長
		学校教育部	学事課長
		生涯学習部	生涯学習振興課長

(4)千葉市環境基本計画市民懇談会

(平成 22 年 3 月廃止)

座長	岡本 眞一	東京情報大学総合情報学部教授
委員	石田 房子	千葉市建設業協会副会長
	石出 博子	千葉市森林組合代表理事
	伊勢田 政員	千葉市商店街連合会会長
	井上 健治	GONET(ごみゼロネットちば 21)
	奥平 茂廣	公募委員
	小見川 健	千葉県環境財団常務理事
	実川 文子	千葉市園芸協会会長
	高柳 智子	公募委員
	田那村 宇良子	国際ソロプチミスト千葉
	津田 正臣	公募委員
	鶴岡 義彦	千葉大学教育学部教授
	中村 知道	千葉県環境保全協議会
	花井 みどり	公募委員
	平野 浩司	千葉県トラック協会
	藤間 健史	千葉商工会議所工業部会
	宮内 正人	千葉市大型店会
	柳澤 吉則	特定非営利法人環境ネット

5 用語解説

【あ】

アイドリングストップ(idling stop)

自動車走っていない時にエンジンを止めて無駄に燃料を消費させないこと。

ICT 技術(Information and Communication Technology)

情報通信技術。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。

ISO14001(International Organization for Standardization)

国際標準化機構 (ISO) が 1996 年に出した環境マネジメントシステム規格 (その後、2004 年に改訂) で、ISO14000 シリーズの根幹をなすものである。品質システム規格 (ISO9001) 同様、PDCA サイクルをまわすことにより、継続的な環境負荷の低減、環境の改善を図ることを目指す。

亜硝酸性窒素

化合物のなかに亜硝酸塩として含まれている窒素のこと。水中では亜硝酸イオンとして存在する。

【い】

一酸化炭素

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。化学式は CO。環境中の主要な発生源は自動車排出ガスである。

一般環境大気測定局

「大気汚染防止法」に基づき大気の汚染状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたもの。

一般廃棄物

「廃棄物処理法」の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される家庭ごみのほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

ETBE(Ethyl Tertiary-Butyl Ether)

エチルターシャリーブチルエーテル。エタノールとイソブチレンを反応させて合成される化合物で、オクタン価向上剤 (アンチノック剤) として自動車ガソリンに添加されるメチル・ターシャリー・ブチル・エーテル (MTBE) と類似した特性・用途を持つ。

EV ステーション(Electric Vehicle)

低公害車に燃料や充電用の電気を供給するエコステーションの一種で、電気自動車に、駐車中に充電できるよう、非接触型コネクタやコンセントなどを備えている。

インセンティブ(incentive)

ものごとに取り組む意欲を引き出すために、外部から与える刺激のこと。

【う】

雨水浸透施設

雨水の地下への浸透を促すための施設で、浸透ます、道路浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝、透水性舗装、空隙貯留浸透施設などがある。

【え】

エコアクション 21 (ecological action 21)

環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインに基づき審査、認証、登録する制度。

エコステージ (eco-stage)

エコステージは、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 を踏まえつつ、現状の経営システムに「環境」という視点を導入することで、「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へと進化させるもの。

エコセメント (ecological cement)

都市ごみや下水汚泥の焼却灰と、石灰石など従来のセメント原料を混ぜて作ったセメント。

エコドライブ (ecological drive)

駐車時のアイドリングストップ、交通の状況に応じた安全な低速走行、タイヤの空気圧の適正化、エアコンの使用を控える、不要な荷物は積まない、迷惑駐車はしないなどにより、大気汚染物質排出量の削減、効率的な燃料消費等が可能となる環境にやさしい自動車の運転方法のこと。

ESCO 事業 (Energy Service Company)

Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」「設備」「人材」「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのこと。

【お】

温室効果ガス

大気を構成するガスで、赤外線を吸収し、大気温を上昇させる効果を有する気体。「地球温暖化対策推進法」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 3 ガス (HFC、PFC、SF₆) の 6 つを削減対象の温室効果ガスとして規定している。

温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策に関する普及啓発を行うことなどにより、地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とした全国規模の機関である全国地球温暖化防止活動推進センターと、各都道府県知事や政令指定都市等の市長によって指定される地域地球温暖化防止活動推進センターがある。いずれも「地球温暖化対策の推進に関する法律」で、その設置が規定されている。

【か】

化学的酸素要求量 (COD: Chemical Oxygen Demand)

有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応 (酸化)

させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値をいう。

拡大生産者責任

使用済み製品の処理または処分に関して、生産者が、財政的および、または物理的に相当程度の責任を負うという政策アプローチのこと。

環境影響評価制度

開発事業の内容を決めるに当たって、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。

環境家計簿

家庭生活における環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進するため、日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。

環境基準

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により政府が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境教育

持続可能な社会を目指し、人の健康や生活に直接影響する公害や地球温暖化等の環境問題をはじめ、生物多様性や生態系に関する知識や情報を伝え、その理解を深めるとともに、自然環境及び社会環境の保全・再生に向けた対応や行動に資するための教育。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能等を活かし、化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業、農法のこと。

環境報告書

企業等が環境に配慮して行った取組み等について取りまとめ、一般に公表する報告書のこと。

環境マネジメント(environmental management)

企業等が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取り組む行動を計画・実行・評価することであり、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、実行、記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステムと言う。

環境目標値

本市の環境基本計画に掲げる定量目標の中で、大気・水質・騒音・有害化学物質・地下水・土壌の項目について、環境基準等を参考に達成すべき目標として設定したもの。

環境リスク(environmental risk)

人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が、環境中の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。

かん養機能

降水、河川水、灌漑水などの地表に到達、あるいは存在する水を地中へ浸透させる自然の仕組みのこと。植生、腐植、根系、土壌の間隙構造、地質の透水性などがこれに含まれ、これらが一体となって発揮される機能は「浸透能＝単位時間に浸透できる水量」として表すことが出来る。なおこれを人為的に効率よく助長する手段を人工かん養という。雨水浸透施設はかん養機能を増進するための手段の一つである。

【き】

揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)

VOC。常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたもの。比重は水より重く、粘性が低く、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透し土壌や地下水を汚染する。また、大気中に放出され、光化学反応によりオキシダントや SPM の発生に関与していると考えられている。

近郊緑地保全区域

大都市圏に存在する良好な緑地を保全するために、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき国土交通大臣により指定された緑地のこと。

CASBEE(Comprehensive Assessment System for Building Environment Efficiency)

建築物総合環境性能評価システム。省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。

【く】

グリーン物流(green logistics)

環境負荷の少ない物流システムのことで、グリーン配送や共同輸配送システムなどの総称。

【け】

建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品の総称。資源有効利用促進法により規定される再生資源と、廃棄物処理法により規定される廃棄物の2つの概念が含まれる。

【こ】

光化学オキシダント(photochemical oxidants)

大気中に窒素酸化物と炭化水素が共存する場合、太陽の紫外線の作用によって光化学反応が起こり、二次的にオゾン、二酸化窒素、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)、アルデヒド等が生成される。これらのうち、二酸化窒素を除いた酸化性物質が光化学オキシダントと言われ、特殊な条件下でスモッグ(光化学スモッグ)を発生させる。

降下ばいじん

工場や事業場等から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の焼却等に伴い発生する比較

的粒径の大きい物質のこと。

高度処理水

下水処理において、窒素やりん等の富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理を行って得られる処理水。

国際協力機構(Japan International Cooperation Agency)

JICA。日本のODAの中で技術協力を担う中核的实施機関。

コージェネレーションシステム(cogeneration system)

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。

コミュニティサイクル(community cycle)

レンタサイクルの一種で、街の一定範囲内で、至るところに設置してある自転車を好きな場所で借りたり、返却することができるシステム。

こどもエコクラブ事業

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。

合流式下水道

汚水と雨水を同一の管路で下水処理場まで排除する下水道のこと。

【さ】

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことができるエネルギーのこと。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。

里山地区

千葉市では、里山の保全を推進するため、2001年度より、身近な森林の保全、さらには地域住民と都市住民の参加による多様な森林活動を通じた交流の場づくりを目的として「里山地区」を指定している。

3R

「ごみを出さない(リデュース: Reduce)」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う(リユース: Reuse)」「出たごみはリサイクルする(リサイクル: Recycle)」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。

産業廃棄物

「廃棄物処理法」により定められている事業活動に伴って発生する特定の廃棄物のこと。多量発生性、有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在20種類の産業廃棄物が定められている。

【し】

次世代自動車

2008年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においては、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等と定義されている。

自動車排出ガス測定局

「大気汚染防止法」に基づき大気汚染状況を常時監視するために設置される測定局のうち、交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置されたもの。

湿式放熱

雨水等を使用したビル壁面等での放熱を利用した冷却装置。

循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」では、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」と定義されている。

硝酸性窒素

硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在している。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となる。

蒸発散機能

水面、地面からの水の蒸発と植物体を通じて水が水蒸気になる蒸散の両者をいう。河川や池の水面からの蒸発、屋上・壁面緑化や緑のカーテンなどによる植物の蒸散、打ち水などによって気温を下げる機能のこと。

【す】

水質汚濁負荷量

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質のことで、総量規制や廃水処理設備の設計の際に用いられる。一般的には、汚濁物質の時間あるいは日排出量で表わし、「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排水量」で計算する。

スマートグリッド(smart grid)

インターネットなど IT の情報通信技術によって電力供給者と消費者を結びつけることで、エネルギー源の分散化、双方向化、オープン化を実現するなど、従来の集中型電力供給システムの課題を解決することを目指す次世代送配電システムのこと。

スラグ(slag)

鉱石から金属を製錬する際などに、冶金対象である金属から熔融によって分離した鉱石母岩の鉱物成分などを含む物質のこと。

【せ】

生物化学的酸素要求量(BOD: Biochemical Oxygen Demand)

有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量に対応する酸素量を濃度で表した値のことをいう。

生物多様性

私たち人間を含む生物・生命の変異・変化の総体を指す言葉で、遺伝子のレベルから種、更には生物の群落・群衆、そして生態系に至る多様性を包含する。食料をはじめとする資源・エネルギーから水や空気の浄化などの環境の安定性、さらに人々の心や精神を育み、私たちの生活・文化を支える大切なものとして認識されるようになった。

【そ】

騒音レベル

騒音計で測定された測定値のこと。騒音の単位のひとつとして用いられている。単位はデシベル (dB) である。

蘇我エコロジープーク構想

蘇我臨海部の蘇我特定地区 (JFE スチール東日本製鉄所東工場用地) 内に、リサイクル関連産業等の集積を図り、循環型産業拠点の創造を図る構想。

【た】

太陽熱利用システム

不凍液等を強制・自然循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽などから構成され、太陽熱を給湯や暖房等に利用するもの。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニール (Co-PCB) の 3 物質がダイオキシン類として「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義されている。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン 75 種類、ポリ塩化ジベンゾフラン 135 種類、コプラナーポリ塩化ビフェニール 13 種類と多くの仲間 (異性体) があり、分解しにくい性格から環境中に微量であるが存在する。

多自然護岸整備河川

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合も最低限の改変に留めるとする自然環境に配慮した河川工事である多自然型川づくりによる護岸整備が実施された河川。

炭化水素

炭素と水素からなる化合物の総称。環境大気中の炭化水素 (メタンを除いた非メタン炭化水素 =NMHC) は、光化学オキシダント生成の原因物質となる。

【ち】

地球温暖化

人の活動によって、大気中の二酸化炭素、メタン、フロン等の温室効果ガスの温度が上昇し、地表の平均気温が上昇すること。地球温暖化により、人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすことになるものと懸念されている。

窒素酸化物

NO_x。窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。

千葉市環境マネジメントシステム(C-EMS:Chiba Environmental Management System)

千葉市独自の環境マネジメントシステム。エコオフィス活動や公共工事における環境配慮などの平成 22 年 3 月まで取り組んだ ISO14001 に基づく取組みを継続しながら、コスト削減を図り、さらに環境負荷低減を進めるための取組み。

ちばルール

市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割のもと、ごみの減量とリサイクルに協働で取り組もうと、市が策定した行動指針。発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）を 3 つのルールとして捉え、項目ごとに市民と事業者が実践すべき行動を示している。

【て】

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出の少ない自動車。既に実用化されている電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等の他、LPG 車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。

低炭素街区

市街地等における低炭素型のまちづくりを推進するため、省エネ先端技術やシステム等を活用し街区単位での低炭素化を目指すもの。

天然ガスかん水

1,000m を越えるような地下深部の高圧下にあつて、天然ガスと共存している地下水をいう。塩分濃度が高く、中には海水より高い濃度を示す場合もある。千葉県の天然ガスは水溶性天然ガスと言われ、揚水によって生じた圧力減少によって、天然ガスがかん水から分離されるが、同時に揚水された大量の地下水は地盤沈下の原因となるとともに、排水施設等の管理を誤ると地表水系の汚染につながる場合もある。

【と】

都市公園面積

都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものを言う。都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地、また、国が整備した国営公園も都市公園に含まれる。

都市型レンタサイクル

1 台の自転車を複数の利用者が時間をずらして共用するシステムで、利用者の使い勝手を考え、複数の貸出拠点のどこにでも返却することが可能なコミュニティサイクルとあわせた導入が多い。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法で指定されたものをいう。

特別緑地保全地区

都市緑地法に規定された制度で、都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」のひとつとしてその区域を定めた緑地。

【に】

二酸化硫黄

主要大気汚染物質の一つで、腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。

二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。

二酸化窒素

代表的な大気汚染物質の一つで、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。

人の健康影響については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。

二次処理水

下水処理において、微生物反応を利用して生物学的に有機物（BOD 等）の除去をした処理水。

【ね】

熱帯夜

ある地点で、その日の最低気温が 25℃を上回る夜のこと。

【は】

パートナーシップ(partnership)

関係者や関係機関等が連携・協力し、それによって創出される相乗効果により、単独では実現困難な目的を効果的に達成する仕組みや組織のこと。

バイオマス(biomass)

生物 (bio) の量 (mass) のことであるが、再生可能な生物由来の有機物で化石資源を除いたものをいう。薪など木材、トウモロコシなどの農産物資源をはじめ、廃棄物系のバオイマスとして、紙、排泄物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などを指す。

ばい煙発生施設

大気汚染防止法に規定されている施設で、規制の対象となるもの。工場または事業場に設置される施設で、ばい煙を発生・排出する施設のうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるものとして政令で定められる。

【ひ】

ヒートアイランド(heat island)

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。

ビオトープ(biotope)

生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間のこと。開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

BDF(Biodiesel Fuel)

バイオディーゼル燃料。植物性油や動物性油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料。

PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（見直し）を意味し、この流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいう。

PRTR 法 (Pollutant Release and Transfer Register)

有害な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に 1999 年に制定された法律。

微小粒子状物質 (PM2.5: Particulate Matter)

従来から大気中に漂う粒径 10 μ m (1 μ m=0.001mm) 以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきているが、そのなかで粒径 2.5 μ m 以下の小さなものを微小粒子状物質と呼ぶ。微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられ、ぜん息、気管支炎あるいはせき、ぜん鳴などの症状や動悸、呼吸数の増加、不整脈、心臓発作などの症状の原因とされている。

【ふ】

浮遊粒子状物質 (SPM: Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊している粒子状の物質で、大気汚染物質の一つ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 10 μ m (1cm の 1,000 分の 1) 以下のものと定義している。

【み】

水循環

地球上の水は気圏、地圏、水圏に存在している。気圏では水蒸気、地圏では地表水や地下水など、水圏では海水などに形を変えるが、これらは孤立しているわけではなく、相互に流入、流出しており、この循環を水循環と言う。

緑のカーテン

日当たりのよい窓や壁につる性の植物等で覆うこと。強い日差しが遮られるとともに、植物の葉の蒸散により夏季における室内温度を下げる効果があることから、省エネルギーだけでなくヒートアイランド対策や地球温暖化の防止にも役立つ。

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのこと。

【も】

木質チップ(chip of wood)

間伐材や未利用材の木材を粉砕・加工して燃料に使用するもの。

木質ペレット(pellet of wood)

おがくずや木くず、製材廃材などの破砕物に圧力を加えて直径 6～8mm 程度の円筒状に成形固化して取り扱いや輸送性を高めた固形燃料のこと。

【や】

谷津田

台地に細長い谷が形成された谷津地形の低湿地に作られた水田。台地に供給された雨水の浸透水によってかん養された地下水の自然の排水路として発達したもので、それらの谷や谷底には地下水が湧き出していることが多く、水の多い湿田となり、隣接する林地と合わせ、多様な動植物が生息・生育する豊かな生態系が保全されてきた空間となっている。

【ら】

ライフサイクルアセスメント(LCA:Life Cycle Assessment)

その製品に関わる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などのすべての段階を通して、投入された資源・エネルギーや、排出された環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

【り】

リスクコミュニケーション(risk communication)

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO 等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

リターナブル容器(returnable vessel)

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなどの繰り返し使用される容器のこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカー等で洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。

緑地量

緑地には、都市公園・緑地・「ポートパーク」や「ふるさと農園」など公園に準じる公共施設・公共施設付属緑地・市民の森・市民緑地・チビッコ広場・緑地保全地区・風致地区・生産緑地・近郊緑地保全区域・河川区域・農用地・保安林・自然公園区域・保存樹林・工場等緑化協定及び緑地協定地区内の緑化地等を含む。

【る】

類型指定

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国で類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に関する地域の土地利用状況や時間帯等に応じて指定していく方式となっている。

【れ】

レッドデータブック(red data book)

絶滅の恐れのある野生生物の種について、生息状況等を取りまとめ編さんしたもの。国、県、市町村レベルのレッドデータブックがある。

出典

国環境基本計画、千葉県環境基本計画、千葉市環境白書、
千葉市自動車公害防止計画、千葉市水環境保全計画、
千葉市緑と水辺の基本計画、千葉市一般廃棄物処理基本計画他

